

330.59-N6856-T



1200700576182

報年濟經本日


輯二第年三十和昭

(るよに料資のてま月五年三十—月三年三十)

輯二十三第

編社報新濟經洋東





東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第三十二輯

—昭和十三年第二輯—

東洋經濟新報社

330
24



1122

序

一、對支政策と對ソ政策とは、我が國の當面する最重要問題だが、「對支或は對ソ政策を斯くすべし」と云ふ策論は、本年報の範圍外に屬する。本年報の役目は、事實の正しい認識を提供するに在つて、政策論を上下することにはないからだ。然し、今日の時局に於ては、空疏な百千の策論よりも、一つの正確な認識こそが必要である。其の意味で、本輯第一部には「日滿支ブロック經濟の再編成」を、第二部には「日ソ關係は果して危機を孕むか」を取扱つた。

一、先頃の內閣參議會で、我が財政經濟の實相公表が問題となり、池田新藏閣相は、これに大いに賛意を表したと傳へられる。然し從來からの本年報の讀者諸氏は、既に我が財經の實相——或は少くもそれに近いもの——を知悉してゐる筈である。本輯の第三部「各經濟部面の分析と見透」に盛られた十篇の論文も亦、眞實を求め讀者の爲に役立つだらう。

一、前輯及び前々輯には、附録として「戦時経済法令集」を載せ、好評を博したが、去る第七十三議會を通過した戦時法令を掲載するには、尨大な頁數を要するので、本輯ではこれを割愛せざるを得なかつた。が、これらの全法令は、先般當社から出版した「戦時経済法令集」に収録してあるから、其の参照を願ひたい。また、近く當社から上梓する「日本經濟の戦時編成」は、戦時法令と我が經濟との關聯を具體的に解説したもので、これ亦戦時法令の理解に役立つものと思ふ。

一、尙ほ本輯からは、これまで附録に載せて來た、人名、件名、及び重要統計表の索引を廢止し、それだけの頁數を本文の充實に當てることにした。索引を愛用されてゐた讀者諸氏には不便のこと、思ふが、紙價暴騰のうちに在つて、定價の値上げを避けつつある當社の微衷を汲んで頂きたい。

昭和十三年六月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第三十二輯 目次

第一部 日滿支ブロック經濟の再編成

序.....一

第一節 日滿ブロックから日滿支ブロックへ.....三

- 一、日滿ブロックの強化—滿洲産業五ヶ年計畫と其の修正.....三
(A) 滿洲産業五ヶ年計畫の目標と昨年の實績—(B) 滿洲産業五ヶ年計畫の修正
- 二、日滿支ブロックへの擴大.....八
- 三、ブロック再編成に伴ふ問題.....二

第二節 日滿支ブロックの原料自給力.....二

- 一、鐵鑛不足は若干緩和.....三
- 二、石炭はブロック内で自給可能見込み.....一六
- 三、棉花自給は二、三十年先き.....一九

目次

四、支那羊毛は品質が問題……………三
五、鹽増産と自給性……………三

第三節 對滿支輸出の再檢討……………七

一、日本の貿易に於ける對滿支輸出の地位……………七
二、對滿支輸出の將來……………六
 (A)對滿輸出の躍進と今後 (B)對支輸出はどれだけ殖えるか

第四節 日滿支産業間の矛盾調整……………三

一、日滿支輕工業の設備過剰と其の對策……………三
二、紡績業—在支紡の擴張を押へる……………三
 (A)ブロック内綿絲布需給 (B)日滿支紡績設備と支那紡復興策
三、製粉業—北支需要を日本粉と中支粉で賄ふ……………三
 (A)日本小麥粉の供給過剰 (B)滿洲小麥粉も供給過剰 (C)北中支製粉事情 (D)ブ
 ック製粉對策
四、セメント業—輸出増進への方向……………三
 (A)設備過剰と日滿相剋 (B)日滿支セメント事業の調整

第五節 日滿支ブロック經營の機關・資金・物資……………三

一、對滿支經營機關の再編成……………三
二、滿支開發の資金・物資はあるか……………三
三、ブロック國際收支はどうなるか……………三

第二部 日ソ關係は果して危機を孕むか……………三

序、日ソ關係の急迫と宇垣新外相の登場……………三

第一節 日ソの經濟的・政治的關係の變遷……………三

一、一九二八年乃至一九三一年の日ソ經濟關係……………三
二、滿洲事變以後の日ソ關係……………三

第二節 日ソ兩國間の諸懸案と其の調整問題……………三

一、日獨防共協定以後の日ソ聯邦の態度……………三
二、日ソ漁業條約改訂問題……………三
三、北樺太の石油及石炭利權問題……………三
 (A)北樺太石炭利權 (B)北樺太石油利權
四、我が在ソ公館閉鎖問題……………三

五、交通・通信に關する紛争…………… 六九

六、滿ソ國境に於け對立…………… 六九

七、現在の日ソ貿易への一瞥…………… 七〇

八、日ソ兩國懸案解決への努力…………… 七三

第三節 ソ聯邦は對日戦争を欲するか…………… 七五

一、ソ聯邦の對支援助…………… 七六

二、日ソ戦争に關するソ聯邦の態度…………… 八〇

第三部 各經濟部面の分析と見透…………… 八九

——徐州戦後の諸問題——

第一節 新裝近衛内閣の經濟的課題…………… 八九

一、近衛内閣の改造…………… 八九

二、切實化せるインフレ對策…………… 九三

(A)高められたインフレ懸念—(B)貯蓄の新たな意義—(C)物價抑制の新規準

三、景氣は停滯期に入る…………… 九六

(A)生産に現はれた凹凸—(B)企業収益は低下

四、景氣停滯の齎するもの…………… 一〇一

第二節 軍事公債五十五億圓と其の消化…………… 一〇七

一、財政に現れた長期戰體制…………… 一〇七

(A)戰費愈々加はる—(B)行政費も戰時化

二、公債五十五億・増稅二億…………… 一一三

三、三つの軍費消化策…………… 一二七

四、増稅はもう來ないか…………… 一二〇

第三節 貿易の大萎縮と其の對策…………… 一二三

一、第一四半期の貿易萎縮は甚しい…………… 一二四

(A)輸出入貿易ともに減退—(B)棉花・羊毛を初め原料品輸入は驚くべき減少—(C)輸出貿易の不振—(D)對英依存弱まる國別貿易の形相

二、輸出減退の諸原因…………… 一二三

三、輸出促進の爲の諸對策…………… 一二五

(A)一般的物價の騰貴抑制—(B)『二重價格制』と輸出入リンク制

第四節 戰時統制の強化と產業界…………… 一二四

一、生産力擴充の強行……………一四二

(A)軍需資材増産への努力―(B)國家總動員法に基く工場管理―(C)科學審議會設置の意味

二、物資調整・物價對策の諸機關設置……………一四四

(A)臨時物資調整局の設置―(B)需給調整協議會の設置―(C)物價委員會の設置

三、物資需給調整の方向……………一四八

(A)使用制限の強化―(B)配給統制の前進―(C)綿絲公定價格制の實施

四、産業界に現はれた事變の影響……………一五三

(A)昨年下半年の産業利潤―(B)非軍需産業の生産萎縮―(C)軍需産業への事業資金の集中

第五節 爭議絶滅運動下の労働者状態……………一六一

一、賃銀上昇と物價騰貴の歩調……………一六三

(A)生計費昂騰時代來る―(B)生活水準は持續されてゐるか―(C)強まり行く賃銀の跋行

二、労働運動の大旋廻……………一六七

(A)残された二つの指導的労働組合―(B)日本主義組合の積極性―(C)『三協運動』の示唆するもの

三、労働對策の新局面……………一七四

(A)労働力保護・育成の新征程―(B)災害防止策と商店法の誕生―(C)國民登録制にまで進むか？

第六節 農産物販賣機構の統制目標……………一八一

一、錯綜せる農産物配給機構……………一八三

(A)農産物生産と販賣の分離―(B)組合の販賣統制状況

二、農村の實情と農産物の販賣事情……………一八六

(A)組合と商人との間に於ける集荷事情の相違―(B)組合系統機關利用の不徹底

三、組合販賣事業の擴充計畫と其の實績……………一八九

(A)産組擴充五ヶ年計畫の成果―(B)全販聯の事業分量

四、販賣事業一元化の具體案……………一九三

(A)政府の立案―(B)産組の大衆化が問題

第七節 戦時色に塗られた社會政治状態……………一九五

一、農民組合運動の轉換……………一九六

(A)大日農と農聯の成立―(B)大日農の綱領と其の第一回大會―(C)農聯の成長と其の運動方針

二、氣遣はれる中小商工業の困難……………二〇四

三、改造近衛内閣への期待……………二〇六

第八節 長期戦體制を整備した第七十三議會……………二〇七

一、純戦時議會と未曾有の多量生産……………二〇七

二、戦時體制の根幹を成す國家總動員法……………二一一

三、戦時金融政策の補足整備……………二一四

目次……………七

四、擴大發展を見た産業統制と生産力擴充策……………二二六

五、民有國營體制を確立した電力管理法……………二二〇

六、支那開發法・社會立法・商法の改正其他……………二二三

第九節 チェンバレン外交を繞る歐洲政局……………二二五

一、チェンバレン外交の出現と其の成果……………二二六

(A)チェンバレン外交は如何にして出現したか―(B)チェンバレン外交の一應の成功と今後……………二二六

二、英伊協定成立の背後にあるもの……………二二二

三、英佛協定に現はれた佛蘭西の苦惱……………二二三

四、四國協定に期待する獨逸の意圖……………二二五

第十節 米國恐慌の發展と世界景氣の逆轉……………二二九

一、米國恐慌の其の後の發展と恐慌對策……………二二九

(A)恐慌は一段と深刻化―(B)政府の恐慌對策……………二二九

二、逆轉した英國景氣……………二四五

三、世界景氣の歴然たる逆轉……………二五三

附 録……………二六一

一、重要經濟統計表……………二六一

二、昭和十三年第一四半期日誌……………二六一

日本經濟年報

昭和十三年 第二輯 (第三十二輯)

(昭和十三年三月より十三年五月迄の資料)

日本經濟研究會

第一部 日滿支ブロック經濟の再編成

序

徐州攻略は支那事變の上に重大な一時期を劃した。これは國民政府の勢力を一層弱めると同時に、隴海線及び津浦線の確保により、我が軍は戰略的に多大の利益を享受する結果となつた。

また北支と中支を政治的、經濟的に一體とする前提條件が作られ、維持政府は北支の臨時政府に合流する時期が促進されたと見られる。従つて、北中支の經濟的復興及び開發も亦促進されるであらう。

勿論徐州攻略の結果國民政府が直ちに崩壊すると云ふ甘い考へ方は許さるべきでないし、それどころか、北支から中支に互る歴大な地域内の治安の回復及び維持だけで尙ほ容易ならぬ大事業であるだらう。事變が依然長期に互り、眞の困難は寧ろこれからだと言ふ強い覺悟を持たねばならない。さればこそ、近衛内閣の大改造が斷行され、先づ國內政權の強化工作が施されたのである。がそれにして、徐州攻略が我が對支經營の進展に大きな拍車をかけることは確かである。従つて筆者が此處に檢

序

討せんとする日滿支經濟ブロック建設の問題も亦今後段々軌道に乗つて來るであらう。

『日滿支ブロック經濟』とは近年言古された言葉である。それは準戰時體制下日本の最も痛切な要求であり、又目標であつた。その目標に向つて今迄日滿支ブロック經濟政策が遂行され、又日支經濟提携工作も進められて來たのである。然るに支那に於ける抗日政治勢力はその圓滿な遂行を妨げ、遂に今次の事變勃發となつたことは周知の通りだ。而もそれは大規模且つ長期の戰爭となり、それが又軍需資源の確保を中心として、益々ブロック經濟の確立を強く要求することゝなつた。かくてブロック經濟への要求は戰爭を生み、戰爭は更にブロック經濟への要求を強めることになつたのであるが、兎も角長期戦下に於ける北中支の参加は日滿支ブロック經濟再編成の問題を日程に上さざるを得ない。

もと／＼ブロック經濟はアウタルキーを目指すものであり、世界有無相通する自然經濟より見て頗る不合理なものであることは、ノルマン・エンゼルの言葉を借りる迄もない。しかしブロック經濟化は近年の世界的趨勢であり、我が日本の現實も亦、ブロック經濟、アウタルキーへの道を驀進しつゝある。筆者は此の現實を直視しつゝ、日滿支ブロック經濟の問題を具體的に究明したいと思ふ。徐州攻略によつてこれが愈々促進されんとする際、かゝる研究は充分の意味を持つだらう。

第一節 日滿ブロックから日滿支ブロックへ

日本經濟は支那事變勃發を契機に準戰時體制より完全な戰時體制に移行した。軍需生産力の擴充は強行されねばならず、そのため強力な輸入統制を行ふと同時に、資源の自給自足が強く要求されて來た。當然滿洲及支那に於ける資源の積極的開發が企圖される譯である。滿洲に於ては既に昨年から着手されてゐる所謂産業五ヶ年計畫が茲に修正擴充されねばならぬし、又今次の戰爭によつて我がブロック内に確保された北支、中支の資源は北支開發、中支振興の兩國策會社を中心に開拓の準備がなされてゐる。

一、日滿ブロックの強化—滿洲産業五ヶ年計畫と其の修正

(A) 滿洲産業五ヶ年計畫の目標と昨年の實績

滿洲の産業五ヶ年計畫の目標が日本に不足する資源の開發にあつたこと言ふ迄もない。その詳しい内容は茲では繰返さないが(別表参照)、(註)大體(一)石炭の増産、(二)製鐵増産、(三)石炭液化工業

滿洲産業五ヶ年計畫

單位	1936年生産力	五年後産額	資金
千噸	2,750	6,600	31,440
噸	850	2,400	108,500
噸	580	2,500	88,800
噸	14	500	211,600
噸	6	100	25,000
噸	140	800	81,000
噸	11,700	25,500	150,000
噸	—	20,000	38,000
噸	—	200	500
千噸	60	300	15,000
噸	275	875	15,750
噸	36	72	4,000
噸	22	124	4,800
噸	—	15	500
千圓	10,000	400,000	100,000
千KW	—	350	214,500
噸	420	850	27,800
不詳	不詳	不詳	20,000
不詳	不詳	不詳	30,000
不詳	不詳	不詳	100,000
千噸	—	五倍	7,000
千噸	—	50	—

日本國勢圖會による

價高及一部建設材料の不足にも拘はらず成績は概して良好』と言はれてを。先づ鑛工部門では、鐵は昭和製鋼所及び本溪湖煤鐵公司在五ヶ年計畫實施前から生産力擴充を計畫してゐたので準備も早く

の確立、(四)小麥、棉花、亞麻、食糧作物(高粱、粟、玉蜀黍等)の増産を中心の課題とし、其計畫遂行には、鑛工業部門十二億二千萬圓、農畜産部門一億三千萬圓、交通部門十億、總計二十三億五千萬圓の資金を必要とすると言はれた。

(註) 本年報第廿七輯参照されたし。

右の五ヶ年計畫は最初の一年を閱したのであるが、其實績は去る二月一日滿洲國政府と關東軍司令部に於て檢討が加へられたが、「物

整ひ、豫定の實績を擧げてをる。石炭は撫順炭坑の増産を行はず、専ら滿洲炭坑の處女炭田開發に目標を置いてゐるので、四百三十萬噸の増産目標に對し四百萬噸の増産で、表面上の成績は稍、落ちた。これは滿炭が七月から翌年六月迄を石炭年度としてゐたのを曆年度に組替へたと、及び機械其他の生産器材の入手難に基く。金は一千四百萬圓の生産目標に對し一千二百萬圓程度の實産であつた。石炭液化は合成燃料(阜新)、油化工業(四平街)、滿鐵(撫順)の三工場建設が進行し、油化工業會社は昨年特殊會社に改組して豫定計畫の擴張を決定してをるが、唯三姓のオイルシエールは本格的調査の結果企業價値なきことが明らかとなつたので、他に替るものを物色することになつた。また農畜産部門では耕地擴張、畜産増殖兩計畫共豫定通り進行したが、不幸南滿の水害、北滿の干害に見舞はれ、收穫量の實績は稍々不良であつた。

(B) 滿洲産業五ヶ年計畫の修正

産業五ヶ年計畫は大要右の様な成績を擧げたが、此の實績を基礎とし、且つ事變後の新事態への適應を目的として五ヶ年計畫を再検討した結果、先き頃日滿關係當局は之の大修正を決定した。其内容に就ての詳細は發表されないが、大體の方針は次の如くであると言ふことだ。(註)

『(一)支那事變に際會した日滿兩國に於ける軍需資材需要が増大したため、當初の五ヶ年計畫によ

る生産量に相當大幅の擴張を行ふ必要に迫られ、同時に滿洲重工業開發會社の創立によつて増産の限界が擴大されたので、これよつて、鐵、石炭、液體燃料、電氣諸金屬等の基礎原料、自動車、飛行機其他機械類をも可能の範圍に於て増産量を増すこと。(二)當初の五ヶ年計畫は、特に自給自足を目標としたが、最近の日滿兩國の財政狀況よりして積極的な國際收支適合といふ新たな要素が加はることとなり、このため金の増産量を再検討すると同時に當初の計畫では増産の圏外に置かれて大豆を滿洲經濟の原動力として新たに注目すること。』

(註) 五ヶ年計畫修正の方針及び内容に關しては大連商工會議所『東亞商工經濟』第二卷第三號、及び滿日社『經濟滿洲』第七卷第二號を參考とする所多い。

而して右の新方針を以て各部門に就き大體左の如き修正乃至擴張が計畫されてゐると傳へられる。

即ち(一)鐵、石炭、金に就ては從來の計畫が著るしく擴大され、今後四年間に銑鐵五百萬噸、銅塊三百五十萬噸、鋼材二百萬噸、石炭八百萬噸、産金三億圓を増産する。

(二)自動車及飛行機工業は昨年度に於ては専ら基礎工事に終つたが、本年より滿業の手により大々的に擴充する。

(三)石炭液化は從來原油製造を主としたが、今後は揮發油精製の段階に發展せしめ、尠く共國內需

要を目標とする(四年間に二百萬噸生産目標)。而して今年は從來の液化工場の外に朝鮮窒素の滿洲進出を促進する。

(四)パルプは從來四社を分立せしめ合同、合併を許さず各社一萬五千噸製造を目標としてきたが、今後は積極的増産を行ふ(四年間に四十萬噸増産目標)。

(五)人造護謨工業の研究を進めてゐるが、その一助として化學試驗場を設置する。

(六)農業に於ては、國際收支改善及對獨伊貿易品として大豆の積極的増産を圖り(本年度四百五十萬噸)、北支食糧不足を補ふため高粱(四百五十萬噸)、粟(三百五十萬噸)を増産、又日本の飼料不足に對して包米の増産を行ふ。

(七)畜産に於ては馬、緬羊の育成改良施設擴充を行ふ。

右は修正内容の極く概略に過ぎないが、要するに軍需資材の増産擴充と國際收支の調整を目指し、以て我國の戰時體制に呼應しようと言ふのである。

而してこれが遂行上最も問題となるのは言ふ迄もなく、人と金と物であるが、人の點は、從來と角非難された『統制の無統制』なる缺點を匡正すべく、新たに産業企畫委員會が設けられると言ふし、又鮎川氏を首班とする滿洲重工業に重工業・化學工業等の綜合經營を行はせる方針だと言ふから、從

來よりは改善されるだらう。次に資金の問題であるが、第一年度即ち昨年は、政府出資八千萬圓、滿洲炭業の増資並に社債三千六百萬圓、其他各特種會社及滿鐵資金を併せ總額約二億一千万圓を要したが比較的順調に調達された。今度の修正計畫では所要資金總額五十億圓と言はれるから當初の約二億となつた譯だが、差當り第二年度即ち今年の所要資金三億七千萬圓も、一億七千萬圓は滿鐵で調達し、残り二億圓はシンヂケート團に大體諒解を得た如くである。従つて金繰の方は、當面何とか都合が付くやうであるが、最も困難なのは物資の問題であらう。工場建設材料、機械、器具其他の物資不足は朝鮮と言はず滿洲と言はず、日本ブロック内共通の現象となつてゐるからだ。鮎川氏によつてアメリカのクレジット獲得が企圖されてゐる理由も勿論其處に在る。滿洲五ヶ年計畫の成否は生産資材の海外よりの入手如何に懸つてゐると稱して良いだらう。

二、日滿支ブロックへの擴大

豫て提携せんとして提携し得なかつた北支五省が今次の事變で漸く我が勢力圏内に入り、又中支では江蘇、浙江、安徽の諸省も——其一部は今猶硝煙の中にあるとはいへ——總ては北支に統合され、所謂日滿支ブロックが本格的に形成される方向にある。既に北支には臨時政府が、中支には維新政府

が夫々設立され、『防共親日』を標榜して住民の安居、經濟の復興を圖りつゝある。然し乍ら戰爭は猶進行中であり、戦火による被害は多大であるのだから、其復舊には相當の時日と費用を要することは言ふ迄もない。況や資源の開発、産業の振興となると其のテムポの急速なるを期待するは輕卒であらう。殊に中支に於て然りだ。が、今や北中支の經濟的復興と開發は苦難を忍び乍らも強行せねばならぬ筋合にある。

先づ北支に於ては既に事變前から經濟提携のプランは若干進められつゝあつたし、又政治的にも逸早く王克敏氏を主班とする臨時政府が確立され、基礎準備は比較的整つてをる。金融の方面に於ても既に中國聯合準備銀行が新たな發券銀行として活動を開始し、完全に圓ブロック内に入った。

そこで産業開發だが、北支には現下日本の最も必要とする石炭、鐵礦、棉花、鹽等の國防資源が豊富に存在することは今更繰返へす迄もない。これらの開發を擔當する中樞的機關は、近く設立される國策會社、北支那開發株式會社（公稱資本金三億五千萬圓）である。これは、特殊會社であつて、各部門（鐵礦、石炭等々）の實際開發を擔當する子會社を統制するものだが、北支開發の具體案としては、例へば次の如き案がある。これは現地出先當局の試案（所謂現地の『開發四ヶ年案』）であるが、それによれば

一、北支開發會社の子會社として統制企業に屬する鐵道、港灣、通信、電氣、鐵礦、石炭、鹽、石炭液化の八會社を設立する

二、これら八子會社の總資本は合計二十一億に及ぶ。

三、八子會社は支那法人とし其株式社債は日滿支ブロックの立前より日滿北支の市場に於て公募す。

といふことが考へられてゐる。而してこれに要する總資本は相當莫大なものであるが、此中現物出資等の現地調達もあるから、日本より仰ぐのは十六億見當と見られてゐる。

次ぎに中支は北支の主に対する従として經營される方針となつたが、蓋し、中支の客觀事情からも、又我國策上からも當然のことと解される。此地はもと／＼奧地相手の商工業地としての色彩濃厚で、其政治經濟事情は對外對內的に複雑多岐である。従つて維新政府は北支政權に統合される運命にあるし、金融通貨の對策未だ具體化する段階に至つてゐない。

北支那開發會社と並んで中支の經濟的經營を擔當する中支振興會社は資本金一億圓で、電氣、水道、瓦斯、鐵道、バス等の公共事業を主とし、僅かに水産、鑛産を統制企業とするに止まる。而して當面の開發對象となるは燕湖附近の鐵鑛のみである。(註)

(註) 中支經濟に就ては四月十六日號東洋經濟新報所載『中支經濟の全貌と開發上の諸問題』に詳しく述べてあるから、参照を乞ひたい。

三、ブロック再編成に伴ふ問題

かくて戦時下に於て、北中支の参加により日滿支經濟ブロック建設に進みつゝある譯だが、茲で問題とすべきは、(一)日滿不足資源は北中支により何の程度補足されるか、(二)日滿支貿易を如何に調整するか、(三)日滿支の産業調整を如何にすべきか、(四)ブロック經營乃至運營の實行機關の編成替をどうするか、(五)更に經營資金、物資は果してあるか、全體としての國際收支はどうか、等である。以下節を分ちて検討して見よう。

第二節 日滿支ブロックの原料自給力

我國は所謂『持たざる國』で、特に國防資源の自給率の低いことは周知の通りである。だからこそ、前節に述べた如く滿洲では石炭、鐵、パルプの増産、石炭の液化(石油資源は日滿支ブロック内に乏しい)棉花、緬羊の奨励等に努力が拂はれてをり、また新たに北中支の主要資源たる鐵、石炭、棉花、羊毛、鹽等の開發が計畫されつゝある譯だが、一體日滿支ブロック經濟が確立されさえすれば、我原

料問題は一舉に解決され得るものかどうか？ 日滿支經濟ブロックは何の程度の原料自給力を持つものだらうか？——と云ふ點を先づ考察して見よう。

一、鐵鑛不足は若干緩和

先づ鐵鋼原料の問題から述べる。我國の鐵鑛石需要は昭和十一年に於て四百六十四萬噸であるが、

(二) 本邦鐵鑛需給表 (單位千噸)

昭和年次	生産	輸入		移出	差引需要高
		海峽植民地支那	滿洲其他計		
四年	一七・六	九五・六	九五・三	二四・一	二、四三・五
五年	二四・〇	九七・九	七九・六	一八五・二	二、五〇・四
六年	二〇・二	九二・六	五九三・六	三四・七	一、九四・七
七年	三六・七	八七・九	五七・一	六・二	一、八五・二
八年	三〇・七	九七・二	五七・五	〇・二	二、〇九・六
九年	四三・七	八七・四	八五・五	三・三	二、七四・一
一〇年	五五・九	一、四七四・三	一、二六・八	〇・一	四、一六二・二
一一年	六〇・四	一、六九一・四	一、二五・九	〇・一	四、四三三・三

(備考) 『製鐵業參考資料』による

その八割は馬來半島(百六十九萬噸)、支那の大冶、蕪湖(百二十五萬噸)等からの輸入に依存してをる。此他屑鐵の輸入が百五十萬噸、銑鐵の輸入が九十七萬噸あるから、これらを若し鐵鑛石で輸入するとすれば、更に大約四百萬噸を必要とする筈だから、總輸入鑛石は八百萬噸近くとなる。金額にすれば、一十圓としても八千萬圓の巨額に上る譯だ。

では鐵鋼原料の自給自足が日滿支ブロック内で可能かと言ふと、それは不可能だ。先づ喧傳されつゝある北、中支の鐵鑛に就て見ると、其の埋藏量は第二表に示す如く北支五省が約一億五千萬噸、長

(二) 北中支鐵鑛埋藏量(千噸)

北支	長江筋	山東	河北	察哈爾	綏遠	河南	浙江	安徽	合計
一四八、八六四	一四、三三〇	四二、一七九	七〇〇	九一、六四五	七〇〇	一四、三三〇	七、四三七	七、一五四	一八三、三六九

(備考) 中國地質調査所發表の數字。

江流域(大冶を除く)が三千五百萬噸となつてをる(中國地質調査所の發表せる數字に基く、これは最も新らしい調査で、比較的權威あるものと言はれてゐる)。滿洲の埋藏量十二億噸に較ぶれば如何に貧弱なものであるか知られる。内地八千萬噸、朝鮮一億二千萬噸を併せたブロック内鐵鑛埋藏量は約十六億噸で、北中支はその一一%を占むるに過ぎない。而かも其の實際生産となると、北支は察哈爾の龍烟、山東の金嶺鎮、山西の陽泉等何れも交通不便のため開發は容易でない。従つて今直ちに鑛石採掘に着手出来るのは中支である。

増産を目指してゐるは前述した通りだ。尤もこれは滿洲國內の需要増に應ずる部分も多いが、然し彼是綜合して考へるに大體我國現下の鐵鋼原料不足八百萬噸の約半分は四ヶ年後に滿支のブロック内に於て自給し得ることにならう。それにしても鐵鋼原料不足は依然として將來も續くことは明白である。

二、石炭はブロック内で自給可能見込み

我國に於ける石炭の自給率は鐵鑛其他の重要資源に比し著しく高い。即ち昭和十一年の國內消費三千九百五十萬噸に對し國內生産は三千五百五十萬噸でその九割を供給してゐる。輸入は約四百萬噸だが、その大部分は滿洲、支那に仰いでゐる。従つて此限り大して問題ない譯だ。然し乍ら目下強行されつゝある軍需生産力擴充は當然石炭の増産を基底して行はれねばならず、又一方石油資源の缺除を補ふ石炭液化は今後朝鮮、滿洲に於て本格的に事業化されるだらうから、相當の石炭需要増が豫想される。即ち石炭増産五ヶ年計畫の最終年たる昭和十六年には我國の石炭需要は七千五百萬噸に上ると推定され、内地出炭高は移入を含めて約六千萬噸で、結局一千五百萬噸を滿洲、北支から輸入せねばならぬことになる。そこで滿洲から五百萬噸、支那から千萬噸を補給する様計畫が樹てられるのである。

(五) 本邦石炭需給(千噸)

年	内地生産	輸入	輸出	國內消費推定費
昭和八年	二九、四三三	三、四六六	一、五〇〇	三〇、三三九
九年	三三、二〇六	四、〇六〇	一、〇八七	三六、一八九
一〇年	三三、七五三	四、〇四九	一、〇一九	三八、八〇一
一一年	三三、五五四	四、一八八	一、二二二	三九、五五〇
一二年	三三、九四五	四、四二六	一、〇一八	四〇、三六三

(備考) 『石炭時報』による。

(六) 本邦石炭輸入國別表

國別	昭和十一年		昭和十二年	
	數量(千噸)	價格(千円)	數量(千噸)	價格(千円)
滿洲	二、二二七	二六、六〇〇	二、二四二	二九、六六六
關東州	五	五	四	六〇
支那	一、〇〇六	二、四三六	一、二六七	一六、二七九
佛領印度那	八六九	二、六五五	八一九	二二、八三三
其他共計	四、二三三	五、八八七	四、三五六	五、三三四

滿洲では例の五ヶ年計畫修正案によつて現在の出炭高一千五百萬噸(昭和十二年)に對し向ふ四ヶ年間に八百萬噸の増産を目論んでゐる。従つて此計畫が實現されるとすれば、四年後には我國に對し四、五百萬噸の輸出(昭和十二年は二百二十四萬噸)は或は可能となるだらう。次ぎに支那であるが、北支の石炭資源の豊富な事は世間周知の事實である。其埋藏量を示せば第七表の如くで、山西は一千二百七十一億噸、河北三十億噸、山東十六億噸、綏遠四億噸、察哈爾五億噸、安

徽三億噸、江蘇二億、浙江一億と言はれ、北中支合計では實に千三百三十五億噸と云ふ巨大な數字になる。日本の埋藏量百五十二億噸、滿洲の八十七億噸に比すれば如何に大きいかと判る。然しかゝる豊富な資源も交通不便と資本及び技術の不足で殆んど開發されず、現在では實際出炭高は千五百萬噸

第二節 日滿支ブロックの原料自給力

(七) 北中支各省石炭埋藏量

に過ぎない。従て輸出高も僅か百三十萬噸に見當となつてをる。

河	北	三、〇七一
山	東	一、三三九
山	西	二七、一三七
綏	遠	四七六
察	哈	五〇四
安	徽	三六〇
浙	江	一〇〇
江	蘇	二七
合	計	一三、四九四
全	支	三三、五五九

我國は夙にこの『開かれざる寶庫』に着目し、事變前から日支經濟提携による石炭資源獲得に努力して來た。今度こそは愈々本格的開發に着手する譯だが、大體の方針としては前に述べた日滿五ヶ年計畫に歩調を合せ、今後四ヶ年の中に日本内地への供給一千萬噸に石炭液化に充當される分をも

考慮して大體三千萬噸の生産を目標としてをる。即ち現在の約二倍に増

(九) 支那石炭輸出高

總	額	一九三四年	一九三五年	一九三六年
内	日本向	八、〇〇〇千噸	八、六二七千噸	八、六二七千噸
朝鮮向		一、九六〇千噸	一、四三三千噸	一、三三三千噸
象とされる主要炭		五、〇四〇千噸	七、一九四千噸	七、二九四千噸
礦は開採、井陘、		三、五三三	三、五三三	三、五三三

(八) 北中支各省出產高(千噸)

省	別	炭種	一九三三年	一九三四年
河	北	有煙炭	五、八二二	六、三三三
		無煙炭	八〇四	一、二七七
山	西	有煙炭	六、二六六	七、七九七
		無煙炭	一、二五二	一、五三三
山	東	有煙炭	一、三三〇	一、三三〇
		無煙炭	二、四二二	二、七〇〇
安	徽	有煙炭	三、〇〇〇	三、〇〇〇
		無煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
江	蘇	有煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		無煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
浙	江	有煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		無煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
察	哈	有煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		無煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
綏	遠	有煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		無煙炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合	計	有煙炭	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
		無煙炭	二、〇〇〇	二、〇〇〇
全	支	有煙炭	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
		無煙炭	二、〇〇〇	二、〇〇〇

正豐(以上山西省)、大同(綏遠省)、嚙縣、淄川、博山、中興(以上山東省)、平定(山西省)である。殆んど無盡藏と言はれる山西の石炭は無煙炭が多く、且地理的にも交通不便の所だから(滄石鐵道が開通すれば大分よくなるが)、地元の石炭液化が頗る合理化と考へられる。かくて謂ふ所の三千萬噸生産が實現すれば、日滿支ブロックは完全に石炭自給が可能となり、又一方石炭液化事業が成功すれば石油資源の缺乏も若干補ひ得ることになる。

三、棉花自給は二、三十年先き

我國の綿業は世界に冠たるものと言はれるが、其原料棉花は全部外國に仰がねばならない。昭和十一年の棉花輸入高は千五百十七萬六千擔(紡績消費千二百五十一萬五千擔)、金額にして八億五千萬圓であり、我が國總輸入金額の二二%を占める。従つて國際收支調整の第一目標とされ、強力な輸入統制の犠牲に供せられてゐる譯だ。而して輸入統制を行ふ一方、朝鮮、滿洲に於て棉花の増産に努めてゐるのだが、蓋し其量たるや微々たるものだ。滿洲では例の五ヶ年計畫により四年後二百五十萬擔生産を目標としてゐるが、現在生産額(昭和十一年二十二萬擔)の十倍餘に當る此増産が僅か四、五年間に實現し得るや否や頗る疑問である。精々二、三倍程度の増産が出来れば成功ではあるまいか。従て

(二) 1936/7年支那棉花需給推定(單位擔)

越庫	150,000	越庫	1,500,000
持在	350,000	持在	1,000,000
地積	750,000	地積	2,000,000
奧集紡		奧集紡	
越庫	1,250,000	越庫	4,500,000
持在	15,000,000	持在	
地積	750,000	地積	
奧集紡		奧集紡	
總量	17,000,000	總量	12,500,000
輸入	11,500,000	輸入	1,000,000
輸出	1,000,000	輸出	
總量	12,500,000	總量	
來年度への繰越	4,500,000	來年度への繰越	

(備考) 某在華紡調查。

當然北中支の棉花に期待せざるを得ないことになる。

所で支那の棉花は年産一千萬擔内外を産す。事變前の一
三六年度の需給關係を示すと第十表の如く、支那の全消費千
百五十萬擔に對して國內生産千五百萬擔、輸入七十五萬擔で、
海外(主として日本)に百萬擔を輸出する結果となつてをる。
これに見る限り自給して猶僅か乍ら餘りある状態だ。

しかし現在の所對外輸出餘力は百萬擔足らずであるから、
日本の全輸入量千五百萬擔に對してはその一割にも足らな
い。従て今後積極的増産が圖られねばならぬ譯だ。今度日滿
支ブロック内に入った北中支は支那に於ける棉花の主産地

で、就中江蘇、山東、河北は産量多
く、これら北中支の棉花額は六百萬乃
至七百萬擔に上り、全支の六割乃至七

(一) 支那棉花輸出高

總額	一九三四年 一九三五年 一九三六年
内日本向	二〇,九四一 一五,二〇一 三,四九二
朝鮮向	一六,六六九 一三,一四三 三,五五九
其他	五〇八 三五四 四四八
總計	三八,一一八 三一,八〇四 七,四九三

(備考) 『海關統計』による。一應一六・六擔。

(一二) 北中支棉產高(千擔)

江蘇	一九三三年 一九三四年 一九三五年
浙江	二,〇四五 一,六六五 一,九七六
安徽	三九二 四六三 四六二
山東	一,四四九 一,三三三 二,六三三
山西	一,四〇二 一,三〇四 四〇七
河北	一,四四五 二,八八六 二,五三三
合計	六,三九一 七,一三三 二,五三三
全支計	九,七四四 一一,二〇三 八,一九九

(備考) 在華紡同業會調查に依る。

といふ様な急テムボを期待するのは無理だらう。最近現地では九ヶ年一千萬擔を目標に増産計畫を建
てゐると傳へてゐるが、比較的實現性の多い案と考へられる。(註)これに中支の増産が約倍になる
として五百萬擔を加算すれば、十年後北中支の棉産額は約千五百萬擔となる。とすれば、在華紡績設
備が著しく増加しない限り、四百萬擔は充分日本に輸出し得るであらう。完全に日本の需要を賄ひ得
るのは、二十年、三十年先のことである。

(註) 北支の棉花改良、買付、金融のため興中公司、紡績會社、棉花商の共同出資による資本金三百萬圓の『北
支棉花公司』が昨年末設立され、既に事業を開始してゐる。

四、支那羊毛は品質が問題

羊毛は棉花と同様、我が國需要の全部を輸入に待つ。即ち昭和十二年に於ては二億四千五百三十五萬封度の消費量に對し、輸入は二億六千五十一萬封度となつてをる。そして其輸入金額は二億九千八百萬圓に上り、棉花に並び多額であるから、これ亦強度の輸入統制下に入れられてゐる譯だ。代用原料としてのステープル・ファイバーの三割混入を強制してをるが、將來純毛の使用を全然無くするといふ譯にも行くまいから、代用原料の改良増産と共に羊毛資源の獲得は焦眉の急である。既に朝鮮、滿洲に於て緬羊増殖政策が採られてゐるが、同時に支那の羊毛に着目されるのは當然である。元來日本の毛織原料補給は濠洲羊毛一本主義で、支那の羊毛などには一顧だに與へなかつたが、然し時世は之を許さなくなつたのである。

支那の羊毛と言つても勿論現状は貧弱なものである。生産高はダグデチー羊毛年報によれば七千八百萬封度（一九三四年）と稱せられ、又一九三四年國民政府實業部の發表する所では第十三表に示す如く五十三萬三千擔、即ち七千一百萬封度となつてをる。従つて大體支那羊毛産額は七千萬封度と推定して大過ない様だ。其産地は主として察哈爾、綏遠、青海、甘肅、外蒙等の奥地で、それらは殆んど

(一三) 支那羊毛生産高(千擔)

河北省	元	甘肅省	八
山東省	二〇	四川省	三
山西	二	外蒙	五
察哈爾	六	其他	二
綏遠	三	合計	五三
寧夏省	一		
青海省	一六		

天津に出廻る。一年間の天津出廻量は約四十萬擔と言はれるから、全支産量の七割五分は此處に集まる譯だ。そして年三千萬封度乃至四千萬封度が主として米國向に輸出され、カーベット・ウールとして使用されてゐる。

支那羊毛は、元來肉及毛皮を得るを主たる目的とするため、品質は悪い。死毛が多く、土砂が混入し、毛足不揃、柔軟性を缺き、弾力が少い等々の缺點を持つてゐる。然し乍ら、氣候其他の自然的條件は良いのだから、科學的指導による改良増産さへ行へば有望性はある譯だ。又現状の儘でも、混毛

(一四) 支那羊毛輸出高

總額	一九三四年	一九三五年	一九三六年
内地	一四、五三〇 <small>千圓</small>	一九、六七〇 <small>千圓</small>	一六、〇六七 <small>千圓</small>
天津	三、五五〇	一〇、九四〇	一四、三三九
青島	五三	一七、二七〇	一四、三三九
上海	一、九六六	二、八五〇	一、四九三

技術及梳毛機の改善により十分紡毛原料として使用し得る。サージ等の粗硬な毛織物の原料としては優に使用し得ると言はれてゐる。産地が邊境の地であるだけに其改良増産の技術指導は棉花の如く容易には行かぬが、先づ現在品の使用策を

第二節 日滿支ブロックの原料自給力

講じ乍ら、徐々に改善を加へることが出来るだらう。

(尙ほ滿洲の五ヶ年計畫によれば、昭和十六年末改良雜種二十八萬三千頭、蒙古種三百八十八萬四千頭とする豫定である。)

五、鹽増産と自給性

現在我國の鹽需要も大部分輸入に依存してをる。即ち昭和十一年に於ける内地製鹽高八百六十五萬

(二五) 北中支鹽産額(千擔)

淮北(江蘇)	一九三三年 七、五三三	一九三四年 七、八〇〇	一九三五年 七、六五〇
山東	七、五九九	八、三四〇	八、〇〇〇
長蘆	四、四三九	四、三〇七	四、四〇〇
河東(山西)	八九二	一、二七四	一、一九七
揚州	六〇九	六五〇	六〇〇
松江	一八八	一九五	一九〇
兩浙	四、三三三	四、二三五	四、二〇〇
合計	二五、四八一	二六、八〇一	二六、二七〇
全支計	三七、五〇四	三七、〇五七	三七、四六六

(備考) 鹽務署報告に據る。

擔に對し輸入は二千二百萬擔に上り、その中二割五分は滿洲支那より残り七割五分は地中海、紅海方面から來てゐる。然るに我國工業鹽需要は今後相當増加する狀勢にあるから、昨年から五ヶ年計畫を建て滿洲、關東州の増産を圖ると同時に北支の山東鹽、長蘆鹽の開發にも着手してゐる。

元來支那の鹽産地は第十五表に示す如く江蘇北部、山東、長蘆を主とするが、此中從來我國と關係を有するは山東鹽で、青島から毎年二十萬噸餘を輸入してゐる。此青島鹽に日本が

(二六) 支那鹽輸出高

總額	一九三四年 千噸 二、二二二	一九三五年 千噸 二、三三七	一九三六年 千噸 三、二二二
内威海衛	三	一九	六
青島	二〇八	一、七四三	二、〇九二
日本向	一七七	一、四八六	二、〇三二
朝鮮向	三四	二七七	六四

注目するに至つたのは大正七年の内地鹽の凶作からで、其後山東問題交渉で一時輸出は停頓したが、大正十四年日支間の協定成立以來今日迄輸入が繼續してゐるのである。而してこれが輸出促進には現に山東鹽業會社(資本金百萬圓)、大日本鹽業の

支配下に在る)が當つてをり、四ヶ年後の對日輸出五十萬噸を目ざしてゐる。

次ぎは數年來喧傳された長蘆鹽であるが、これは河北省の渤海灣に臨む蜿々四百料の海岸に散在する鹽田の總稱で、現在鹽産高は山東に劣り年六百二十萬八千擔——三十七萬七千噸(昭和十一年)では

(二七) 鹽増産五ヶ年計畫(單位千圓)

臺東灣	昭和十年 年産額 一四	五年後 産額 内地へ 一五〇
關東州	五〇六	六〇〇
滿洲	三九六	一、一〇〇
長蘆	三五〇	一、〇〇〇
青島	一八〇	五〇〇
計	一、五八〇	三、二〇〇

あるが、開發さへすれば何倍にでもなり得る自然的條件を備へてゐる。興中公司是夙にこれに着目し、大日本鹽業、東拓、其他曹達會社と共同出資で華北鹽業公司(資本金一千萬圓)を設立、既設鹽田の改良に當ると共に一萬四千町歩に上る新鹽田の開發に乗り出すことになつた。そして四ヶ年後には年産百六十六萬噸、地場消費を除き對日輸出百二、三十萬噸とする目標を立てゝゐる。

かくて山東鹽、長蘆鹽を併せて四年後には百七、八十萬噸を供給する計畫で、もしこれが實現すれば、關東州鹽、滿洲鹽の増産(滿洲の修正五ヶ年計畫では今後四年間に百萬噸増産を目標としてをる)を加へて、四ヶ年後の我工業鹽需要二百五十萬噸は日滿支ブロック内で完全に供給出来る譯だ。

×

×

×

×

以上重要國防資源たる鐵礦、石炭、棉花、羊毛、鹽に就いて、觀てきた。北中支は確かにこれら資源を豊富に保有してゐる。然しそれは現在では大部分眠むれる資源である。従つてこれが開發には、先づ鐵道を敷設し、港灣を築く等の基礎工作から施さねばならない。この意味で相當の資金と準備を以て掛からねばならぬのだから、四年や五年で物に出来るなど考へることは樂觀に過ぎるだらう。

註—本節の主要参考文献次の如し

上田貞次郎編 戰時經濟講話(戰時資源と日滿支ブロック)

東亞協會編 北支那總覽

大連商工會社新編 北支經濟圖說

申報社 申報年鑑

第二節 對滿支輸出の再檢討

本來ブロック經濟運動に於ては原料資源の獲得が主要な目的となるが、然し、だからと言つて輸出市場の確保が重要性を持たぬと云ふのではない。殊に貿易に依存する度合の強い日本の經濟機構に於て然りだ。此意味から滿洲及び支那の、我輸出市場としての位地を再檢討しておき度い。

一、日本貿易に於ける對滿支輸出の地位

我國の對滿支輸出の現況を示せば第一表の如くである。此の表では大藏省の分類に従つて、北支には河北、山西、山東、陝西、甘肅の諸省、中支には江蘇、浙江、安徽、河南、湖北、湖南、江西、四川の諸省を總括してあり、我々の茲で問題とする北支及び中支よりも稍々範圍が廣くはなつてゐるが、兎も角此の分類に従つた北支、中支及び滿洲への我が輸出の總計は昭和十一年に六億五千四百萬圓、同十二年七億八千九百萬圓となり、我國總輸出額の二四%三及び二四%八に當つてゐる。この額は北アメリカ洲に對する輸出額(昭和十二年六億五千九百六十萬圓)より稍々多いのであるから、確か

(一) 本邦對滿支輸出品別表

品別	滿洲國 千円	關東州 千円	北支 千円	中支 千円	合計 千円
小麥粉	{11年 6,013 12年 2,560}	{8,832 11,669}	{574 15,243}	{6 6}	{15,419 29,478}
水産物	{11年 334 12年 578}	{4,401 7,402}	{1,435 618}	{5,607 2,692}	{11,777 11,290}
精糖及水糖	{11年 1,382 12年 1,746}	{13,708 8,009}	{732 2,815}	{5,069 5,522}	{20,891 18,092}
綿織物	{11年 47,221 12年 53,163}	{28,332 27,031}	{1,312 1,138}	{6,276 9,836}	{83,141 91,168}
紙類	{11年 3,008 12年 5,931}	{9,699 13,814}	{3,090 3,113}	{3,957 3,599}	{19,754 26,452}
硝子及製品	{11年 822 12年 1,370}	{799 1,180}	{785 672}	{493 461}	{2,899 3,683}
鐵製品	{11年 3,320 12年 5,288}	{26,023 12,590}	{6,963 1,509}	{6,787 1,075}	{43,093 20,462}
機械	{11年 6,370 12年 14,835}	{41,166 46,584}	{8,984 14,916}	{7,893 9,201}	{64,413 85,536}
木材	{11年 1,313 12年 1,536}	{3,859 6,122}	{1,813 2,395}	{632 546}	{7,614 10,599}
合計(其他共)	{11年 150,859 12年 216,092}	{347,165 395,916}	{60,131 81,815}	{96,010 95,253}	{654,165 789,076}

(備考) 大藏省調査による。

に重要な市場たるに相違ない。然しそれは飽くまで相対的な意味に於てであり、我が輸出貿易の七割五分は滿支以外の世界各地に依存してゐるのである。従つて日滿支經濟ブロックの確立は緊要なことに相違ないが、輸出貿易に於てはブロック經濟の行過ぎが、滿支以外の市場を失ふ恐れが無くはない。對滿支輸出の確保と同時にブロック外への輸出振興にも努力が傾注されねばならぬ所以である。

二、對滿支輸出の將來

扱對滿支輸出の現況は右の如くとして、これが將來性如何が興味ある問題だ。それを考察するには先づ滿洲から見る事が適當であ

る。

(A) 對滿輸出の躍進と今後

滿洲建國以來我が對滿輸出が急テムポを以て増加した。即ち關東州を含めた我が對滿輸出の推移を示せば第二表の如くで、昭和七年の一億四千六百五十萬圓から、昭和十二年には六億一千二百萬圓に激増してゐる。實に四・二倍の増加である。尤も近年に於ける關東州への我が輸出の可成りの部分が『特殊輸入』として北支に再輸出された事實を考慮に入れねばならぬが、それにしても著しい増加には違ひない。かゝる對滿輸出増加の原因としては、言ふ迄もなく日滿一體化と滿洲經濟の發展に盡きるのであるが、これを具體的に言へば滿洲輸入に於ける日本商品の獨占化、及び特に經濟建設に伴ふ

(二) 對滿洲(關東州)輸出推移表

年	對滿輸出額	總輸出額	同上率
昭和七年	一四六,五三一	一,四〇九,九九三	一〇・四
同八年	三〇三,一四〇	一,八六一,〇四六	一六・三
同九年	四〇三,〇〇〇	二,一七一,九三五	一八・六
同一〇年	四三六,三五五	二,四九九,七〇三	一七・一
同一年	四九八,〇〇四	二,六九二,九七六	一八・五
同二年	六二二,〇〇八	三,一七五,四一八	一九・二

日本よりの生産財輸入増に基くものである。この事實は第三表に明らかである。而して今後の見透し如何といふと、勿論増加はするに違ひはない。本年第一四半期の實績を見ても、第四表に示す如く前年同期に比し滿洲國が五〇%三、關東州が二一%七を増加してゐる。産業五ヶ年計畫が擴大された結果、滿洲國は今後益々日本から建設資材輸入を増加せねばな

第三節 對滿支輸出の再検討

(三) 滿洲輸入に於ける日本商品獨占化

消費財	日本より		生産財	日本より	
	輸入	(%)		輸入	(%)
一九三二年	二六、三九三	一四七、六六六	七五、二八〇	四九、四七五	
一九三三年	二六、五七七	一三二、〇三六	一〇八、八八二	七〇、六	
一九三四年	二七、五五四	一四三、〇七九	一三三、九三三	一五、五三三	
一九三五年	二七、三七七	一四七、二九七	一三六、六六九	一七、二六〇	
一九三六年	二七、〇九七	一三五、四四七	一三二、七三三	一八、二七三	

(備考) 滿洲國貿易統計年報による。

(四) 本年第一四半期對支輸出貿易額

支那	十三年		對前年同期増減	同上割合	或程度當筈まる。
	額	%			
滿洲	六、四七	(+) 三、八七	(+) 五〇・三		右に述べた様な滿洲に於ける經驗は、對支輸出の將來にも
關東州	九、四七七	(+) 一七、七五〇	(+) 二二・七		或程度當筈まる。先づ北支、中支に於ける親日政權の樹立、
支那	五、六五二	(-) 七、四	(-) 一・五		親日關稅政策、日支經濟合作の氣運は確かに日本の對支輸出

と同様日本商品の獨占化的傾向が漸次強くなることは否定出來ない。従つて北支に對する日本輸出の増加が豫想される。全貿易額の減少必至と見られる中支に於ても日本輸出は從來に比し決して減らぬであらうと上海の貿易業者は筆者に語つた。右の見透しは確かに事實となつて現はれるに相違はな

50

(五) 支那重要輸入品一覽表

品程	1935年		1936年	
	價額 千元	百分比 %	價額 千元	百分比 %
紡織品	97,362	10.61	85,440	9.07
金屬製品	86,955	9.46	108,034	11.48
機械及工具	64,933	7.06	59,968	6.37
車輛、飛行機、船艇	29,978	3.25	52,491	5.57
其他金屬製品	34,537	3.76	46,732	4.96
魚介海産品	18,328	1.99	17,737	1.88
魚米	93,333	10.15	26,871	2.85
小麥及小麥粉	45,274	4.60	16,543	1.76
砂糖	27,740	3.02	20,494	2.18
草藥	10,847	1.18	17,408	1.85
化學製品及製藥	37,220	4.05	51,903	5.52
染料及顏料	37,409	4.07	41,152	4.37
石油	76,216	8.29	78,643	8.35
材炭	34,839	3.79	28,969	2.08
灰	8,196	0.89	6,430	0.68
其他	1,572	0.17	799	0.09
計	179,032	19.48	243,596	25.87
	919,211	100.00	941,545	100.00

(備考) 中國銀行「中國對外貿易統計」により作成。

しかし右はあくまで大勢觀である。その増進のテムボとなると、滿洲に對する過去の經驗を當てはめることは出來ない。現在の日本經濟は滿洲經營當初の時期に於ける様な生産力の餘裕を持たない。従つて支那開發に要する生産財の輸出に多きを期待出來ないと同時に、對支輸出に於ける外國勢力を排除することにも仲々容易でない。試みに支那重要輸入品を一瞥すると第五表の如くで、その大宗は重工業品、化學工業、紡織品、石油である。金屬及其製品機械類を合した金額は一九三五年に於て二億一千六百四十萬元、一九三六年二億六千七百二十二萬元で、それら、全輸入額の二三%五三、二八%三八を占めてゐる。其他化學工業品及び染料顏料は

一九三六年に於て全輸入の九%八九、石油は八%三八、紡織品は九%〇七に上つてゐる。而してこれらは主として英、米、獨の輸出品となり、日本は紡織品に於て壓倒的勢力を持つてゐた。然し現在これら商品を輸出する餘力が日本に乏しいのであるから、依然英、米、獨に任してをかねばならぬだらう。否寧ろ開發資材は此等列國よりの導入を積極的に勧誘すべしとさへ言はれてゐる。

従つて今後對滿支輸出が激増するとは到底期待出來ない。又積極的に増加しても、それは此際我國際收支上不都合を來す恐れさえある。といふのは、今後對滿支輸出が増加しても、もはや圓ブロック内の取引であるから外貨を獲得することにはならぬ。滿支の開發で鐵、棉花、羊毛、鹽等主要な本邦輸入品が相當量供給されれば、それに應じて輸出増加を圖つてもよいが、前述の如くそれ迄には猶五年、十年の日子を要するのであるから、當面滿支の輸出増加は却つて我國際收支上の壓迫となる理窟である。殊に後に述べる如く北中支の参加は我日滿支ブロックの貿易收支尻を悪化せしむる傾向を持つてゐるのであるから、猶更考慮を要する譯だ。従つて北中支の關稅率が日本に有利に改正されたことはブロック編成の支柱となるとはいへ、右の點は慎重に考慮されねばならぬ。

第四節 日滿支産業間の矛盾調整

一、日滿支輕工業の設備過剩と其の對策

今や日滿支經濟が一體として經營されることとなり、金融的にも圓ブロックが確立され（中支は未だ圓ブロックに入つたと嚴密には言へないが、廳て入ることとならう）、國際收支の上からも日滿支を一體として考慮せなければならなくなつたが、それと同時に、日滿支を綜合した新産業政策の樹立も亦問題になつて來てゐる。其の目標は軍需生産力の擴充と國際收支調整にあること言ふ迄もない。

日滿支の産業を綜合して考へると、重工業不足、輕工業過剩といふ一大特徴が先づ見出される。元來滿洲、支那は植民地であり、輕工業に若干の發達はあつても重工業の貧弱なるは當然であるから、これが日滿支經濟ブロックを構成する場合とても、日本産業の持つ現在の矛盾が解消し得ないのは當り前である。否差當り、矛盾は却つて激化する恐れさへある。そこで先づ重工業部門では滿洲、北支に於ける鐵鑛及び石炭を基礎とする鐵鋼業や石炭液化事業の擴充創設が企圖されてゐる譯だ。即ち、

滿洲五ヶ年計畫に依つて鉄鐵、鐵鋼の増産を圖ると共に、飛行機、自動車、兵器への一貫作業も計畫されつゝある。又北支に於ては、地元に従來から在つた熔鑛爐を復舊すると共に大製鐵所の新設も計畫されてゐる。これらの詳細に就ては既に第一節及び第二節に於て述べたから、茲では深く立入らぬことにするが、要するに原料供給地といふ經濟關係、及び特に滿洲の兵站基地としての重要性から重工業(軍需的)の積極的擴充が行はれつゝある譯だ。

他方輕工業は、紡績、製粉、セメント等の設備が日滿支ブロック内で過剰の状態に在る。既に日本内地ではこれらの工業に於ける設備過剰から近年統制が強化されて來たが、その統制を逃れるため朝鮮・滿洲に資本の進出が起つた結果、滿洲でも既にこれら工業の設備過剰と云ふ現象が見られるに至つた。そこへ今度加はつた北支、中支も相當の輕工業設備を持つてゐるだから、これら輕工業間の矛盾撞着を如何に調整するか目下深刻に考慮されねばならぬ。その方策としては、先づ經濟ブロック内の二重投資を排除し、これ以上の新增設を許可しないこと、北支、中支に於ては既存設備の復舊に止め、それは邦人の資本と技術に依らしめること、日滿支の綜合的統制を實施すること、等が考へられるが、現實の政策も亦右の方向に動きつゝある。

斯る日滿支輕工業の統制を必然とする事情を紡績、製粉、セメントの諸事業に就て考察して見よう。これらはその最も代表的な産業だからである。

二、紡績業—在支紡の擴張を押へる

(A) ブロック内綿絲布需給

先づ我國の對滿支綿絲布輸出を見ると、綿絲は昭和十一年七百十萬圓、十二年一千八十萬圓、綿布は同じく八千三百四十萬圓、及び九千六百四十萬圓となつてをり、滿支への我が綿布輸出は、我國總

(一) 綿絲綿織物對滿支輸出額表

綿 絲	昭和十一年		昭和十二年	
	千圓	千圓	千圓	千圓
滿洲	七四、八六三	六三、三九一	八二、七七七	八、三三四
關東州	五、二五九	四四七	三、七七三	一、四三三
支那	一、六七七	二七九	五、九七七	一、〇二五
合計	八一、八九	七、二七七	一〇、四七六	一〇、七八二
綿織物				
滿洲	三三、七七六	四七、三三二	三三、二二〇	五、七四六
關東州	一七、〇九七	二六、三三三	二七、〇九	二九、四三六
支那	三七、三三九	七、八六一	四五、一〇〇	二、二九六
合計	八八、二〇三	八三、四四四	三七、四九九	六、三三七

綿布輸出高の約一割七分を占めてゐる譯だ(綿布總輸出高は昭和十一年四億八千三百六十萬圓、十三年五億七千三百六萬圓)。而して滿支の側から見れば、滿洲、支那綿絲布輸入の大部分は日本からの輸入であるから(七割乃至八割)滿支への綿布(就中加工綿布)工場建設が、日本の當業者により熱望されるのは當然だ。然し、日本の紡績業が全體として五割餘の操短を行つてをり、又最近綿布輸出が南洋其他に於て減退を見ようとしてをる今日、滿支に於ける紡績工

第一部 日滿支プロック經濟の再編成

(二) 滿洲及支那綿絲布輸出入比較
(單位千圓、千元)

滿洲	綿絲		綿布	
	輸出	輸入	輸出	輸入
一九三五年	八、五五四	五、六三四	六〇、三三九	一、三三三
一九三六年	八、四六六	六、一八九	八七、五〇一	一〇一、六三三
一九三七年	一一、七五五	四、四六六	一〇一、六三三	一〇一、六三三

業の新設擴張はプロック外への輸出が積極的增加を見る見込が着いてからのことだと考へられる。

(B) 日滿支紡績設備と支那紡復興策

そこで日滿支の紡績設備を見ると第三表に示す如く、日本一千二百三十三萬錘、滿洲二十五萬錘、支那五百九十四萬錘、織機は夫々十萬一千臺、三千三百臺、五萬三千臺となつてゐる。此のうち、滿洲及び支那は昨年六月現在の數字であるが、滿洲に於ては此外に精紡機九萬六千錘、織機千五百臺を増設中であり、他方支那紡は第四表に示す通り今後の事變で全體として生産設備の約三割を失つた。従つて日本に於ける設備過剰は支那紡の設備減少に依つて幾分相殺されることになつたが、然し依然として日滿支プロックの紡績設備は過剰である。従つて在支紡の擴張は不可だとされ、その復舊も『運轉し得る限度』の復舊に止まるべしと云ふ方針を當局者は堅持しつゝある様だ。(註)

(三) 日滿支紡績設備一覽表

工場數	据付總數	織機臺數	日本		滿洲		支那	
			齒(社)	齒(社)	齒(社)	齒(社)		
支那華人工場	五	二五七、五八	一〇一、四九九	三、三五五	一、八、三三	一、八、三三	一、八、三三	
邦人工場	三	二、四六七、九〇	一〇一、四九九	三、三五五	一、八、三三	一、八、三三	一、八、三三	
英人工場	四	二、三三、五八	一〇一、四九九	三、三五五	一、八、三三	一、八、三三	一、八、三三	
合計	九	五、〇九、〇六	一〇一、四九九	三、三五五	一、八、三三	一、八、三三	一、八、三三	

(備考) 日本は昭和十三年二月、滿洲は昭和十二年六月、支那は昭和十二年六月現在なり。

(四) 支那事變に依る在華日支英人紡被害一覽表

昭和十三年一月

所在地	精紡機			捻絲機			織機		
	錘數	破損%	錘數	破損%	錘數	破損%	錘數	破損%	
上海	1,360,260	162,064	11.9	350,688	17,500	4.9	19,567	4,493	22.9
青島	591,064	591,064	100.0	50,202	50,202	100.0	11,271	11,271	100.0
天津	328,170			5,376			5,000		
漢口	24,816						300		
小計	2,304,316	758,128	32.6	406,266	67,702	16.6	36,138	15,764	43.6
上海	1,126,542	359,884	32.8	117,458	32,183	27.4	8,540	3,074	36.
上海近郊	694,820	309,276	44.5	18,780	9,328	49.6	7,020	3,381	48.1
湖北省	264,472			1,600			2,839		
河北省	95,388			1,800			490		
其他各省	550,068			23,790			5,212		
小計	2,731,290	669,160	24.5	163,428	41,511	25.4	24,010	6,455	26.8
英人紡	上海	221,336		8,670			4,021		
合計	5,256,942	1,422,288	27.0	578,364	109,213	18.8	64,260	22,219	34.5

(備考) 某社調。

しと云ふ方針を當局者は堅持しつゝある様だ。(註)

(註) 在華紡績の復興状況を序でに述べてをき度いが、華人紡の復舊は邦人の資本と技術に依るを建前とし、現在委託經營といふ政策がとられてゐる。

一、青島邦人紡績は全滅であつたが第一次計畫として戦前の約六割を復舊することゝなつた。其振當は次の如くだ。

精紡機	捻絲機	織機
鐘紡 五,〇〇〇	一、七〇〇	豐田紡 三、五〇〇
大日本紡 五,五〇〇	一、二〇〇	同興紡 三、五〇〇
内外綿 四、五〇〇	六、〇〇〇	富士紡 三、〇〇〇
上海紡 四、〇〇〇	八、〇〇〇	國光紡 三、〇〇〇
日清紡 四、〇〇〇	三、〇〇〇	合計 三九、五〇〇
		三、〇〇〇
		七、〇〇〇

二、北支各地紡績の復興状況は次の通りだ。

- △濟南 鐘紡—仁豐紡績工場一萬六千錘、豐田紡—成通紡績工場一萬九千錘、東洋紡—魯豐紡績工場二萬八千錘
- △石家莊 鐘紡が大興紡紗の設備を改善、晝間の全操業を開始二萬九千八百錘
- △太原 鐘紡が晋生織染工廠を經營、現在約七割を操業中
- △山西 上海紡績が大益成紡織公司(山西省新絳)一萬六千八

第四節 日滿支産業間の矛盾調整

百鍾、雍裕紡織公司(山西省新絳)八千四百鍾、晉益染織公司(織機三百臺)の三工場の經營委任を受けて操業を開始した。

三、中支華商紡の委託經營割當は次の如くである。

△豊田紡績		△同興紡	
精紡	撚絲	精紡	撚絲
振 泰 二四、〇〇〇	織機 六〇八	大 豐 三〇、〇〇〇	織機 三
緯 通 三三、〇〇〇		外に 大中華(染色工場)	
嘉 豐 三三、〇〇〇		△大康(大日本紡)	
△日華及び泰安		恒 豐 四、五四	六二〇
永安第一 四八、六六	七、四〇〇	△東華紡	
△上海紡績		鼎 鑫 三、〇〇〇	
申新第六 七三、〇〇〇	五、五七八	△鐘 紡	
△裕豐紡		申新第七 五、八八八	八、四〇〇
永安第二 五〇、〇〇〇		△内外棉	
同 第四 七四、〇〇〇	一七、五〇〇	蘇 綸 五、三六	三、三〇〇
			一、〇八〇

これに對しては、當業者からの反對意見として次の様なことが言はれてゐる。それは、成程内地紡績は現在五割餘の操短を行つてゐるが(十二年十一月四〇%、十二月五〇%四、十三年一月五二%九二月五四%六)、其操短設備中には採算的に不利な、能率の悪い老朽部分も相當あるから、採算の有利な新設擴張を行ふことは紡績業發達のため是非必要であるといふことだ。然し乍ら現在我國が資金

不足、物資不足といふ状態にあるのだから、過剰設備を擁する紡績業の新設増設は或程度犠牲に供されるであらう。而して將來に於て棉花の増産、需要の増加等が實現され、在支設備の擴張を有利とするに至れば、先づ内地の古い設備を大陸に移駐して低廉な勞働力に結び付け、以て採算的に働かせると云ふ方策に進むべきだ。

三、製粉業—北支需要を日本粉と中支粉で賄ふ

(A) 日本小麥粉の供給過剰

我が國の小麥粉需給状態は第五表に示す如くで、小麥粉年産高約三千五百萬袋、擔に換算すると千三百萬擔となるが、其の内三百萬擔

昭和	生産高	同上		總額	輸 出		支那	其他
		擔換算高	輸入		滿洲	關東州		
八年	三、八七	三、八七	一、四	五、三〇四	一、四三七	三、三九	四、六三	一〇八
九年	三、九五	三、九五	一、三	四、四二七	一、四〇二	二、九〇〇	四、六三	一〇八
一〇年	四、二七	四、二七	一、五	四、八二〇	二、〇三五	二、三六六	四、六三	一〇八
一一年	四、七三	四、七三	一、三	五、一六五	七、三六	一、〇六六	四、六三	一〇八
一二年	五、五九	五、五九	一、三	六、八八	一、〇六六	一、二八三	四、六三	一〇八

(備考) 一袋=三七斤

見當を滿支方面に輸出してゐる。然し實際の製粉能力は年産約七千二百萬袋といはれるから、我が製粉事業の設備過剰は五割に及ぶ譯である。かく製粉能力の過剰と共に原料小

麥も又過剰を生ずに至つた。外麥輸入時代に較べ今昔の感を禁じ得ないが、例の昭和八年以來の小麥

(六) 内地及朝鮮の小麥産額

内地	朝鮮
昭和八年.....八、〇三、〇四二石	昭和八年.....一、七三、二七石
同九年.....九、四〇、七五四	同九年.....一、八七、八七〇
同一〇年.....九、六五、八四〇	同一〇年.....一、九三、八七〇
同一年.....八、六六、三九〇	同一年.....一、六五、三三〇
同二年.....九、九六、〇四八	同二年.....二、〇三、〇五〇

増産五ヶ年計畫が遂行された結果である。今内地及朝鮮産額を見ると第六表の如くで、内地に於ては昭和八年八百萬石(一石=二・三擔)であつたものが、昨年は一千萬石に増加してをる。朝鮮も同期間に一百七十六萬石から二百萬石に増加してをる。

(七) 内地の外麥輸入高

内地	千擔
昭和八年.....八、五〇〇	この結果内地の外麥輸入高は第七表の如く、八百五十萬擔から三百十萬擔に減少した。かくて内地に於て一千萬石見當の收穫が今後も擧げられるとすれば約百五十萬石、小麥粉換算七百萬袋の餘剰を生ずると言はれる。それは朝鮮の小麥收穫増と同地製粉能力増のため内地よりの移出が激減を見るからである。
同九年.....八、一五〇	
同一〇年.....七、四七〇	
同一年.....五、一七〇	
同二年.....三、二四〇	

(B) 滿洲小麥粉も供給過剰

滿洲製粉業は事變後國內購買力の減退と外國粉の進出のため昭和九年頃全く不振の境地に沈淪してゐたが、昭和九年十一月の小麥粉保護關稅の設置、十年九月の國鐵小麥運賃の割引等で勃興の氣運に

向ひ、更に十一年八月日本の對濠通商擁護法發動に呼應して外國粉輸入を制限したことはこれに拍車をかけた。かうした保護政策の援護と小麥増産による原料不安の排除、日本資本による製粉業の再編成は遂に滿洲製粉をして自給して猶餘剰を生ずるに至らしめた。小麥粉輸入額を見るに第八表に示す

(八) 滿洲小麥粉輸入累年比較

年	數量(千擔)	價額(千圓)
一九三四年	八、六四九	五〇、〇五九
一九三五年	七、六九六	五三、九八九
一九三六年	三、四八九	二七、一一六
一九三七年	一、二九七	一三、八八六

如く、昭和九年の八百六十萬擔から逐年漸減して十二年には百三十萬擔に激減した。そして今後は、國內製粉能力の過剰が懸念される。即ち國內消費量約二千八百萬袋に對し設備能力は年五千四百萬袋で、二内地製粉業の能力過剰に拘はらず今又滿洲に過剰設備を出現せしむるに至らしめたのは、確かに日滿ブロック政策上の失敗である。而してこの失敗の尻拭ひを今や北支に於て爲さねばならぬ運命にあるのだ。(註)

(註) 参考のため滿洲小麥産額を示せば次の如くだ。

昭和八年.....八六、四五〇噸	同一年.....九五、〇四二噸
同九年.....六四、一七〇	同二年.....一、〇七九、一八三
同一年.....一、〇一五、〇六〇	(備考) 一噸は二六・七百斤。

(C) 北中支製粉事情

第四節 日滿支産業間の矛盾調整

北支、殊に京津地方が小麦粉の一大需要地なることは今更繰返へす迄もない。その小麦粉需要量は年約一千八百萬袋であるが、これに對し天津五工場（能力六千五百バ

(九)天津港小麦粉輸入高

(單位千袋)

昭和 七年	輸入	移入
同 八年	三、〇八五	二、五九七
同 九年	四、四〇二	一四、四二七
同 一〇年	二、〇〇一	三、七〇九
同 一一年	四、七三三	一三、四三三
	二、四七	九、三九一

(十)上海小麦粉產量

一九三三—三四年	千袋
一九三四—三五年	三、〇三九
一九三五—三六年	三、四〇六
	三、八二一

(十一)上海製粉工場能力

(某社調)

福新	日産(袋)	バーレル
阜豐	六、五〇〇	一、六三五
申大	四、〇〇〇	一、〇一五〇
泰隆	六、〇〇〇	一、五〇〇
合計	二六、五〇〇	一、〇〇〇
		二九、一三五

入二十五萬袋に對し上海方面よりの移入が約一千萬袋に上つてゐる。そこで上海の小麦粉產量を見ると第十表の如く、年三千四、五百萬袋を平年生産とする。その生産設備は第十一表に示す如く福新、阜豐、申大、泰隆の四工場、日産十一萬六千五百袋である。

而してこの上海粉の仕向地は大體第十二表に示す如くで、北支方面主として天津向に一千二百乃至一千五百萬袋、南支方面に五百乃至六百萬袋が移出され(滿洲向は最近殆んどなし)、地許及長江筋で一千二百萬袋が消費される。

(十二)上海粉仕向地別推定表(單位千袋)

滿洲方面	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三四—三五年
北支方面	四、七五四	五、六六六	五、〇六九
南支方面	二、六三三	一四、八四三	二、七〇〇
長江筋	五、〇〇〇	五、五〇〇	六、五〇〇
上海附近	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
總計	九、三〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇
	三、六七	三、三〇二	三、五九

(備考) 某社調。

北中支の麥粉需給は大體以上の如くであるが、茲に原料小麥に就いて見ておかねばならない、北支、中支各省の小麥產量を示せば第十三表の如くで、山東、江蘇、河北、安徽の各省を主産地とし、北支五省計は大體一億三千萬擔、中支三省計は一億擔となつてをる。合計二億二、三千

(十三)北中支各省小麦產額

(千擔)

察哈爾	一九三四年	一九三五年
綏遠	二、四〇三	二、二五九
山西	三、〇七	二、五五三
河北	二、〇〇四	一、七、二六五
山東	三、七九	三、七九
北支五省計	七、四七〇	七、〇七九
江蘇	一、六、六七	一、七、一〇五
安徽	六、三三	五、四三七
浙江	三、一三	二、八八
中支三省計	一〇、一九	八、八四一
總計	一〇、三、五九	九、〇、九六
	二、四、三三	三、〇、一〇一

(備考)實業部農情報告の數字。

申報年鑑による。

擔であるから、讀者は本邦の小麥產量約二千三百萬擔に比し其尨大なるに驚かされるかも知れない。併しこれらは大部分奥地農民の自家消費に充てられ、實際流通場裡に出廻るのはその一割(北支方面)乃至二割(中支方面)に過ぎざる有様だ。

(D) ブロック製粉對策

以上述べたやうに、日滿支ブロック内に於て小麦粉の供給不足を感じるのは僅かに北支の京津地方(山西、山東は殆んど自給してをる)のみで、精々一千二、三百萬袋の不足である。これに對し製粉能力過剩

は、日本の三千九百萬袋、滿洲の二千六百萬袋、中支の二千萬袋、合計八千五百萬袋に上る。差引七千萬袋餘の大過剰である。この製粉過剰を如何に處理するか、これが現在大問題となつてゐる。

内地側より見れば、北支不足粉は先づ内地粉を以て賄ふべしと言ひ度いのは當然だ。しかしそれだからと言つて中支粉を全然無視するといふことは對支國策上出來難い。そこで考へ得る對策としては次の如きものである。前にも述べた如く内地小麥産額が現在の一千萬石見當とすれば餘剰は約百五十萬石——小麥粉換算七百萬袋であるから、此限度で内地粉を北支に輸入せしむる。そして猶不足する分恐らく五、六百萬袋は中支粉を移入せしむると云ふのである。

上海の製粉工場は今度の事變で被害は輕微で済んだが、原料小麥は戰爭のため出廻らないから未だ本格的操業はしてゐない。津浦線が回復すれば、從來の出廻量の五割乃至六割は得られるといふから、これを原料とする限り地場消費を賄つて、猶餘剰を生ずるのは六、七百萬袋であらう。とすれば丁度右に述べた北支不足を補ふ數量に當る。何れにせよブロック内に於ける外麥輸入の必要はないであらう。かくて北支不足粉は内地と中支で折半して補ふ方針で進むことは、外麥輸入を無くする上からも、又綜合的國策上からも極めて妥當な行き方であり、また滿洲粉は其生産地が海港より遠くにある關係上輸出には不便であるから、此際國外進出は遠慮して自給自足するより他なしとする説が有力である。

四、セメント業—輸出増進への方向

(A) 設備過剰と日滿相剋

我が國に於けるセメントの需給状態は、第十四表に示す如く、生産高四百六十七萬噸に對し輸出は約四十萬噸となり、九割餘は内外地消費である、輸出は生産の一割にも満たざる小額だ。

昭和	月産能力	生産高	内地 出荷	輸出
	千噸	千噸	千噸	千噸
八年	六五三、九九	四、七一	三、六一	二五三
同 九年	七〇、五九七	四、七九	三、八七	三〇六
同 一〇年	七四、九六一	四、五〇〇	三、八四	四二〇
同 一一年	七六、九〇七	四、二六四	三、七三〇	三六四
同 一二年	八四、〇六	四、六七四	四、一三三	三九七

(備考) セメント聯合會調、昭和九年十二月より小野田、六分、電化三社を合
ます。

を始め朝鮮、滿洲に進出する者續出し、遂に朝鮮に於て生産過剰を出現せしめ、今又滿洲に同じ現象を生ずるに至つた。

(十五) 滿洲國セメント輸入
累年比較表

年	數量 千噸	價額 千円
一九三四年	五、四四	七、九〇一
一九三五年	二、四七四	三、五五三
一九三六年	二、七三三	三、四三七
一九三七年	八〇〇	一、〇〇七

(十六) 滿洲セメント生産設備

拂込資本 千円	生産 設備 千噸	所在地
關東州小野田社	五〇〇	周水子
小野田鞍山工場	二五〇	鞍山
滿洲小野田社	二、五〇〇	泉頭
滿洲セメント	一、二五〇	遼陽
同 四平街工場	〇	四平街
撫順セメント	二、五〇〇	撫順
本溪湖セメント	三、〇〇〇	本溪湖
大同セメント	三、〇〇〇	吉林
哈爾濱セメント	一、二五〇	哈爾濱
計	一四、二五〇	一、一七〇

(備考) 朝日東亞年報による。

(B) 日滿支セメント事業の調整

この輸入は大部分日本よりのものであるから、それだけ本邦洋灰業の販路を縮少せしめたこと言ふ迄もない。而して現在滿洲の洋灰生産設備は、擴張中のものをも含めて百十七萬噸といふから、現在の需要六、七十萬噸、五ヶ年計畫による將來の需要増を考慮しても、遙かに過剰である。(第十六表参照) かくては内地セメントの輸出を防遏するのみでなく、積極的に内地市場を壓迫することになる。セメントの日滿ブロツクは明らかに失敗であつた。

支那セメント業の概況は第十七表に示す如く、十會社で其年産能力は百二十萬噸、實際産量七十萬噸と言はれる。そして支那はこれで大體自給自足して居るので、輸入は最近僅か五、七萬噸に過ぎぬ。

(十七) 支那セメント會社概況(某社調)

會社名	所在地	資本金 千元	年産能力 千噸	年實生産 千噸	備考
啓新洋灰公司	河北省唐山	一四、〇〇〇	二九〇	二五〇(一九三四年)	ク内にあるは河北省唐山の啓新セメント、中支の中國、江南、上海の各セメント會社である。(山東興業、濟南致啓の二社はズツト停業中で恐らく再起不可能と見られてゐる。)右の四社は既に
華記水泥公司	湖北省大冶	二、〇〇〇	五〇	五〇(一九三六年)	未運轉
江南水泥公司	南京郊外棲霞山	二、四〇〇	二四〇	二〇〇(一九三六年)	未運轉
中國水泥公司	江蘇省龍潭	五、四〇〇	二〇〇	一三〇(一九三六年)	未運轉
上海水泥公司	上海龍華	二、八〇〇	一〇〇	一〇〇(一九三六年)	未運轉
山東興業洋灰公司	山東省滄口	一、〇〇〇	三三	停業中	
濟南致啓洋灰公司	山東省濟南	四〇〇	六	停業中	
西北洋灰公司	山西省曲陽縣	五〇〇	五	二四(一九三六年)	未運轉
四川水泥公司	四川省重慶	六〇〇	五	未運轉	日支合併の準備がなされてをり(啓新、
廣東西村士敏土廠	廣東郊外	六、三〇〇	三〇	一九〇(一九三六年)	上海、江南は小野田、中國は磐城、遠か
合 計		五、四〇〇	一、二〇〇	七〇〇	

らず操業の運びに至るであらう。しかしこれはあく迄復興に止まり、設備の擴張をなさざるは當然だ。かく從來の在華セメント工場が操業しても、當面戦後復興の需要に應じ切れなからうし、又將來の開發建設を考へれば、供給不足は必至である。従つてこれに應ずる對策を講ぜねばならぬのだが、原則として内地よりの輸出に依るが至當である。

第五節 日滿支ブロック經營の機關・資金・物資

一、對滿支經營機關の再編成

扱以上の如く日滿支經濟ブロックを確立し、我國策の線に沿つて盛り立てゝ行くのであるが、かかる大事業を遂行するには自ら新らしき機關を必要とし、又舊のものは編成替されねばならぬことは自明の理である。従つて對支政策の一元化、對支中央機關としての内閣直屬の強力なる機關の設置が要求されてゐる譯だ。がこの中央機關設置は、外務省が自己の權限内に於てこれを行はんとするなど所謂官僚のセクシヨナリズムが障害となつて容易に實現しさうにないので、今度の宇垣外相就任により、機構整備はしばらくをき實質的な對支政策一元化を目論んでゐるかの様である。

次で現地の機關問題であるが、從來滿洲は滿鐵、北支は興中公司が直接經濟開發に當つて來た。そして兩者共相當の役割を果してきたのである。

しかし滿洲に於ては、既に滿洲國の體制も確立し、滿鐵の仕事もこの方に大分譲られてよい段階に至つたし、又滿洲重工業會社の設立は滿鐵の傍系事業を吸収しつゝある。かくて滿鐵は今や本來の鐵道業務一本に専念すればよいことになつた。従つて人事的にも滿鐵社員は滿洲國官吏に、滿洲重工業會社々員に轉換し又北支、中支の開發、振興及其の子會社に入りつゝある。

一方支那に於ては、北支開發會社、中支振興會社が國策事業遂行機關として設立され、これらがその地の經濟開發乃至建設を統合して行くことゝなつたのであるから、興中公司はこれらの内に解消吸収される筈である。所謂發展的解消を遂げる譯だ。

かくて北支開發、中支振興の兩會社は滿鐵、興中公司のスタッフを吸収して陣容を整へる準備はなされてゐるが、残る所はその主班たるべき總裁、副總裁の人選である。曩に財界有力者を網羅する設立委員會が結成され、委員長には郷誠之助氏(北支)、池田成彬氏(中支)が推されたが、この兩委員長が夫々北支開發、中支振興會社の總裁に就任するとは考へられない。池田氏は大藏、商工兼攝大臣になつたし、又郷氏は總裁就任の意志がない様だ。かくて此の人選は相當難しい様であるが、中支の總裁は前正金銀行頭取兒玉謙次氏に略内定した模様だし、北支の方も近々決定を見るであらう。

二、滿支開發の資金・物資はあるか

これからの滿支開發には巨額の資金を要するは當然だが、我國は果してそれを賄へるであらうか。滿洲五ヶ年計畫所要資金は當初二十三億五千萬圓と言はれてゐたが、今度の修正案では五十億圓を要する由だ。更に物價騰貴を考慮に入れれば七十億にも達すると稱せられてゐる。更に北支に於ては事業資本二十二、三億圓を傳へてゐるが、このうち現地で支那側より現物出資さるゝ分もあるから、日本から齎らすものは十五、六億見當であらう。中支では、復興を建前とするから當初は五千萬圓、四年間に二、三億圓もあればよからう。とすればこれらを合して向ふ四ヶ年間に七十億圓の資金を供給せねばならぬ譯だ。

現在の日本は、對支戰のため八十億の豫算を組み、又生産力擴充に五十二億の資金を必要としてゐるのだ。之を如何にして賄ふかと大問題となつてゐる際、更に滿支開發に一年二十億餘の資金を捻出する餘裕があるであらうか。公債を出し、紙幣を増發すれば國內的には資金は幾らでも得られる理窟だが、肝心の物資のないのが最大の悩みだ。従つて滿洲に於ては對米クレジットを考へてをり、又支那に於ても外資の吸引には努力する様である。勿論これは大いに必要な事に相違ないが、目下の所これに大きな期待をかける譯には行かぬ。そこで日本官民の大覺悟が要求され、同時に大陸經營に於て『あせる』ことが禁物だとされてゐるのである。

三、ブロック國際收支はどうなるか

最後に考へておかねばならぬのは、日滿支綜合して國際收支がどうなるかと云ふ問題で、これは今後のブロック經濟政策に影響する所が大きい。

先づ貿易收支を見るのであるが、試みに筆者は、昭和十一年の日本、滿洲、北中支の貿易額からこれら三者相互間の輸出入額を控除して一表を作つて見た。蓋し日滿支相互間の貿易は今後内地に於ける東京と大阪の取引の如く見られるからである。即ち茲で示す輸出入はブロック外へのそれであるが、日滿支總額では輸出二十六億八千八百萬圓、輸入三十一億一千一百萬圓となり、差引入超四億二千三百萬圓となる。

昭和十一年		昭和十一年		昭和十一年		昭和十一年	
單位百萬元		單位百萬元		單位百萬元		單位百萬元	
輸出	2,072	輸入	2,437	輸出	2,437	輸入	2,072
日本	365	日本	188	日本	188	日本	365
滿洲	110	滿洲	78	滿洲	78	滿洲	110
北中支	428	北中支	564	北中支	564	北中支	428
日滿支	136	日滿支	2,688	日滿支	2,688	日滿支	136
差	3,111	差	3,423	差	3,111	差	3,423

之に對し貿易外收支がどうなるかは嚴格には判らぬが、大ザツパに次の如く考へられる。即ち日本の昭和十一年に於けるそれは三千六百萬圓の支拂超過となつてゐるが、支拂勘定から對滿投資二億六千三百萬圓を差引けば二億二千七百萬圓の受取超過となる。滿洲國の貿易外收支は殆んど我國との關

(二) 日支貿易外收支
(昭和十一年・單位百萬圓)

日本	受取	1,566	-	(對滿投資 263)	=	1,339
	支拂	1,602				
	差引	(+)227				
支那	受取	491	-	(華僑送金 320)	=	171
	支拂	245				
	差引	(-) 74				
日支	受取	1,737	-			
	支拂	1,584				
	差引	(+)153				

係であるからこれを除いて、支那の方を見ると、受取勘定の大宗たる華僑送金が北中支では假りに全然なくなると見て七千四百萬圓の支拂超過だ。とすれば、日本の受取超過二億二千七百萬圓と相殺して、尙一億五千三百萬圓が残る。が前述の商品貿易の入超四億二千三百萬圓と差引すると全體として二億七千萬圓の逆調となる。

右は極めて大ザツパな計算であるが、大勢は窺ひ得る。日本のブロック外よりの輸入を滿支の資源開發に依つて將來少くし得る方向にはあるが、茲當分は全體として國際收支の逆調は續くであらう。

第二部 日ソ關係は果して危機を孕むか

序 日ソ關係の急迫と宇垣新外相の登場

日ソ關係の急迫を告げる記事が新聞紙に現はれぬ日は、殆ど一日として無い。試みに最近一ヶ月間の東京朝日新聞から拾つて見ただけでも、次の様な記事がある。

- 五月四日||「帝國再び對ソ抗議、對支援助いよ／＼露骨」(我が外務當局談、見出し四段マキ)
- 五月五日||「ソ聯・挑戰的態度、最近枚擧に違なし」(見出し三段マキの朝鮮軍報道班發表記事)
- 五月七日||「ソ聯事毎に不誠意、重ねて反省を促す」(外務當局談、見出し四段マキ)
- 五月十一日||「ソ聯極東防備に躍起」(新京電報、見出し二段マキ)
- 五月十二日||「不當の暴言、帝國嚴重に抗議す」(ソ聯邦スミルノフ海相の演說問題、見出し二段マキ)
- 五月十三日||「ソ聯の對日惡宣傳、外務・中止を要求、ソ聯大使に申入れ」(見出し三段マキ)
- 五月二十日||「ソ聯對支援助轉換」(ワルソー特電、見出し一段)
- 五月二十一日||「ソ聯製十機擊墜、蘭封上空で空中戰」(北京特電、見出し四段マキ)
- 五月二十一日||「ソ聯の極東軍備強化工作進む、兵力、事變前に倍加す」(某所に達した確報、見出し三段マキ)
- 五月二十二日||「ソ聯兵射撃」(蕓春發電、見出し一段)

序 日ソ關係の急迫と宇垣新外相の登場

五月二十五日「獨逸人顧問引揚げに國民政府・極度に狼狽、」全部引揚・ソ聯人で補充(上海發電、四段ヌキ)
五月二十九日「軍需資材を集結し、ソ聯・極東戰備進む、空海陸作戰にも苦心(ローマ特電、見出し四段ヌキ)
六月三日「ソ聯の對支援助、廣範圍、九ヶ條を約束(ロンドン特電、見出し三段ヌキ)

斯様な日々の報導から、「日ソ國交の危機迫る!」と云ふ感じを誰しも嫌應なしに受けざるを得ないのだが、其の反面に於て次の様な記事も亦新聞に現はれてゐる。即ち近衛内閣の改造によつて宇垣新外相の就任となつたが、

『内閣改造の結果、去る四月初旬にソ聯との間に提案されたまゝ行詰りとなつてゐる日ソ國交調整の問題も進展の見透しがつくのではないか、ともいはれてゐる』(東朝、五月廿九日)

とすれば、此の急迫した日ソ國交も「調整」されるかも知れぬと云ふ譯であるが、一體日ソ國交は何故に斯くも急迫してゐるか? 日ソ關係は衝突に至ることなしには解決し得ない問題を孕んでゐるものだらうか? 若し「調整」し得るとすれば、それは如何なる點に折衝の餘地があるものだらうか? — 等々の疑問が起り得る。日ソ兩國間の懸案となつてゐる問題には先づ、日ソ漁業問題、北樺太利權問題、交通、通信關係等の經濟的問題がある。これらの經濟的問題は、武力的衝突によらねば解決し得ないものかどうか、を検討することが第一に必要であらう。次には、今次事變に於けるソ聯邦の支那援助と云ふ問題がある。此の問題は、事變發生以來前面に出て來たものだが、此の點に關し

ても亦「調整」が可能であるかどうか?

これらの點を考へる基礎となるべき材料を提供し、問題の所在を探つて見たいと思ふのだが、然し餘りにも事柄はデリケートだから、論ずべくして論じ得ない點も生じるであらう。このことは豫め斷つておきたい。

尙ほ其他にはソ滿國境に於ける問題がある。新聞紙の報道によれば、ソ聯邦は極東の軍備を愈々固めつゝあると云ふことだが、日ソに戦ふべき理由が若しもないと云ふことになれば、また戦ふとしても、我國にこれに對する備へが充分ある以上、少しも恐れるに足りない譯である。たゞ此の問題に就ては、兩國出先軍隊の突發的衝突が、大事に至る可能性を持ち得る、といふことだけを述べておけばよいだらう。

第一節 日ソの經濟的・政治的關係の變遷

右に述べた様に、日ソ兩國間には漁業問題、北樺太利權問題等の經濟的問題が介在してゐる。これらの問題は、今日初めて起つたのでは勿論ない。二十年以來の問題であるが、兩國間に紛争化し始め

たのは、ソ聯邦が、新經濟政策の採用の結果徐々に其の國力を恢復し、更に進んで第一次五ヶ年計畫の遂行に邁進し出した一九二八年以後のことである。其の後一九三一年に至る時期を第一段階とすれば、滿洲事變から日獨防共協定成立に至る時期、即ち一九三一年乃至一九三六年を第二段階、それ以後を第三段階と分けることが出来る。此の第一段階は五ヶ年計畫に基いて極東ソ聯邦諸勢力が擡頭し其の結果ソ聯邦が利權回収を目指す様になつたので、漸く日ソ兩國の對立が起り始めた時期であり、第二段階は一九三一年の滿洲事變の勃發により日本大陸政策が急速な進出を見せた時期である。そして、次の第三段階は、日獨防共協定の締結によつて兩國々交が悪化し、更に今次事變下に種々な新聞題を生じてゐる段階である。斯様にして此の問題は進展して來たのだから、そこで先づ、過去の第一第二段階に於ける日ソ關係を一應回顧し、それから現状に進むことゝしよう。

一、一九二八年乃至一九三一年の日ソ經濟關係

第一次五ヶ年計畫遂行に伴ひ、利權問題を繞つて日ソ間に生じた問題は、先づ北洋漁業に於ける對立であつた。即ち一九二八年に日ソ漁業條約が締結されたが、翌一九二九年には同年度出漁條件を繞つて日ソの意見が對立し、日ソ漁業關係始まつて以來の紛争を生じた。此の間、島德藏氏一派の漁區

脱取事件などがあつたが、引續き一九三〇年四月には又もや漁區を繞つて紛争が起り、同年秋にはループル換算問題が起つた。此の問題は一九三一年四月廿六日の幣原・トロヤノフスキー協定によつてループル二三十二錢五厘の取極となつたのであるが、此の間に於て日本北洋漁業は後退し、ソ聯漁業は伸張した。此の點、次に掲げる兩國漁區數の變遷によつても明瞭に窺へるところである。

(一) 日ソ兩國の北洋漁區數の變遷

年 度	日 本	ソ 聯
一九二八年	二二九	四三
一九二九年	三〇三	一六三
一九三〇年	二九三	二七三
一九三一年	三〇九	三〇〇

即ち第一表の示す如く日ソ漁業條約締結年度たる一九二八年に於ける兩國經營漁區數は日本八に對しソ聯二の割合を示したものが僅か四年後の一九三一年には五對五に近いところまで接近を見せるに至つてゐる。

同様の事實は、一九二五年一月、日ソ國交恢復後獲得した八つの對ソ利權に就ても云ひ得るのである。一九二一年に於てレーニンの言つた様に『ヨリ急速に前進するための一步退却である』としてソ聯邦が『怒濤の如き戰時共產主義より一層穩やかな新經濟政策』へと轉入して行つた時、ソ聯は國內資源の開發のために數多くの利權を資本主義諸國に與へたのであつたが、五ヶ年計畫の進展は必然に之と衝突し、次々へと外國利權を解消して行つた。そして八つの日本利權の中、北擦太石油・石炭兩利權を除く利權も亦此の期間に清算されて了つたのである。

然し乍ら、他方にはまた、此の期間に於て日ソ貿易關係の緊密化が進行してゐた。

即ち第二表の示す如く、日ソ國交回復の翌年度たる一九二八年から僅か四年後の一九三〇年に至る間に、日本の對ソ輸出は約一倍半の躍進を示してゐる。又、ソ聯よりの輸入は約五倍の發展を示してゐる。この中對ソ輸出の躍進は極東産業建設を急ぐソ聯が工、鑛、農、林、漁業、運輸、通信等の諸建設資材を歐領ソ聯よりも地理的に近い日本に求めたいめであることは言を俟たないが、兎に角貿易關係は順調に行き、其の結果我國自體の内部に於て相對立する對ソ觀を存在せしむるに至つた。それが最も明瞭に現はれたのは一九三一年春、當時のソ聯駐日大使トロヤノフスキー氏によつて日本政府並に經濟團體に對して要求された對ソ五千萬圓のクレジット設立問題である。而もこれに反對したのは漁業及び利權を代表する業者であり、賛成したのは對ソ通商貿易關係業者であつたが、此の問題は遂に農林、商工兩省の對立にまで展開して行つたことは我々の尙ほ記憶に残るところである。

(二) 日本の對ソ貿易 (單位千圓)

年	輸 出		輸 入	
	ソ聯アジア	ソ聯歐洲	ソ聯アジア	ソ聯歐洲
一九二六年	三三、八八三	七九三	五、二九九	四
一九二七年	二四、五五六	一、六〇六	七、七七六	八六九
一九二八年	三三、〇四四	二、二四二	二、一七七	一、二九七
一九二九年	三三、八七四	三、〇八一	一五、〇三三	二、三三三
一九三〇年	七〇、二二八	二、五八二	二六、九七三	一、三三三

斯くして此の期間に於ける日ソの經濟關係は利害相半ばした状態に在つた譯だ。

二、滿洲事變以後の日ソ關係

ところが右の如き日ソ關係は一九三一年九月の滿洲事變を契機として大きく轉廻した。それは日本大陸政策の急進出、ソ聯諸勢力の全面的後退と云ふ事態を齎したのである。そして、それが最初に具體的な問題となつて現はれたのはソ聯による日ソ不可侵條約の提起であつた。この提議は一九三一年末、芳澤謙吉氏が犬養内閣の外相に就任のためジュネーブより歸國の途、モスクワにてリトヴィノフ外相によつて先づ最初になされ、次で一九三二年一月駐日大使トロヤノフスキー氏の犬養首相への提議となつたものであるが、此の提案は、我が國の容れるところとならずして、遂に一九三三年一月日本政府の正式に拒否するところとなつた。

次にソ聯勢力の後退を現はすものは北鐵讓渡問題だと云へよう。この交渉は一九三三年五月から開始され、種々の難關に逢着しつゝも、遂に一九三五年三月廿三日調印を見たものであるが、これに就てブラウダ紙は、一九三五年三月廿四日の社説に於て次の如く述べてゐる。

『……一九三一年九月以來滿洲に於ける事態は全く一變した。ソ聯政府は東支鐵道が日蘇兩國間の紛争、否な戦争の具に供せられる恐れあるに鑑み、同鐵道から手を引くことの望ましきを深く確信するに至つた。のみならず

滿洲に於ける軍事行動は今に至るまで終熄せず、鐵道は益々損傷を蒙ることを免れない。ソ聯側鐵道従業員及び職員は三年來多くの犠牲を忍ばねばならなかつた。それ故、ソ聯政府は益々鐵道賣却の必要を痛感するに至つた。……我々は、日本の當局者が折角の協定を傷つけざるやう適當なる處置を取らんことを希望する。且つ兩國の懸案をも解決することにより、日本政府はソ聯邦と同様に平和を愛する意圖を有することを中外に宣明せんことを祈るものである。』(註)

(註) 「世界政治經濟情報」(ナウカ社) 第一輯二〇九頁による。

此のブラウダ紙の社説からも察せられる様に、日ソ間に蟠まる諸問題に就てもソ聯は全面的な後退を行つた。即ち、それ以前にさしもの對立を見せた日ソ漁業問題に於ては、一九三二年八月六日廣田・カラハン漁區安定協定の成立によつて、曾て見ざる平靜を取り戻した。又、從來紛糾を起してゐた北樺太石油、利權の對ソ團體契約の交渉も、圓滑なる運びを見せるに至つた。そして一九三六年十月には北樺太石油試掘期限五ヶ年延長の契約が成立し、又日ソ改訂漁業條約も一九三六年十月廿三日既に假調印をさへ見るに至つたのである。

尤も此の期間の初期に於ける日ソ貿易は第三表の示す如く我が對ソ輸出に於て著しく減じてゐるが之は世界恐慌による商品價格の低落、ソ聯五ヶ年計畫に伴ふソ聯の自給自足化への進展、日本國內需要の激増等の原因によつたものである。だが、此の貿易關係に於てさへも、北鐵讓渡の成立により一

(三) 日本の對ソ貿易

年	輸出		輸入	
	ソ聯アジア	ソ聯歐洲	ソ聯アジア	ソ聯歐洲
一九三〇年	三〇、二八	二、五八	二六、九三	一、三四
一九三一年	三〇、八四	三、七二	二四、九四	二、一四
一九三二年	三三、〇五	一、三九	三三、〇九	一、三三
一九三三年	三三、〇〇	一、五五	三三、〇二	五、七七
一九三四年	二、三六	一、六三	三、七五	八、〇五
一九三五年	二六、八一	二、一三	三、四二	一四、五三
一九三六年	三、九三	八、三三	六、八八	一四、五三

九三五年以後同表の示す如く回復を示し、其の前途に一縷の光明を投げかけたのである。

斯くの如く、此の期間に於ける日ソ關係の特徴點は日本大陸政策進展の前にソ聯勢力が全面的な後退を餘儀なくせしめられた點に存すると云ふことが出來よう。然し、この事は決してソ聯の永久的後退を意味するものではなくソ聯は此の期間に於て、内に着々と軍備の充實に専心し乍ら、一國社會主義の建設へとひたすらの邁進を續けたのである。而して此の事實がソ聯をして對日開戦を回避せしめた主要な因であつたことは餘りにも明瞭だ。右の如き特徴と共に此の期間に於ける潜行的特異點として見逃し得ないことは日本の勢力が滿洲、内蒙へと進展すると共に、ソ聯邦の勢力が内蒙、新疆、支那へ伸びつゝあつたと言ふとだ。

第二節 日ソ兩國間の諸懸案と其の調整問題

だが、此の日ソ關係に於けるソ聯邦の全面的後退に最後を告げる時期が到來した。即ち、一九三六年十一月廿五日の日獨防共協定成立を轉機として、ソ聯邦の對日態度は俄然硬化するに至つた。そして此の兩國の對立は其後益々激化し、複雑化しつゝある譯だ。先づ、日獨防共協定が如何に深刻なる刺戟をソ聯邦に與へたかを見よう。

一、日獨防共協定以後のソ聯邦の態度

第七回コミンテルン大會（一九三五年）の決議に基いて世界的規模に於ける人民戦線が擡頭するや、これに對し、日獨防共協定が、『共產インターナショナルの諸國の國內關係に對する干涉を看過することとは、其の國內の安寧及社會の福祉を危殆ならしむるのみならず、世界平和全般を脅かすもの』¹⁾として締結されたことは周知の通りである。

ところが、此の防共協定はソ聯邦に於て大きな反響を呼び起した。例へば、一九三六年十一月に開かれた臨時ソヴェート大會に於て、リトヴィノフ外相は次の様なことを述べてゐる。

『フアンシズムの戰爭挑發は益々白熱化し來り、殊に宣傳に全力を傾注し、而も其の孤立状態を蔽はんがため、聯盟の外に同じく孤立者の友を求め、防共ブロックを結ぶこととなり、その結果、獨伊間及び日獨協定の締結となり更に伊は日本に對して同種の締結を提議せりと確聞す。日本政府は國內危險思想防遏に従事し居り乍ら、所定の

目的を適し得ずして外國警察に援助を求めざるを得ずや。將又、獨逸の政治犯人收容所が狹隘を感じたる場合、日本政府が自國內の刑務所に共產主義者の居住を許容せんとの意義なりや』と述べ又『兩國の侵略主義者が世界地圖を變へる目的を以て新しい×××を準備してゐる日獨軍事同盟に外ならない』とも述べてゐる。(註)

(註) 一九三六年十一月の臨時ソ聯邦大會に於けるリトヴィノフの演説、日露年鑑一九三八年版一四四頁。

ソ聯邦では此の防共協定を右の様に觀察し、此の協定成立を境として其の對日政策は俄然強硬化した。北洋に於ける我が漁業利權、北樺太の石油、石炭利權に對する態度の硬化も其の一端の現はれである。日獨防共協定締結以後日ソ兩國間に起つた未解決の問題、乃至ソ聯の對日強硬態度に就て、ヨリ詳細な觀察を加へよう。

二、日ソ漁業條約改訂問題

日獨防共協定がソ聯の對日強硬政策となつて現はれた最初のもののは日ソ漁業條約の改訂である。同條約は一年有半に亙る商議の結果一九三六年十月廿三日、安定漁區延長は五ヶ年、條約期間は八ヶ年として酒匂參事官、ストモニヤコフ外務人民委員部次長との間に假調印を了し、本調印は十一月廿日と内定したのであつた。然るに、日獨防共協定の成立近きを知つたソ聯邦政府は十一月十九日に至り『國內手續未了』との理由で新條約の本調印を拒否するに至つた。これに對し日本政府は再三同條約

の調印方を督促したにも拘らず、ソ聯政府は『日ソ兩國間の政治情勢が變化せざる限り條約調印の意志なし』との通告を發し遂に新條約調印に肯ぜず、漸く一九三六年十二月廿八日に至つて、僅に既行條約一ヶ年延長の暫定協定を結ぶこととなつた(註)。斯くて昨年春以來、我國は新條約の締結方を追つてゐるのであるが、遂にソ聯の容れるところとならず、一九三七年十二月廿九日に第二次暫定協定と同様の第三次暫定協定の締結となり、今日に及んでゐる。

(註) 一九三六年末に期限到來する廣田・カラハン協定も同時に一年延長さる。

三、北樺太の石油及石炭利權問題

防共協定締結以後北樺太石油、石炭兩利權に對するソ聯の態度も愈々強硬となり、支那事變の勃發以來、それは益々硬化した。即ち兩會社に關する利權契約及び監督權を盾にとつて、邦人労働者の入ソ不許可、労働條件、物資の搬入等々に對して嚴重極まる干渉を行ひ、其の結果兩利權企業の収益性を悪化せしめ、事業縮小の止むなきに至つた。之に對しソ聯は利權契約違反の通告を發し利權企業をものゝ解消さへ仄めかしてゐる。以下此等の事實の主要なるものを、主として我が外務省の發表に基いて摘記して見よう。

(A) 北樺太石炭利權

會社邦人入ソ不許可 北樺太鑛業會社は昭和十二年度邦人季節労働者四七五名の入ソを四月申請せしも二百八十三名の許可を得たのみで残りは遂に許可されなかつた。

石炭作業延長不許可 從來認めてゐたドウエに於ける石炭積込作業の時間延長(八時間を十時間に)を昭和十二年度に至り許可せず。

物資輸入制限 會社は昭和十二年度鑛業所々要物資二五三萬留の輸入申請をなせしも、ソ聯は之を一〇〇萬留に削減す

團體労働契約改訂 會社は昭和十一年三月末日に滿期となる團體契約改訂交渉を同年六月よりハバロフスクに開始したが、ソ聯は賃金値上、諸施設、配給物資價格引下等の諸條件を提出し、遂に妥協に至らず、同年十一月下旬再び同市に代表を派遣せるもソ聯之に應ぜず、空しく引揚ぐ。而して昭和十二年春労働者傭入及び物資輸入に當りソ聯は團體契約未成立の故を以て之等問題の解決を遷延せんと態度を示したので會社は五月末代表をモスクワに派遣折衝を重ねたるも、ソ聯は以前にも増す要求を提示、その容られぬ時は現地にて罷業を起さしむべし等の態度に出でたため一時交渉中止、其の後再開せられたるも妥協に至らず現在に久ぶ。

會社積取船の諸税支拂強要 從來會社の石炭積取船はドウエに直行し出入手續きも同地で行つて來たがア港々務部は昭和十二年五月四日付書面にて、以後ア港を以て船舶並に輸出入貨物の入港とするら同港寄港の上手續をなし且つ海商港の港灣諸税に關する規定により船舶及貨物税を納付すべき旨通告して來た。これに對し我方はソ聯の注意を喚起したところ六月に至りソ聯外務部は會社船舶のア港寄港を強制せざる旨を通告して來たが、港灣諸税の支拂問題は未解決である。

第二節 日ソ兩國間の諸懸案と其の調整問題

炭坑水没問題 昭和十二年十月初旬ドウェ嶺山署長は我が鑛業署長に一部坑内の水没改善方を五日間の期限つきで要求、不實行の時は所長を起訴すと通告して來た。此の事件は會社側の適當の措置により無事落着す。事業の縮小 右の如き情勢のため會社は事業の大縮小の餘儀なきに至り九月九日ドウェ嶺業所長は現地ソ聯官憲に對し露人労働者約百名邦人労働者約四十名を残し他は全部解雇する旨通告した。これに示しソ聯重工業委員部は十月二日、利權契約は同部の同意なくして勝手に作業を中止する權利を與へてゐないとの理由により、會社側の措置を利權契約違反なりとし『ソ聯の利益擁護のための一切の必要手段を講ずるの權利並に一切の損害賠償要求の權利を留保する』との通告文を手交した。本問題は現在に至るも未だ解決を見ず。

(B) 北樺太石油利權

邦人労働者入ソ拒絶 昭和十二年夏季事業に必要なソ聯労働者二千八百七十名の備入をソ聯側に申込むと同時に利權契約所定の比率に基き邦人労働者七百四十七名の入ソ許可を求めたが、ソ聯は之を許可せず、ソ聯の供給不能なトラスコンエ、通信信號手計五百二十八名の邦人輸送のみを許可した。オハ無線電信所閉鎖 昭和十二年五月ソ聯は在ソ帝國領事館に對しオハ無線電所の運用禁止方を提議し、九月四日に至り、オハ石油鑛業所に對し九月十日以後の運用禁止を通告、十一日強制的に閉鎖した。重油積取特務艦の入港拒否 會社はカタンگری鑛場にも採油を開始したため昭和十二年六月ソ聯當局に特務艦の同港入港許可方を申入れたが(從來はオハのみに入港)ソ聯之を拒否す。會社船舶支所寄港拒否 昭和十二年三月會社は例年通り利權契約に基きナルコムポートに北樺太東海岸支所への會社船舶の寄港願を提出せしめソ聯はオハを除く他港への寄港不許可を言明した。よつて折衝の結果、七月に至り許可を與へたるも配給計畫は著しく阻害さる。

カタンگری海底鐵管敷設の件 會社は昭和十二年三月中旬利權契約に基き十吋海底鐵管敷設許可方をソ聯當局に申請せるも許可せず。其の後交渉の結果八月廿三日に至り六吋鐵管敷設の許可を與へたるも之がため同年度原油搬出は不可能となつた。其後十吋管敷設方を交渉中。

潜水夫備入強要 索聯は昭和十二年度に至り邦人潜水夫の使用を許可せず。ソ聯人の使用方を提議し來り、遂にこれを使用す。

酒保火災事件 昭和十二年十一月カタンگری支所酒保より發火した際消火に従事した邦人十名を拘引二名はスパイ嫌疑でノーグリツクに押送、未だ釋放されず。

カタンگری支所壓迫 貯油タンク、給水所、酒保品、採油井等を封印、又、各支所の日ソ人比率嚴守を要求、十二年度油井掘鑿の許可を遷延する等の事件あり。十月中旬に至り我方の要求に應ず。

酒保品輸入制限 例年の手續により十二年度酒保品輸入許可方を申請せるも容易に許可せず、六月に至り申請四百二十萬留中二百七十萬留を許可せるのみ。

團體労働契約問題 會社及びソ聯石油工業労働者組合間に締結される労働團體契約の効力は一年限りなるため會社は昭和十一年九月以來交渉を行へるもソ聯は大巾賃銀値上等を強硬主張せるため昭和十二年三月末一應交渉休止、其後會社側の譲歩により五月十九日に至り漸く協定の成立を見た。

事業縮小 斯くて會社は事業縮小の止むなきに至つたため日ソ季節労働者の全部及び常備労働者の多數を解雇、試掘作業を全部中止、採掘作業の一部を停止に決し、其の旨ソ聯に通告した。ソ聯はこれに對し利權契約違反の警告を與へ、一切の損害賠償要求の權利を留保する旨回答す。

坂井組利權取消問題 一九二五年坂井組は北樺太アグネウオ炭坑の利權を獲得したが、資金關係其他で經營に着手出來ず、昨年に入り着業の具體的計畫を樹て北樺太炭礦株式會社の設立許可書を商工省に請願し(九月に許可)

現地の準備のため邦人二十名の入國査證を八月ソ聯に出願したが、ソ聯之を發給せず、十一月に至り在ア港鐵山署長は北樺太鐵業會社ドウエ鐵業所宛書面で利權契約の規定に基き昭和十二年九月廿八日を以て利權を取消し且つ損害賠償及延滞料請求の權利を留保すると通告して來た。之に對し、我方は正當な反駁を試み、其の撤回を申入れた。(註)

(註) 兩利權に關する事情は主として『國際事情』(外務省情報部)五二四號による。

四、我が在ソ公館閉鎖問題

次に經濟問題ではないが、我が在ソ公館の閉鎖問題と云ふ重大な事柄がある。即ち、昨年五月以來ソ聯邦は所謂領事館同數保有の原則に基いてソ聯邦各地の領事館の閉鎖を要求して來た。之に對し、我外務當局は度々抗議を發し其の撤回方を要求してゐるが何等の効果もない。

オデッサ、ノヴォシビルスク領事館閉鎖 〓ソ聯政府は昭和十二年五月十一日同地領事館の閉鎖を要求、九月十三日に至り、同月十五日以降の右兩領事館の職務執行方を認めざる旨通知し來つたため、事實上、公務執行不可能となつた。

ハバロフスク・ブラゴウエシチェンスク領事館閉鎖問題 〓ソ聯は本年二月、在ソ帝國領事館中三館の閉鎖を要求し、ソ聯は在帝國領事館中、神戸、小樽、大連の三館の閉鎖を決定し、我方の閉鎖を交渉中のところ、ソ聯はハ・ブ兩領事館の閉鎖を要求し來り、四月十日に至り、四月十四日を期限とする兩領事館の閉鎖を通知して來た。之に對し外務當局は當局談を發表、尙ほこれに對し交渉中のところ、ソ聯は之を拒否したため、外務當局は四月

十五日再度『…前記二地の帝國公館員の職務執行及安全が脅かまるゝが如き事態が發生するに於ては之より生ずる全ての紛争に對する責任は當然ソ聯の負ふべき處…』として『ソ聯の猛省』を促してゐる。

五、交通・通信に關する紛争

ソ聯の北洋、沿海州に於ける邦人船舶に對する壓迫は枚擧に違がないが、交通通信に對する壓迫中最も大きな事件は浦鹽商船組合の解消と日本の小包取扱中止とであらう。

浦鹽商船組合の營業願を却下 〓昭和十二年二月廿五日、ソ聯は浦鹽商船組合の一九三七年度營業願を却下專用波止場使用禁止を通告し、三月十九日、カズロフスキー極東部長は『ソ聯は浦鹽商船組合に本年度の營業を許可せず』との通告をなし來り、遂に五月十日限り同組合は解消するに至つた。斯くて我方は八月廿八日、海洋總代理店(インフロード)との間に代理店契約を結ぶの餘儀なきに至つた。

日本の小包取扱中止 〓本年一月廿六日ソ聯政府は日滿當局が滿洲國內に不時着したソ聯郵便機を不法抑留したと稱し此の報復手段として日ソ郵便小包交換協定第五條に基き一月廿七日以降日本向け及び日本よりの小包郵便は直接郵送たると通信郵送たるとを問はず當分一切中止する旨日本遞信省に通告して來た。之に對し我外務省は其の不當を當局談によつて發表した。

六、滿ソ國境に於ける對立

滿洲國の成立以來、ソ聯は滿ソ國境の防備に懸命の努力を續け、その軍備の充實と共に、加ふるに國境線が明確でない爲、國境の第一線に相對峙する兩國軍隊の紛争事件は大いに増加した。今、外務省情報部發表の統計により、宛々五千軒に互る此の滿ソ國境に起つた紛争事件を見ると、昭和十年には東部國境八十八件、北部國境二十二件、西部國境八件、滿蒙國境十八件、合計百三十六件であつたものが、昭和十一年には東部百二十件、北部四十九件、西部十四件、滿蒙二十件合計二百三十三件へと二倍に近い増加を見せてゐる。而して昨十二年には東部百二十件、北部二十七件、西部九件、滿蒙二十二件、合計百七十八を數へてゐる。此の中、最も大きな事件として世界を驚かせたのは尙ほ我々の記憶に新しい乾倉島事件である。更にソ聯は昨年五月に滿ソ水路協定の廢棄を通告し又、昭和十一年三月以來交渉中の東部國境紛争處理委員會の設立は未だに成立を見ず、國境問題も亦未解決の状態におかれてゐる。

七、現在の日ソ貿易への一瞥

次に日ソ貿易の現状を一瞥しておかう。我々が既に見た如く滿洲事變によつて激減した日ソ貿易は北鐵讓渡協定の成立によつて再び活況を呈し、その前途に一縷の望みを與へたにも拘らず、防共協定

成立以後の日ソ關係は最早や斯かる希望を遠い過去の想ひ出と化し去つた如くである。

先づ日本の對ソ輸出に就て見れば第四表の示す如く、一九三七年中の對ソ輸出額はソ聯亞細亞向け二千三百萬圓、ソ聯歐洲向け四百萬圓にして日本總出額の夫々〇%七五、〇%一三、を占めるに過ぎない。同表の示す如く一九三五年以來の對ソ輸出は一九三四年に較べ倍加してゐるが、之は全く北鐵讓渡に基く日滿商社とソ聯政府間の九千三百三十一萬圓に上る北鐵物資取引に依存してゐる。

(四) 日本の對ソ貿易 (單位千圓)

年	輸出		輸入	
	ソ聯アジア	ソ聯歐洲	ソ聯アジア	ソ聯歐洲
一九三四年	二、三六七	一、六三九	三、七五三	八、〇五六
一九三五年	二六、一八一	二、一三九	三、四〇一	一四、五〇三
一九三六年	三三、九九三	八、三三七	六、八〇八	一四、五三六
一九三七年	三三、八五一	四、一七〇	三、六三三	九、六四三

〇%二五を占めるに過ぎない。斯くて現在の日ソ通商貿易は日ソ兩國間に大して大きな利害の問題ではなくなつてゐる。その上、我が國では事變以後嚴重な輸入制限を行つてゐるし、また今年三月を以て北鐵讓渡による物資の取引も完了した。(註) 且つ、ソ聯が本年度より開始した第三次五ヶ年計畫によつて外國品の輸入を完全に封鎖するとせば、日ソ貿易の前途は暗澹たるものがある。

(註) 滿洲國政府は三月十七日、ソ聯が北鐵讓渡に基き滿洲國に當然支拂ふべき債務約五百六十萬圓を支拂は

ざるため、その最終回の支拂現金五百九十八萬圓を留保する旨發表し、現在此の問題を繞り紛糾中である。

八、日ソ兩國懸案解決への努力

斯様にして、日ソ間には種々な問題、就中利權に關する問題が山積してゐるのだが、然らばこれらの問題解決の道は全く無いかと言へばさうではなからう。現に外務當局談によれば(五月七日東朝紙)去る三月二十八日には廣田外相とソ聯邦スラヴィツキー大使との間に兩國間懸案解決方に關して話合が行はれ、四月四日にはソ聯邦政府から諸懸案調整に關する提案があつた。然し、此の提案は我方の満足する所とならず、同月六日これに對する我方の意向を傳へた。

四月廿五日にはソ聯邦側は、四月四日と同様の提案の範圍内に於て兩國懸案解決の用意ある旨を申出で、これに對して我方では同廿八日に、去る四月六日に於ける解答と同様の回答を爲した。こゝで兩國間の交渉の絲が切れたのだが、然し宇垣新外相の登場による何等かの打開が期待されてゐる様だし、また、兩國の話し合によつて今後或る程度の妥協の付かぬ問題でもあるまい。

去る四月に於ける兩國交渉の要點を摘記しておくのと次の如くだ。ソ聯邦側の提案は、次の方法による諸懸案調整を計らんとするもので、此の提案によれば、日本側が

(一)北滿に不時着したソ聯飛行機の返還、(二)南樺太に抑留中のソ聯汽艇ウイムベル號の釋放、(三)函館に抑留中のソ聯汽船クズネツクストロイ號の釋放、(四)黒河附近で抑留されたダリレス所屬汽艇乗組員四名の釋放、(五)北鐵代償最終割賦金の滿洲國又は保障者の立場に在る日本による支拂

を實行するならば、之に對してソ聯側は

(一)國外追放を差控へ居る八名の日本人の釋放、(二)朝鮮漁船三隻及乗組員の釋放、(三)坂井組合の北樺太「アグネオ」石炭利權取消通告の撤回、(四)北樺太石油及北樺太鑛業兩會社の經營する利權事業に關する諸問題に對する好意的審議、(五)日ソ小包交換の復活、(六)在オハ日本領事館閉鎖要求の撤回、即ち日本側は武市及哈府の二館、ソ側は在本邦領事館中の二館を夫々閉鎖する事

を實行することにしたといふと申出でたのである。

これに對する我方の態度は、次の如くだ。即ち右のソ聯邦の我方に對する要求のうち『(一)(四)及び(五)は何れも、滿ソ問題であり、滿側と話合ふべき筋合のもので、殊に(五)はソ政府が滿洲國に對し履行すべき債務を滿側の督促に拘らず履行せぬ爲、滿側に於て止むなくその最終割賦金の支拂を留保してゐるのである』

また『ソ側が實行を約したものの中邦人八名の釋放は勿論であるが、其他に拘引禁足中の邦人約三十名をも釋放すべきものであり』

『(四)は甚だ漠然として居るが、石油利權に付ては會社従業員の起訴及處罰問題、カタンダリ海底

送管敷設問題、邦人勞働者送込問題、物資輸入制限問題等、石炭利權に付ては邦人勞働者送込問題、物資輸入制限及配給品値下問題、會社従業員起訴及處罰問題、會社船舶の亞港寄港及港灣稅支拂問題等があり、何れも條約及利權契約に確約されて居る我方權利の行使が直接、間接阻止されて居るもの許りで是等に關しソ側が具體的に如何なる取扱を爲さんとするかを明示すべきものである』

而して『利權問題に付ては右の如き當業者から申請中の種々の案件に對し速に満足を與へられ度く然る上は東京又は莫斯科に日ソ混合委員會を設置し隨時今後の利權問題の審議に當らしむることを提議してよい』また『漁業條約は一昨年確定した案文のラインに依り速に調印方を要望する』其の他坂井組合の利權取消撤回、朝鮮漁船の釋放、日ソ小包交換復活等の實行を求めるとまた『領事館問題に付ては交渉中のことでもあり、我方は哈府及び武市二館に對する閉鎖通告の撤回を求むることに變りなく、ソ側において撤回するなれば、在本邦ソ聯通商代表部部員減員方の我方要求の實行を領事館問題の話し合の纏まる迄差控ふる様取計つて宜し』

日ソ兩國の態度は右の如くだから、「懸案調整」は困難な問題には違ひないが、然し全く其の可能性がないとは言へまい。寧ろ此處に一層困難な事柄は、支那を繞る日ソの關係であらう。これに就ては節を改めて述べることにしたい。

第三節 ソ聯邦は對日戰爭を欲するか

右に述べた様に、日ソ關係に於ける主として經濟的な紛争は、外交的折衝によつても解決され得る性質のものと思はれるが、こゝに一層困難な問題は支那に於ける日ソ關係である。此の關係は、果して「調整」され得るものであるか、或は武力以外に解決の方法がないものか——これは一にかゝつて兩國政府の今後の態度、就中ソ聯邦政府の態度に在る。周知の様に、我が外務省は、ソ聯邦の對支援に對して屢々抗議してゐるが、これを抗議以上のものたらしめるか否かは、我方の立場としては、ソ聯邦の今後の出方の如何にかゝるのである。即ち

『今次支那事變發生以來ソ政府が今日迄物質的精神的に支那を助け、又我國に對し恰も敵國に對するが如き輿論を喚起しつつあることに對しては、我國民舉つて重大なる關心を有するものである。吾人はソ側が帝國の東亞に於ける地位を正解し、早きに及んで其對支態度を改めん事を強く要望する』(五月三日外務當局談)

譯なのである。

だからソ聯邦が其の「對支態度を改め」ざる限り、如何なる事態が発生するか判らないし、此の問題に就ては、次の様な有力な意見も行はれてゐる。

『…蘇聯が國策として支那の抗日戦に参加しつゝあるのは事實だ。此の事實は如何に否定するも、皇軍の捕虜となれる蘇聯飛行士の任意供述に依りて、全世界に暴露せられて居る所である。…』

若しも此の事實に國際的の常識解釋を下すならば、蘇聯の支那参戦は明白なる事實にして、同時に夫れ自體日本に對する敵對行爲と解すべきだ。随つて日本は蘇聯に向つて問責の師を起し、自ら必要と認むる保障手段に出づるの自由を許された譯だ。更に端的に云ふならば、蘇聯の極東植民地は、我が保障手段の對象たるべき當然の地域である。唯だ日本は對外行動には慎重に慎重を重ねつゝあるのと、一脈の對蘇同情心の存するが爲めに敢へて此種の荒療治を講じない迄である』(「外交時報」四月十五日號一—三頁、傍點は引用者による)

一、ソ聯邦の對支援助

然らばソ聯邦は支那に對して如何なる援助を行つて來たか、また、何故に斯る援助を行ふのであるか、の問題である。先づ第一の點であるが、其の援助、就中支那に對する武器及び戰鬥員の供給は、我國の新聞紙に報道された所を纏めると、次の様なものの如くだ。例へば、昨年九月廿四日上海發同盟通信は、ソ支相互援助密約の内容としてソ聯邦から支那に送付されるべき軍需品を次の如く報じた。

『ソ聯より支那に對する兵器の第一次交付品目、は各種飛行機三百六十二機、高射砲百門、加農砲二百門、砲彈十二萬發、小銃十五萬挺、小銃彈六千萬發、戰車百臺、裝甲車千五百臺、索引車千五百臺、自轉車二千五百臺、馬匹五千頭、荷馬軍二千臺とす』

また昨年十一月廿七日上海發同盟によれば

『ソ支不可侵條約に附隨する武器供給密約に基きソ聯より支那側に供給した飛行機は、事變發生以來、今日迄前後二回に亘り三百機を算してゐる』

昨年十一月三十日德州發同盟によれば

『數日前ソ聯より重爆機十臺並に飛行士多數が送付』された。

本年一月廿七日天津發同盟によれば、

『本月中旬ソ聯より支那に供給したものは戦闘機、爆撃機百五十臺、一月十日頃にはゼブンスキー・P三十五重爆機三十五臺が漢口に送られ、更に購入済みのA一〇九重爆機百五十臺と共に合計二百臺の重爆機が待期してをり、技術家も之と並行して送られ航空士約五十名、技師機關士百名が参加してゐる』

本年四月三日の我が外務當局談によれば

『…一月廿六日支那軍南京空襲の際、我軍により撃墜せられた飛行機と共に墜死した搭乗者二名はその所持品によりソ聯人なることが明かとなつたが、更に三月十四日蕪湖上空に來襲し我軍に撃墜せられたエス・ビー・ミハエル・アンドレーウイチはレニングラード航空隊付航空兵中尉で、客年十月中旬十數名の同僚と共にソ聯政府の命により支那に派遣せられたものであることが判明した。…』

更に五月三日の外務當局談は次の如く述べてゐる。

『ソ聯邦が昨年の十月頃から本年の四月中頃までに支那に送つたイ十五型、イ十六型驅逐機、エス・ビー爆撃機

等は總數五百機に上り、ソ聯人飛行士、機關士は約二百人に達してゐると見られる。』

ではソ聯邦の對支軍事援助は何を目的としたものであるか——と云ふことだが、實は此の點に最大の問題がある。

リトヴィノフ外相は、去る四月四日、我が重光大使の抗議に答へて『支那に武器を賣込み居るはソ聯のみに非ず』と言つた由だが(五月三日外務當局談)、それは一應さうに違ひない。またニューヨーク・トリビューン紙の傳へる所では、リトヴィノフ外相が、ソ聯邦の對支軍需品賣却は「商業的取引」以外に目的はないと言つてゐることだ(五月廿九日紐育發同盟)。また、六月八日重慶發朝日新聞特電(ルーター電報)は、右の記事を裏書きする様な報道を傳へてゐる。即ち、『ソ聯邦政府は今後支那に供給する軍需品に對しては現金拂を要求したと解せられる』と云ふのだ。果してさうだとすれば、

『かゝる支拂に必要な支那政府の銀保有高及び對外クレヂットが急速に減少してゐる折柄、右ソ政府の要求は國民政府に多大の不安と困惑を與へるものと見られてゐる。從來ソ聯より支那に供給された軍需品は主として飛行機で、現在支那軍の使用しつゝある戦闘機の大部分及び爆撃機の多數はソ聯製である』(同上電報)

だから、支那空軍は大きな打撃を蒙むることにならう。そして若し右の通りとすれば、今後支那の武器輸入は、専らソ聯邦以外の諸國に仰がねばならぬ譯である。(註)

(註)(一)『先般駐支佛大使ナジャール氏は香港より佛領印度支那に赴き同政廳と對支援助につき種々協議したといはれるが、現在對支武器輸入徑路の主要なるものは英領香港と佛領海防の二港を通ずるものであり、海防よりは雲南省昆明まで鐵道によつて送られ、同地よりトラック、馬車等で貴州省の貴陽に向ふもの及び海防より鐵路廣西省境鎮南關に至り、自動車路で廣西省の南寧、桂林を経て湖南省の衡陽に至るものもあり、晝夜兼行の輸送にも拘らず陸揚地海防及び鎮南關、昆明等の基地には夥しい武器が山積され輸送能力に不足を來して居る有様である。よつて支那側では先般來積極的に鐵道建設を開始すべくフランス當局と折衝を續けて居たが今回フランス資本により鎮南關、南寧間鐵道建設契約が成立正式調印を終つたことが判明した。』(東京朝日新聞五月廿九日上海發特電)

(二)『昨年十二月一日から本年五月三十一日迄の六ヶ月間に於ける米國の對支武器輸出は……五百八十二萬ドルに上つてゐる』(米國々務省發表としてワシントン六月七日發同盟)

(三)『支那に到着する軍需資材の大部分は獨逸及び伊太利製である。香港を通じて支那へ入る武器の六〇%は獨逸製であり、二五%は伊太利製である。支那はロシアからも若干の軍需資材を得てゐるが、然し其の大部分は性能が悪い』(マンチエスター・ガーディアン週報、四月廿日號)——此の記事の當否は判らないが、若しこれが事實だとすれば獨、伊製の武器は英米商人の手を経て支那へ持込まれるものが多いのであらう。

そして『ソヴェトの對支軍需品賣却は全然商業的取引の範圍を出でない』と云ふリトヴィノフ外相の語彙を額面通り受取ることが出來、また、ソ聯邦の對支軍需品代金の現金拂を要求し、現金拂でなくしては今後支那へ武器を賣らぬと言ふのであるならば、更にまた、ヒットラー總統の命令で支那に

於ける獨逸人顧問四十名が引揚られたと傳へられる様に、ソ聯邦も亦其の「ソ聯人飛行士、機關士約二百人」を引揚げるならば——支那に於ける日ソ問題はこゝに解消する譯だ。勿論さう簡單には行かない。が、ソ聯邦から見た支那援助の意味を考へ、更にソ聯邦の現在の國際的位置を考へるならば、日ソの武力的衝突は必至だとも言ひ切れないのではあるまいか？

二、日ソ戰爭に關するソ聯邦の態度

ソ聯邦は何故に支那援助をするかに就ては、色々な觀察が出来るだらう。支那事變勃發以來列國が支那に於ける自國權益擁護の爲に、我が國の行動を種々の方法で牽制し來つたことは周知の通りである。が、ソ聯邦の立場は他の諸國の日本牽制とは大分違つて、支那共産黨の援助が主要の目的だと言はれる。又ソ聯邦を除く列國と我國との對立が「持てる國」と「持たざる國」との對立であるのに對し、ソ聯邦と我國との對立は「支那赤化」と「防共」との對立であると言はれてゐる。其處に支那に於ける日ソ關係の特殊な意味があるのだが、然しソ聯邦には、日ソ戰爭を賭して迄支那共産黨を援助する意志があるかどうか？——と云ふことが問題に成り得るだらう。

またソ聯邦の支那援助の意味が、支那の長期抗戰を可能にし日支紛争を長引かせるを目的とするのであるならば、それは寧ろソ聯邦としては日ソ戰爭回避の一方便であるとも解せられぬ事はない。即ち日本、滿洲國、蒙疆聯合自治政府、更に中華民國臨時政府（北支）、中華民國維新政府（中支）の「防共ブロック」形成によつて、其の極東國境に脅威を感じたソ聯邦が、極東に於ける自己の安全を計る一つの方便として、支那の長期抗戰を援助するものとも見られる。若しさうであるならば、ソ聯邦は寧ろ日ソ間の開戰を避けることを希つてゐる譯だから、我が國の今後の態度如何によつて、ソ聯邦の對支政策を變更せしめることが可能であらう。歐洲に於けるソ聯邦の政治的地位を考へるとき、斯うした豫想も成立し得る様に思はれる。（此の點に就ては第三部第九節參照）

斯様な豫想を裏付ける一つの資料としてプラウダの論説を引用して見たい。勿論ソ聯共産黨機關紙の論説だから、裏には裏があつて注意を要すると思ふが、極東に對するソ聯邦の態度を知る一つの材料にはなるだらう。此の論文は、ソ聯が對支積極援助の代償として西部國境の安全保障を英佛に要求し、その拒絶に遭つたといふロンドンの保守黨新聞『デイリー・テレグラフ』のニュースに對し應酬したものだ、種々の點から興味がある。即ち此の論文によつて、英ソ兩國は支那事變に於いて互ひに相手を利用しようとしてゐること、過去數年の歐洲外交に於いても然りであつたが、最近その可能性が薄らいで來る一方、支那赤化の前途に英國が危惧を抱き、極東に於いても兩國の關係が離間し始

めたことが窺はれると共に、ソ聯邦の對日態度が頗る慎重であること、ソ聯邦にとつては極東問題よりも西部國境の安全保障の方が目下の重大問題であることが窺はれるのである。其の意味で、稍々長い、全文を引用する。

X X X

「各國の新聞が國際政局について讀者に提供する色とりどりの報道を見てみると、相も變らず面白い現象が認められる。

歐米の新聞にもアジアの新聞にも現はれる種々な報道は色々な出所、國籍の違つたさまざまの人々から提供せられ、一見少しも聯絡がないやうに見えるが、奇妙なことにはみな同一の内容をもつてゐる。注意深い讀者はこれらの報道から必ずや一定の結論に到達するに相違ない。

例へば東京の『讀賣新聞』はアメリカの記者ニツカボツカーの電報を掲げてゐるが、それには『ソ聯の飛行機は四時間以内に東京及び日本の他の地點に飛來するであらう』と書かれてある。パリーから來た此のアメリカの名記者は日ソ戰爭の場合の用意として日本人に警告して曰く、

『日ソ戰ふの日に於ては日本は先づウラヂオの飛行場に最初の最も猛烈な攻撃を浴せかけるであらう。蓋し日本が何よりも關心を抱いてゐるのはソ聯飛行機がこゝを基地として××及びその郊外を爆撃することだからだ。そ

れ故ウラヂオストックは日本から見れば日本の背後に空きつけられたピストルの如きものである。このピストルが取除けられぬ限り日本は安心してゐることが出來ぬ。だがそれを取除けるのは容易なことではないであらう；
・ルスキー島には強大な潜水艦根據地が作られてゐる』。(讀賣一月廿五日より)

以下この調子である。

これがパリーからやつて來たアメリカ記者のウラヂオに關するニュースなのだ。

同じ頃「東京日日新聞」のワルソー特派員はヘルシンキからの情報として極東の大演習にウオロシ
ーロフ國防相が参加するであらうと傳へ、「この演習は對日示威である」と確言してゐる。

何といふ素晴らしい情報だらう。

この種の『ニュース』の目的とするところは頗る明白だ。それは最近香港からロンドンに送られたロイテル電報を読めば一層明白になる。この電報の中で一外人は極東に於けるソ聯邦の軍備を詳細に紹介し、日本の新聞はソ聯の軍備に關して書く場合、事態を誇張してゐるよりも寧ろ過少に評價してゐると力説してゐる。

『ソ聯沿岸地方には、新たな航空根據地や潜水艦の根據地が作られ、事實上戰時状態にある。ウラヂオだけでも百隻以上の潜水艦が集結し、何時でも出動の準備が出來てゐる。更に鐵道により分解された潜水艦が續々到着し、現地で組立てられて直ちに艦隊に編入されてゐる。同時に沿岸は到るところ防備を施され、航空根據地及び

潜水艦根據地は諸方に分散して作られてゐる』。

同じ頃イギリスの反動新聞「デーリー・テレグラフ」は次の如き驚くべき報道を掲げてゐる。

『ソ聯邦は日本の侵略に對抗し極東に於いて積極的行動に出る決意を固めてゐる。但しこれには他の關係諸國、就中イギリスの同意を得る必要がある。ソ聯は、その代償として西部國境の安全保障を得んとしてゐる』。

フランスの新聞も黙つてはゐない。パリーの右翼紙「ジュール」は仰々しい調子で、ソ聯の外交政策には大變化が起り、對日戦備に汲々としてゐると述べ、次の如く結論してゐる。

『極東の事態は、將に一觸即發の危機に瀕し、日ソ衝突は今や不可避である。フランスはこれに慎重に對處せねばならぬ。ソ聯が極東の事件に捲込まれるが如き事あらば、佛ソ協定は何らの價値も無くなるだらう』。

ところで熱心なニツカボツカーはあらゆる新しいセンセーションを編み出してゐる。彼はソ聯極東軍は『百萬を算し二千臺の飛行機をもつてゐる』と確言し、日本人の血を湧かしてゐる。『戦争が起つた場合ソ聯空軍は數週間で日本の空軍を殲滅し得ないかも知れぬがとにかく殲滅的打撃を與へ得るであらう』。

ニツカボツカーはこれに厭き足らずパリーから「ジャパン・アドヴァタイザー」に向け、「バイカル以北を通過する第二シベリア鐵道の建設は、極東に於けるソ聯の軍事輸送に、革命を齎らした」と報道してゐる。この鐵道はまだ出來てゐない。それなのにニツカボツカーは一生その車掌を勤めてゐたやうな口吻である。彼は日露戦争當時の日本軍にも劣らぬ輸送力を今日のソ聯軍はもつてゐると云ふ。

世界の隅々から起つてゐるこのデマの目的は、云ふまでもなく戦争の挑發にある。ニツカボツカー氏は相當有名である。と云つても格別才能があるとか政治的意見をもつてゐるといふ意味ではない。彼の報酬が有名なのだ。實際このジャーナリストの報酬は大したものだと云はれる。彼は旅券の上でこそアメリカ人だが、これは旅券だけの話で、何時でも報酬を澤山出す國が彼の祖國になるのだ。彼は敏速に國から國へと飛び歩く、戦争の臭ひがする處には自動的にニツカボツカーが現はれる。そしてやれ百萬の兵士だ、數千の飛行機だ、大砲だ、戦略的鐵道だ、何の國が先きに攻撃に出るかなどと書き立て、莫大の報酬にありつくのである。ニツカボツカーこそはジャーナリズムに巢喰ふ戦争挑發者である。

この他「ジュール」紙の記者、外交評論家、怪しげな情報の巢窟たるワルソー、ヘルシンキ、リガの全智の諸君も同様に有名だ。彼等の背後には必らず注文主たる帝國主義者が控へてゐる。出來ればソ聯邦を戦争に引き込みたいといふのがその念願である。

戦争挑發者のパトロンは必ずしもファシスト國家だけに限らぬ。他人の紛争、他人の流血で儲けようとする舊來の英帝國主義者、英國極右保守派の連中も、極東に於けるソ聯邦の軍備に關する最近

のデマや挑發的報道に一役買つて出てゐる。「デイリー・テレグラフ」がその一例だ。ソ聯邦は西歐に於ける安全保障を確保される代償として日本と一戦を交へる決意を固めてゐるといふやうな、思ひ上つた考へは全く英國反動主義者の毒祿した頭腦からしか出て來ない考へだ。蓋し、ソ聯邦政府の屢次の聲明から明かな如く、ソ聯邦は何よりも自國の力、即ち勇敢なる赤軍とソヴィエト國民の舉國一致の精神によつてその安全を守らんとするものである。ソ聯邦政府首班モロトフ氏は第八回臨時ソヴィエト大會に於いて「……率直に云へばソヴィエト人民の平和な勞働及び平和の利益を擁護するために我々はたゞ自分の力を信ずれば足るのである」と云つた。

しかし英國の保守派は依然としてその貪慾を減じない。彼等はその連絡と機會を利用し、外交官やジャーナリズムのあらゆる手づるをたぐり寄せ、極東に新たな軍事的衝突を挑發しやうと努め、東京から、パリから、ジュネーヴからデマ的報道を飛ばしてゐる。或ひはまた我國の新聞が傳へてゐるやうに、ブラツセルからも次の如き報道を撒き散らしてゐるのだ。

『西歐諸強國代表は日ソ戦争の願望に身を焦してゐる、一體ソ聯は何故に支那を援助しないのであらうか？ ソ聯は何故に滿ソ國境又は滿蒙國境に軍隊を動員しないのであらうか？ 何故ソ聯はウラヂオストックから××を空襲せしめ、日本の迷夢を醒まさうとしないのであるか？ 或ひは婉曲に、或ひは露骨に、或ひは執拗に或ひは何氣なく、各國の代表者やジャーナリストはソヴィエト代表と此の事について話し合はうと努めた。ソ聯の代表

が彼等に如何なる答を與へたかは、茲に紹介するまでもあるまい』。

フアシスト國家及び保守派の戦争挑發者は、ソ聯邦に對する陰謀と誹謗の種があるならば、モスクワからでも適當な外交的手づるを引き寄せることを辭さない。最近アフガニスタン大使館の一高官がモスクワで戦争挑發者を援助するやうな活動を盛んにやつてゐることは隠れもない事實である。この人は日ソ戦争に對するソ聯の準備についてデマ的風説をバラ撒いてゐる。見つともない役割だ。この人はそんなことのためにアフガニスタン政府からモスクワに派遣されたのであらうか？

ニツカボツカーにしろ、各國に於けるその同僚にしろ、その他の外交官や密偵や新聞記者は、國際的挑發の一切の傳統に従ひ、定石通りその醜惡な仕事をやつてゐる。だが、たゞ一つ大切な點で彼等は誤算を犯してゐる。即ち彼等の選んだ陰謀の對象は最も不適當なものであると云ふことだ。英國の戦争挑發者にしろ、他の何人にしろ、第三國の利益のために、第三國の壓迫の下に、第三國の指圖によつて、ソ聯邦を戦争に引き入れることは出來ない。確乎として平和政策を堅持するソヴィエト政府は、たゞ侵略者に對してのみ、たゞ平和破壊者に對してのみ、たゞソ聯邦國境の侵犯者に對してのみ戦争を遂行するであらう。中傷と挑發の如何なる國際的ジャズバンドも、ソヴィエトの鐵の如き沈着と平靜とをかき亂すことは出來は出來ない。」(ブラウダ、二月十一日、譯文は「東洋經濟新報」三月十二日號)

による。傍點は引用者。

以上日ソ關係に就ての若干の——而も乏しい——資料を提供したが、此處まで筆を進めて來た際に、新聞紙はまた新たな數個の事實を報道した。曰く、北洋出漁に關するソ聯側の査證拒否問題、曰く新疆へのソ聯邦軍隊一個師の駐屯、曰く英、佛、ソ三國の對支援助積極化、等々。そしてこれらのニュースによると、日ソ關係は愈々切迫して來た様にも見られる。

斯うした事態を我が方に於て如何に乗り切るかは、近衛改造内閣に課せられた大きな仕事の一つであるが、新陸相板垣中將と近衛首相との數時間に互る先般の會談でも當然話合はれたことだらうし、今後は五相會議等によつて、當然打開の途が講じられて行くだらう。

他方、前に引用したプラウダの社説にも窺はれる様に、ソ聯邦は其の歐洲西部國境に多大の危険を感じてゐるのだから、極東に於て進んで事を構へやうとはせぬだらうとも見られる。日ソ國交の「調整」も——繰返し述べた様に勿論非常に困難ではあらうが——全く不可能とは言へないのではあるまいか。

第三部 各經濟部面の分析と見透

—徐州戦後の諸問題—

第一節 新裝近衛内閣の經濟的課題

一、近衛内閣の改造

五月十九日、徐州は遂に陥落した。海州—徐州—鄭州を結ぶ隴海線は、滿洲事變以來國民政府が最も力を入れた防備線であり、所謂蒋介石ラインとして不落の堅陣を謳はれてゐたこと周知の通りである。而も南京攻略以來支那軍の此の方面への増援は加速度的となり、徐州一帶の敵軍だけでその數十萬に上ると傳へられた。かうした情勢の下で、中支派遣軍の北上部隊は二月上旬蚌埠を占據して以來活潑な進展を示さず、北方大運河の方面にあつても、五月初まで約一ヶ月餘り殆ど陣地戦に終始し

戦局は意外に膠着状態に陥るかに見えた。然るにその後の疾風迅雷のやうな我軍の行動によつて、僅かに二週間で勝負が決せられ、漢口への進撃さへ必至とされるに至つたのである。

徐州攻略の齎す効果は頗る大きい。南北兩派遣軍の聯絡が今後の軍事行動を容易ならしめることは勿論、國民政府に少なからぬ軍事的、精神的打撃を與へ、また經濟的には鹽、煙草等々の諸資源を奪ふことになつた。更に政治的には、親日新政權の力を著しく強めるに至るだらう。殊に注目せられるのは、北支の『中華民國臨時政府』と中支の『中華民國維新政府』との合體である。三月廿八日、中支に維新政府が誕生した際、梁鴻志行政院長は「津浦、隴海兩路の交通恢復せる後は（北支）臨時政府と合併」すべきことを、既に宣言してゐる。

併し乍ら、かやうな大きい局面轉換が行はれたにも拘らず、戦ひの前途は尙ほ遑遠である。五月二十日、公にされた大本營陸軍部當局談は、これを次のやうな言葉で結んでゐる。『徐州會戦は極めて有利に進展し、支那側の抵抗力を粉碎しつゝあるも、未だ聖戦の前途は逆睹するを許さぬ。彼等が依然長期抵抗を續くる以上、我れ亦不斷の進攻作戦を反覆し、長期膺懲を續くるのみである。勝つて兎の緒を締め、全軍一體の結束のもとに聖戰目的達成のために更に一段の努力を期しある次第である』

『國民政府を相手とせず』との聲明が一月十六日に發せられたとき、勿論長期戦の覺悟は既に決めら

れてゐた筈である。またその後の議會の成果に鑑みると、長期戦に耐えるべき體制は略々整へられたと云へるだらう。第七十三議會の成果の詳細は後に節を改めて述べる通りだが、戦費支辨の爲めには五十億圓の豫算を中心とする種々の對策が施され、これに附隨して金融部面にも保證限度擴張等の工作が加へられた。之に對應する『物』の側では、多くの時局産業擴充法が制定せられる一方、その統合機關として商工省内に臨時物資調整局の設立を見た。また社會不安除却の爲めには九つの社會立法が通過し、農業部面にも農地調整法を始め四つの對策が法律化せられてゐる。更に、最悪の場合の備へとして、人的乃至物的の凡ゆるものを統制驅使し得る『國家總動員法』さへも出現することゝなつた。けれども、實際に自由經濟の機構を急激に戦時編成替へするには種々の摩擦を生ずる。一つの統制を完ふするには如何に多くの第二次、第三次の統制を必要とするかは、昨秋以來の輸入制限だけを見ても明かであり、第七十三議會に準備された此等の新たな體制を運用するにも、之までと比較にならない決斷と壓力とが加へられなければならない。そして此の必要は、擴大された支那新政權に如何なる方策を以て望むかと云ふ新たな政治問題を伴ふことによつて、一層強められた。外務省の一部の主張として五月中旬新聞紙を賑はした外務省本位の對支中央機關設置案や、その前後から一部に傳へられた政變説は、取りも直さずかうした要求の表面化したものと見ることが出来る。

そして幸にこの要求は、五月二十六日の内閣改造によつて一先づ充たされた形である。戦時に於て特に重要な外交の運行は宇垣大將に、また財政、産業、貿易の運用は池田成彬氏の手に乗ねられ、廣田、賀屋、吉野の三相は内閣補強の爲めと云ふ理由で辭任するに至つた。更に荒木大將が、文相として閣僚に顔を並べたのである。裏面に何んな隠された事情があるか、従つてまた此の改組が何うした政治的波紋へと發展するかは、知る由もないが、新閣僚の過去の經歷から見ると、そして外務、大藏、商工各省の重要性に鑑みるならば、先づ目的は遂げられたと云へるだらう。現に對支中央機關設置問題は近く解決される模様だと新聞は報道してゐるし、新藏相は就任第一聲のうちで、大藏商工兩省の一元化に邁進して從來の二省分立の弊害を取り除く旨を述べてゐる。

けれども以上の如く、徐州は攻略されても戦ひは終らぬ以上、内閣改組の意味はたゞ摩擦を壓制するに役立つまでであつて、戦時體制の轉換たり得ないこと云ふまでもない。記者團との會見の席上、藏相が『戦争のために必要とあらば、經濟統制の強化は當然である』と答へたのは、此の間の消息を最も端的に表明するものである。新閣僚が具體的に何うした政策を採るかは固より不明であるが、新閣僚に残された重要問題が何うした性質のものであるかを、經濟的側面から、以下に先づ辿つて見ることゝしよう。

二、切實化せるインフレ對策

(A) 高められたインフレ懸念

軍需資材の確保とそれが資金の調達とが戦時經濟の基本問題であり、すべての統制はこの目的達成に向けられてゐるのであるが、かうした諸統制にも拘らず尙ほ今後に解決の残された問題として、二つの事柄があつたことを前輯で述べておいた。一つは海外よりの輸入に俟たねばならぬ軍需資材——國內生産力擴充の爲めの生産材をも含めて——が餘りに多く、それが爲め平和産業、就中輸出産業の原料難と製品高とが顯著となり、延いては國際收支に頗る思はしからぬ結果を招いたことであつた。これに對して二、三の重要商品では輸出向と國內向との消費を區別し、或は輸出製品と輸入原料とをリンクさせ、輸出に關する限り原料難を緩和して輸出の振興を計らうとする計畫が進められ、更に公定價格の設定等を以て價格騰貴を抑へることゝなつたのであつたが、かうした方法では、對英二割高、對米四割高と云ふ現在の我が物價の割高は、大して是正せられる見込みがなく、取引の不圓滑と相俟つて輸出は意外の不振に終始して來た。(詳細は第三節参照)

第二の問題は、その結果として現はれた極端な國內消費資材の不足と、他方政府資金の老大な撤布

とから来る悪性インフレの懸念である。買ふべき品物がなく、而も國民の所得は全體として減少しないか、或は増加する場合、そこに豫想せられるのは極端な物價高であり、それは單なる暴利取締令や公定價格の設定等では統制し切れぬ事態となつて來た。これが應急策として消費の節約が高唱され、ガソリン、生ゴム、綿絲、一部鋼材等には切符制をさへ採用するに至つたのであるが、それでも最終消費に於ける價格は抑制することが出來ず、満足な解決は得られなかつた。そしてかやうな物價騰貴が続けば、消費節約が行はれ難くなり、對外物價高の激化——國際收支の悪化——爲替相場下落と云ふ經路を経て悪性インフレ化する危険が生ずることになるのである。

軍事的需要の確保は、諸種の部分的統制から、かやうにして今や悪性インフレの防止にまで、その對策を延長せなければならぬ事態に發展して來た。

(B) 貯蓄の新たな意義

議會終了以後、かうした必要に應ずる最も基本的な對策として政府の選んだものは、貯蓄奨勵運動である。消費資材供給を著しく超過する國民所得を、そのまゝ預貯金等の形で金融機關に預け入れるか、直接に公債、株式、社債等の買入れに向けるかしてこれを徴收し、更に銀行その他の金融機關に集められた資金は、これを公債の買入れに充當せしめ、公債の背負ひ込みから來る日銀の通貨増發を

唯ひ止めやうと云ふのである。そこで幾何の資金をかやうな形で徴收すべきか、次に起つて來る疑問である。賀屋前藏相の説明に従ふと、事變前に於けるその額は約三十億圓であつたが、その上事變關係の爲めに殖える今年度の政府支出は五十億圓であつて、この兩者を合せて約八十億圓が今年度の國民全體の貯蓄の目標になると云ふ。またこれを資金の需要の側から見ると、事變前の貯蓄三十億圓は従前通り主として株式、社債、貸付等の生産力擴充資金に充て、増加貯蓄の五十億圓は増發する赤字公債の消化に向けることとなる旨をもつけ加へてゐる。

その實行機關として、四月には大藏省内に新たに貯蓄奨勵局が設置せられ、貯蓄組合の設立を中心とする、次のやうな具體策を樹立するに至つた。

- 一、組合設置に付き國民貯蓄奨勵局で一般的指導奨勵を行ひ、政府はそれ〴〵主務部課を置いて、地方に於ける指導奨勵の中心となること。
- 二、官公署は、各獨立官公署毎に組合を設置すること。
- 三、銀行、會社、工場等にあつては、各營業所又は工場毎に組合を設置し、主として府縣の指導を仰ぎ、特殊の方面に於ては特別の關係ある官廳に於て指導すること。
- 四、時局の影響を受け所得の増加したる方面にあつては、必ず組合設置のこと、その他の方面にても成るべく設置し、一營業所又は一工場の従業員二十名以上のものは原則として組織のこと。
- 五、商工業者中の團體も同様のこと。但し道府縣の指導にて、納税組合等の既設機關の利用も差支ない。

六、市町村にては、町會、部落等の地域別に組織し、市區町村長の指導を受け、同右の既設機關の利用も可なること。
七、右のほか國民精神總動員中央聯盟及び地方實行委員會、中央聯盟加盟團體の協力を得て、組合設置に邁進のこと。

八十億圓の貯蓄を必要とすること、それが支障なく達成せられるか何うかと云ふことは、勿論別個の問題であるが、何れにしる個人的な貯蓄は、かやうにして今や國家的な立場から、必要とせられるに至つたのである。

(c) 物價抑制の新規準

以上のやうな方法によつて、消費資材の供給と購買力との乖離から來るインフレ激化の危険を防止し、また公債消化を圓滑ならしめる方策が樹てられたが、併しそれだけでは物價昂騰、就中既に相當の程度にまで進んでゐる對外物價高を是正するには尙ほ不充分である。部分的には、例へば綿絲のやうに、公定價格制が採用せられ、更にこれに法的根據を與へる爲めに、五月二十日には綿絲販賣價格取締規則を公布、同廿二日より施行せられてゐる。これと平行して需給統制も著しく強化されたこと前輯に述べた通りである。併しかうした個別的統制では、矢張り全體としての物價騰貴を抑制することとは出來難く、従つてまた我國の輸出力を恢復せしめる力にはなり得ない。こゝに前述のやうなイン

フレ防止策より更に一步進めた、積極的全般的な物價抑制策が必要となつて來る。

政府はこの必要に應ずべく、中央及び地方(各府縣)に夫々物價委員會を設置するに決し、四月二十二日物價委員會を公布、即日實施するに至つた。今のところまだ委員會を組織して對策を練りつゝあるに止るから、何んな具體策が生れるかは詳でないが、去る五月二十七日報告せられた中央物價委員會第二特別委員會は、一般の方針として次の諸點を強調してゐる。

公定價格、基準價格の決定及び實施方針の件

- (一)我國物價の現狀に鑑みるときは之が騰貴抑制は斷乎たる方針を以て行ふの要あり。政府に於ては速に此の方針を闡明し、國民一般に全面的協力を要請すべきものと認む。
- (二)現在の爲替相場を堅持し、軍需資材の供給を確保し、輸出の振興に資し得ると共に、現下の情勢に順應せる國民生活の安定に資し得る範圍内に抑制することを以て、物價騰貴抑制の目標と爲すものとす。
- (三)公定價格、基準價格等を決定する場合、其價格は物品の事情に應じ考慮決定すべきものなるも、大體に於て左の價格を標準と爲すものとす。
 - 1、輸入品Ⅱ輸入價格
 - 2、輸出品Ⅱ海外市場價格
 - 3、生活品その他國內生産一般物品Ⅱ少くとも現在以上に價格を騰貴せしめざることを前提となし、個々の事情に應じ支那事變前を目標とし引下げを行ふものとす。
 - (四)公定價格、基準價格等の決定は小賣、卸及び生産の各過程に付之を行ふを原則と爲すものとす。なほ原材料品に關しては之を主原材料と爲す製品にも及ぼすものとす。
 - (五)公定價格、基準價格等を実施するに當りては政府において必要な措置を講ずるは勿論、當業者を夫々その

業態に應じ組織化せしめ、實施に必要な措置を講ぜしむるものとす。

これによつて、爲替相場を維持し、輸出振興に資するには如何に強權的な物價抑制を實施せねばならぬかと察せられる。勿論、委員會の報告はそのまゝ政府に採用されるわけではなく、言はゞ参考案に止るが、今後に加へられるであらう抑制策の行衛は、この報告から充分測ることが出来る。

三、景氣は停滯期に入る

(A) 生産に現はれた凹凸

以上に見たやうな二つの基本的な問題を、今後如何に處理して行くかと、改造内閣に課せられた最も重要な事柄である。その成否は實際の成績に徴するより他ないが、こゝで我が國の景氣の位置を一應振り返つておく必要がある。それは今日までの雜多な統制策が經濟界全體に何うした影響を與へて來たかを明かにする許りでなく、改造内閣に義務づけられた問題の解決に、或程度の見透しを與へることにもなるからである。

景氣を最も端的に示す指標は云ふまでもなく生産高であるが、これを商工省の生産數量指數——但東洋經濟新報社に於て季節變動を除去せるもの——に就て見ると、第一表に掲げる通りである。此の

(一) 商工省生産數量指數

十二年一月	一六四・〇	十二年八月	一七〇・四
十二年二月	一六六・七	十二年九月	一七三・六
十二年三月	一七〇・七	十二年十月	一七三・五
十二年四月	一六六・三	十二年十一月	一七二・八
十二年五月	一七〇・〇	十二年十二月	一六九・九
十二年六月	一七二・五	十三年一月	一六六・二
十二年七月	一七四・五	十三年二月	一六三・三

(備考) 昭和六十八年一〇〇〇。
但季節變動除去。

指數で第一に明かにされるのは、七月を峠として爾來生産高が、かなり著しく下向を辿つてゐることだ。七月に最高の一七四・五に達した生産數量は、事變勃發後、就中十二月以降激しく減退して本年二月には一六八・三と、僅に前年二月を上廻る状態となつた。ところでこの總生産指數を製造工業と鑛業とに分け、更に製造工業を輕工業と重工業とに大別すると、本年二月に於ける生の指數は輕工業一一〇・一(昨年は一一九・二)、重工業二三六・一(同二〇九・〇)、兩者を合せた製造工業全體では一六四・六(同一六三・六)、また鑛業は一四九・八(同一三八・二)となる。つまり此の一年間に重工業生産は一三%を激増したに對して輕工業生産は一五%を減じ、軍事産業の目覺しい躍進にも拘らず、平和産業での輸入原料難乃至消費節約等の爲め、製造工業の生産高は全體として僅少の増加に止つた。そして鑛業部門での増産を考慮に入れても、總生産高は矢張り此の間一六〇・五から一六二・八に、唯の1%強を高めたに過ぎない。

からした關係は、株式拂込を以てする生産設備の擴充に就ても窺はれる。例へば勸業銀行調査の株式拂込を東洋經濟新報社で主要事業別に集計した金額は、第二表の通りであつて、資金調整法の關係

(二) 株式拂込金調(百萬圓)

業種	十二月一—三月	十二月四—六月	十二月七—九月	十二月一〇—三月	十三年一—三月
重工業	七四	六三	一四五	一八〇	二〇〇
化學工業	五	六	一四七	四三	三
鑛業	五	三	二〇	七	三
其他	二四	一七九	一八九	一八四	六
計	三三	一四四	三五一	四四	二六

(備考) 東洋經濟新報社調

から本年第一四半期は全般的に相當の減少を示してゐるが、重工業、化學工業、鑛業等の軍事工業と直接關係の深い部面は減り方が弱く、此の三者を除いた平和産業では昨年各四半期の何れに比較しても約三分の一に過ぎない。此の區別は必ずしも正確ではなく、重工業や化學工業、鑛業のうちにも消費資材の生産に従事するものがあり、反對に其他のうちにも軍事工業と目されるものがある。また以上は株式拂込に限つて見たので、外に社債をも考慮に入れなければならない。併し何れにしろ、産業界の凹凸は激化し、而も全體としての生産活動は、著しく停滞の様相を呈するに至つたことが知られる。

(B) 企業収益は低下

生産數量の増勢停滞は、取りも直さず企業収益の増を意味する。事實この傾向は早くも昨年下半年に締め切つた事業會社の成績に現はれて來た。東洋經濟新報社が主要三十五事業、百六十一會社に就て調査した総合成績によると、物價の不斷の騰貴、従つて販賣値段の漸騰にも拘らず、その平均拂込資本に對する利益金の割合は、十二月上旬の二〇%八から下期には二〇%〇に低下した。これを事

業別に見ても、鐵鋼業、造船業、石炭鑛業、石油鑛業、皮革業、海運業、煉瓦業及び製麻業の時局關係八事業と製絲業を除くのほか、二十六事業は何れも利益率の低下に見舞はれてゐる。それには擴張新設等の費用の著しく高まつたこと、一、二年來の設備擴張が全般的にかなり急激であり、爲めに未動資産が相當殖えるに至つたこと、等が一半の理由をなしてゐるが、併し原料難や消費節約を中心とする平和産業での販賣數量減が主要な原因であつたことは云ふまでもない。(此の詳細に就ては第四節参照)

(三) 産業株價指數の動き

業種	高値	安値	高値	安値
重工業八種	一〇四・三	九八・五	一〇一・二	九八・二
其他二十二種	八五・八	八二・二	七九・五	七九・五
十二年六月	一〇四・三	九八・五	一〇一・二	九八・二
十二年九月	六六・二	八五・八	八二・二	七九・五
十二年三月	一〇〇・三	六六・四	九七・一	八九・六
十三年一月	一〇四・四	六八・〇	九六・二	九四・六
十三年二月	一〇五・一	一〇三・〇	九六・五	九五・五
十三年三月	一〇一・〇	九六・六	九五・七	九三・四
十三年四月	九八・二	九三・六	九三・六	八七・〇
十三年五月	九八・一	九三・一	八八・四	八六・三

(備考) 五月は廿六日迄。東洋經濟調。

ないだらう。株式相場動きは、政治不安、統制強化懸念等にも左右されるが、またかうした利益率低下の必然性をも織込んで年初以來下向の一途を辿り、五月の安値は年初の高値に比して輕工業株一%、重工業株でさへも八%九の下落に終つてゐる。

四、景氣停滯の齎すもの

景氣のかやうな停滯は、一面に於て購買力の増加が尠大な政府資金の撤布にも拘らず、殆んど増加してゐないことを示すものと解することが出来る。既に能力一杯の操業を繼續してゐる軍事産業にあつては、増加する受註に應ずる爲めには設備の擴張が自ら必要となり、そこから第二次の需要増加を惹き起すが、それは、その他の産業に於ける第二次需要の減退で相殺されつゝあるわけだ。政府の戦費支拂が景氣を一途に昂揚させるかも知れぬと云ふ観測は、行き過ぎてゐたことになる。そこで景氣がかやうに全體として停滯し、國民の購買力が大して増加しないとすると、次に起つて来る困難は、八十億圓もの貯蓄が果して可能であるか何うかと云ふことである。前に紹介した通り、前藏相の計畫では、事變前からの貯蓄三十億圓、事變に伴ふ新たな貯蓄可能力五十億圓、合せて八十億圓とされたのであるが、事變費による新たな五十億圓の撤布によつても結局全體としての購買力が増加しないとすれば、實際の貯蓄可能額はもつと少いことにならざるを得ない。勿論事變費五十億圓は豫算の數字であつて、實際にこれだけが使はれるか何うかは問題である。それは本年一月迄と豫定せられてゐた第一回の事變費二十五億圓のうち、期限までに使はれた分は半分程度であつたことから略ぼ想像さ

れる。が、假りに事變費撤布にかうした支出繰延べが或程度起るとしても、それだけ一方に購買力の減少が生ずるわけで、實際の貯蓄の限度とその必要額との間に開きの出来ることに變りはない。

尤も今までのところ、まだかうした危険性は表面化してゐない。全國普通銀行勘定の變化を見ても本年一―四月の定期預金増加は三億八千萬圓で、それ以前の九―十二月の増額一億三千万圓の約三倍に上つてをり、また十二年一―四月の四億三千五百萬圓に較べても大した徑庭が認められない。その他の金融機關の預貯金にあつても、増勢は矢張り同様で、貯蓄銀行預金は同じ期間に於て九千五百萬圓（前年同期の増加七千三百萬圓）、郵便及振替貯金は一億四千六百萬圓（同四千四百萬圓）、金銭信託また四千五百萬圓（同二千萬圓）となつて、前年同期より何れも相當に殖えてゐる。ところが他方に貸出は、資金調整法の強化や平和産業の萎縮で可なり増勢を弱め、結局此の種長期資金は公債買入れに向はざるを得ず、かくして日本銀行の市中への公債賣りは著しく進捗しつゝある。同じく全國普通銀行の勘定に就て云ふと、昨年一―四月には四億一千二百萬圓、九―十二月にも尙ほ二億四千七百萬圓を數へた貸出増加は、本年一―四月に入つて僅か五千四百萬圓の増加に止り、その結果本年一―四月の公債投資は五億一千六百萬圓に及んだ。昨年一―四月及び九―十二月の公債増加が夫々四億三千万圓及び六千九百萬圓に過ぎなかつたのに較べると、雲泥の相違である。その他の金融機關も大同小異

の傾向を示し、爲めに年初來五月初まで日銀の引受けた公債は九億八千萬圓に上つたに拘らず、その手持高は此の間却つて四千萬圓を減少するに至つた。

けれども、かやうな長期資金の増加には、これまで當座、特別當座等の短期預金の形で待機してゐたものの振り替へられたものが多く、必ずしもそれだけ純粹の貯蓄が殖えたとは見られない。また四ヶ月間に十億圓の公債消化が今後持續されるとしても、それだけで事變費を賄ひ切れぬことも明かである。殊にこゝで注意を要するのは、かやうな預金増加の基礎が、昨年秋に於ける日銀の公債背負ひ込みによつて興へられた點である。事變以來昨年未までに發行せられた利付公債の額は十三億圓に上り、そのうちで直接シンデケート、預金部等に賣却されたもの、或は郵便局賣出しによるものを除いて、日本銀行の引受けた分は九億三千二百萬圓に上つた。而も此の日銀引受け公債のうち市中銀行その他に賣り出された分は割合に少く、半ばが日銀の背負ひ込みとなつてゐる。これを日銀營業週報によつて見ると、本年一月々央の日銀手持公債は十億六百萬圓を數へ、昨年六月々央に比較して三億四千萬圓の増加である。此の日銀の背負込み増加が、巡り巡つて、漸次市中の預金増を刺戟し、そこに今年初來の公債消化力を形成したと見てよいだらう。この實情に徴すると、今後同様の預金増加——公債消化の循環を支障なく遂行するには、再び日銀の公債背負込みを殖やさねばならぬと云ふ結果に陥る危険がある。

そこでこれが解決には、單に事變費撤布の爲め殖えた購買力を徴收するに止らず、購買力の不増乃至は却つて減少せる方面にも、貯蓄を求めなければならぬ道理である。國民生活の切下げが愈々免れ難い運命にあるわけだ。そしてこゝまで來ると、單に自發的な貯蓄を求める運動では不充分であり、強制的にこれを行はしめるか、或は更に直接購買力を取り上げる再増税のやうな手段に進まねばならぬことになる。

購買力のかやうな徴收は、他の物價對策と相俟つて、物價を抑制する働きをなし、従つて、それが若し充分に徹底すれば、問題の對外物價高も或程度までは正せられる可能性がある。併しこゝに今一つ考慮を要するのは、海外での物價は、引續き下落歩調を辿つてをり、急激ではないにしても此の下落は當面まだ治まりそうに見えないことである。海外景氣の詳しい分析は別項に譲るとして、對外物價高を是正して輸出の不振に活を入れるには、今後益々國內物價の引下げを強める必要が生じて來る。現に本年三、四の兩月は、景氣の停滯に順應して珍らしく東京卸賣物價は微落したが、英米物價の下り方がより大きく、結局東洋經濟新報の卸賣物價指數によると、對英(エコノミスト誌の指數に對し)二七%高、對米(勞働省の指數に對し)五〇%高となり、二月より夫々七點及び二點も開きを増してゐ

る有様だ。海外物價の下落は、一面には我國の輸入價格を引き下げるわけであり、軍事的輸入の多額な今日、對外支拂を減らすに役立つが、輸出力の減退は國際收支上から見て更に大きい問題であると云ふまでもなく。

強制的に生活水準を引下げてインフレを防ぐ方法と云ひ、また既に著しく高められた對外物價を海外物價安に順應して引き下げることと云ひ、下手をすれば何れも社會不安を伴ふ重要對策であり、そこに今回の内閣改造が行はれた一つの基本が存する。が、それだけに改造内閣の擔ふ困難も亦極めて大きいと云はねばならない。

第二節 軍事公債五十五億圓と其の消化

前節でも一言したやうに、第七十三議會は、長期戦に對應する必要から我國の政治並に經濟機構の戦時編成替を一應完ふするに至つたのであるが（尙ほ第八節參照）、財政も亦此の例に洩れない。國民精神總動員費までも含む財政支出は、寧ろかやうな完全な戦時編成の態勢を、最も集約的に表示するものとも云へるであらう。本年報の前輯で、臨時軍事費追加分が決定したこと、その一部財源に供する目的を以て、再び増稅案が提出せられたことを述べておいた。併し、右のやうな意味に於て、戦時財政の全貌を以下にいま少し詳細に紹介して、そこから今後に残された問題を改めて吟味することにしよう。

一、財政に現れた長期戦體制

(A) 戦費愈々加はる

長期戦は二様の意味で財政支出の膨脹を餘儀なくする。第一には、戦争の持續、擴大から來る直接

軍事費の増大である。殊に今次の事變が、既に著しく險悪化した對ソ關係を背景に勃發した爲めに、戦費は二重に加重されねばならない。第二には、間接的影響ではあるが、國內の政治不安を除去し、また軍事資材の補給を充分ならしめる必要から起る、社會事業費、産業振興費等の支出増加である。

そこで先づ直接的戦費であるが、これは臨時軍事費特別會計に一括せられてゐること周知の通り

(一) 臨時軍事費特別會計歳出豫算(百萬圓)

陸軍費	第七十一議會	第七十二議會	第七十三議會	計
海軍費	一、四三三	三、三三三	四、九三三	
豫備費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
計	五、〇七〇	五、三六六	五、九三三	一五、七六九

(備考) 第七十一議會通過分は、當初十二年度一般會計追加分として計上され、後に臨時軍事費特別會計に移管せられたもの。

降の一年間で約四十八億五千萬圓に上つてゐる。本年報でその都度明かにして來た通り、事變勃發と共に第七十一議會は二回に互つて十二年度一般會計の追加豫算を協賛し、次で第七十二議會はその大部分の五億七百萬圓を臨時軍事費特別會計に移管すると共に、新に二十億二千三百萬圓の戦費支出を臨時軍事費特別會計として可決した。合計既に二十五億三千萬圓の戦費

が出されることになつたのであるが、第七十三議會での右追加額は更にその二倍近い金額に上るわけである。我が國運を賭して戦はれた一年半の日露戦役での戦費は、陸海軍兩省のみの分では十五億八百萬

圓、一ヶ年約十億圓見當に過ぎなかつた。その約五倍の戦費が本年二月以降の一年間に使用される

のである。當時から見ると、我國の經濟力は格段の飛躍を遂げてゐるし、物價の位置も必ずしも同一ではないから、かやうな金額だけの比較では意味を爲さぬが、今日の我が國民所得に比較しても五十億の戦費は恐らくその三分の一を占めるであらう。

而かも、これは直接戦費として費消される金額で、經常的な軍事費は一般會計に別に計上せられてゐること云ふまでもない。尤も事變に直接關係のない經費は殆ど見合せると云ふ豫算編成の方針と、出兵の爲め其他の陸海軍費に不用の分を生ず

(二) 十三年度一般會計歳出豫算(千圓)

	本豫算	追加第一號	追加第二號	追加第三號	計
皇室費	4,500	—	—	—	4,500
外務省	29,059	—	20,681	108	49,848
内務省	236,607	—	37,462	5,025	279,094
大藏省	690,439	386,492	35,150	38,257	1,150,338
陸軍省	564,594	—	2,161	—	566,755
海軍省	677,358	—	3,025	—	680,383
司法省	43,218	—	7,575	—	50,793
文部省	143,814	—	2,487	250	146,551
農林省	108,007	—	21,532	—	129,539
商工省	43,917	—	5,001	3,729	52,647
逓信省	215,394	—	12,298	1,464	229,156
拓務省	25,264	—	5,864	—	31,128
厚生省	85,625	—	17,764	40,392	143,781
計	2,867,797	386,492	171,006	89,226	3,514,521

(備考) 第一次追加分の内 317,165 千圓は臨時軍事費特別會計へ繰入れ。

る關係とで、流石に十三年度の經常的軍費は減少した。大藏省の公表する處によると、支出見合せによる減少額だけで、陸軍省費八千八百萬圓、海軍省費二千二百萬圓、合計一億一千萬圓となり、結局

十三年度の陸海軍兩省費は十二年度に比べて一億六千六百萬圓を收縮した。併しそれでも尙ほ十二億四千七百萬圓に上り、一般會計歳出豫算の四割を占めてゐる。

(B) 行政費も戦時化

併し乍ら、戦争を遂行するには兵器や弾薬だけでは固より不充分である。死者の遺族に對する扶助も必要であれば、傷病兵保護費も缺くことは出来ず、論功行賞もやらねばならない。民心の緊張を計る爲めには國民精神總動員のプロパガンダも決して等閑に附することは許されない。戦時公債の利拂が必要なことはこゝに付け加へるまでもないだらう。

(三) 事變に伴ふ軍部兩省以外に於ける十三年度經費の新規増加額(千圓)

内務省	三〇〇
大藏省	一、五二六
文部省	七九七
農林省	二、四四五
商工省	二、四二一
厚生省	五〇、七四四
計	五六、二七四

(備考) 豫算綱要による。

な軍事費に限定せられたもので、新規要求又は既定經費の増加額から、凡そ以上のやうな直接的經費を集計して見ると、第四表のやうな結果になる。即ち準事變費は十三年度分だけで實に三億四百萬圓

(四) 新規要求乃至規定經費増額の主要目的別金額(千圓)

第七十一議會	一九、九四	六、三六	一、三五	—
第七十二議會	三、六七九	二六	二〇	—
第七十三議會	二八、三〇	二八五	二五三	一八
計	八七、九四五	六、六六六	一、五九七	一八

の巨額に上る。

その主要なるものを挙げると、國債利拂の増加七千九百六十二萬圓、軍事扶助費、軍人援護事業充實費、同事業助成費、傷痍軍人保護費等合計一億三百八十六萬圓、國庫豫備金増加五千七百萬圓、外務省支那事變費千三百七十八萬圓、恩給費の増加千二百八十三萬圓、刑務所軍需作業施設費六百九十四萬圓、支那事變年金増二百卅三萬圓、馬の生産増加施設費並徴發後補馬資質向上費等三百萬圓、臨時外交施設費二百九十八萬圓、防空施行費百九十萬圓等々で、殆んど枚擧に暇のない位だ。

本豫算	一八四、三九〇	五〇、一六六	七三	二、三六六
追加第二號	八、六七四	三三、二五三	五、七二二	一、一三六
追加第三號	三、五〇一	一、一九一	二、七二二	三、二三八
計	三〇六、九四五	一〇、六三〇	八、六六七	六、七三三
總計	三九一、八四九	二七、二六〇	一〇、六四四	六、九二〇

(備考) 東洋經濟で豫算書より推計せるもの。

消耗に應ずる爲めには、軍需資材の生産力擴充を完ふせねばならず、そこに時局産業助成の必要が起きて来る。また北支、中支の産業開發も忽には出来ない。更に國際收支の均衡を何とか維持する爲め

には、輸出振興にも費用を惜む譯には行かない。物資需給や物價調整等々の諸統制にも、多少とも經費の伴ふのはまた當然のことであらう。かうした金額がまた馬鹿にならぬことは、前掲第四表を見れば明かであつて、先づ十三年度豫算での時局關係産業振興費は一億一千萬圓を超えてゐる。そのうち特に多額を占めるのは北支開發、中支振興兩會社への拂込並設立費でその額は三千六百五十萬圓を數へ、之に類するものに、滿鐵政府持株の拂込二千萬圓がある。次でアルコール工場新營費八百七十八萬圓、帝國燃料會社への出資等五百二十七萬圓、液體燃料自給促進費増百八十萬圓等の燃料國策に基づく經費、民有林木材の増産培養費の如きパルプ資源擴充費四百五十萬圓、航空助成を目的とする航空費六百二十一萬圓、時局下に農村振興を計る爲めの農産物其他販賣斡旋費八百二十八萬圓、製鐵業獎勵費百九十六萬圓等が、主要なものに擧げられる。

統制、貿易振興等の諸費は、産業振興費に較べるとかなり少いが、それでも石油消費規定實施費の二百十九萬圓、勞務又は物資需給調整費の百四十五萬圓、物價調整並に貯蓄獎勵費の百三十二萬圓等が目立つてゐる。貿易振興費は商工省所管の輸出増進施設費増二百五十三萬圓、同販路開拓費増百三十八萬圓等がその主なものである。

第二表に掲げたやうに、十三年度一般會計の歳出豫算は、第三號までの追加分を合せて三十五億一

千四百萬圓であつた。そのうち三億一千七百萬圓は、臨時軍事費への通り抜け勘定、即ち一旦一般會計に繰り入れた増稅收入の大部分を臨時軍事費特別會計の歳入に再繰入れする爲めに生じた歳出である。全體の歳出を見る場合、これは控除せねばならず、従つて一般會計の正味歳出豫算額は三十一億九千七百萬圓となる。前述の通り、此のうちで陸海軍兩省費は十二億四千七百萬圓、それ以外の直接間接の事變費は合せて約四億三千萬圓であるから、總計十六億六千七百萬圓が直接戰費のほかに要求せられた勘定である。すると剩すところ僅に十五億三千萬圓が一般の行政費と云ふことになる。このうちには從來の恩給費、公債利拂等を含むから、實際の行政費は勿論もつと少い筈であるが、何れにしろ十三年度財政が、如何に戰爭目的に集約せらるに至つたかを窺ふに足るであらう。

二、公債五十五億・増稅二億

間接的な事變費は暫く措いて、十二億五千萬圓の經常的軍事費に加へるに、四十八億五千萬圓もの戰費が、物の側から見て、如何に消化が可能であるかは、當然に出て來る疑問である。こゝに問題があればこそ、時局産業助成費も必要となり、また輸入制限、爲替管理、價格抑制等々のあらゆる統制策が採られてゐるのだが、それでうまく目的が貫徹出来るか否かはまた別個の事柄でなければならぬ

い。この點に關しては、本輯の他の諸節に述べてあるから、こゝでは割愛して、資金の側から、此の老大な費用が何うして調達せられるかに限定して見よう。

云ふまでもなく財源の最も正常的なものは租税であり、事實また之迄の戦争には必ず増税がつきものであつた。今事變に際しても、第七十一議會で逸早く、北支事件特別税を課したことゝに繰返すまでもないが、續いて第七十三議會は、長期戦の確定とともに再び「支那事變特別税法」と「臨時利得税法中改正法」との二法律を以て、可なり思ひ切つた増税を斷行するに至つた。これに基く増收の細目は、既に前輯第一部第一節に紹介した通りで、その總額は三億一千四百萬圓以上の見込である。その後第七十三議會は、政府の提出した増税等が餘りに産業資本に酷であるとの理由から、第一種及び第三種所得税率の修正を行ひ、また消費者擁護の立場から、砂糖消費税率にも同様の引下げを行つた。併しその程度は極めて輕微で、その爲めの減收は千三百萬圓足らずだ、と大藏省は見積つてゐる。従つて増税額は矢張り三億圓を出る筈であり、このうちから北支事件特別税に基く増税的一億圓を控除しても、新規に加へられた國民の負擔増加は約二億圓と云ふわけだ。十二年度の「臨時租税増徴法」によつて三億圓弱、北支事件特別税で一億圓、更に今回の支那事變特別税で二億圓と、丁度一ヶ年の間に約六億圓の増税が斷行されたのである。

此の増税は内地のみのであるが、同時に議會は關東局、朝鮮、臺灣、樺太等の外地にも略々同程度の増税率を適用し、これから生ずる増收を戦費の補填に向けることゝなつた。而かも財源捻出策はこれだけに止らず、特別會計からの財源繰り入れを斷行してゐる。此の二つから得られる収入は、外

(五)臨時軍事費特別會計歳入豫算(百萬圓)

地増税の繰入で一十五百萬圓、特別會計よりの財源繰入れで九千萬圓、合せて一億五千萬圓である。

稅收	北支事件特別會計	第七十一議會	第七十二議會	第七十三議會	計
收入	三〇	一	九	三六	五六
内	特別會計	一	一	三六	三八
より繰入	一	一	一	三六	三八
事業特別會計	一	一	一	三六	三八
より繰入	一	一	一	三六	三八
外地特別會計	一	一	一	三六	三八
より繰入	一	一	一	三六	三八
公債及借入金	四六	二〇三	四、四五三	六、九二四	一一、〇三六
其他	一	一	一	三六	三八
計	五七	二〇三	四、八七	七、四七	一一、〇三六

未收分等を分せたものは四億三千四百萬圓、即ち九割にも満たない。残りの九割一分に相當する四十億五千三百萬圓までが、赤字公債の發行で調達せられるのである。

一般會計にあつても、赤字公債によらねばならぬ金額が相當に殖えて來た。事變特別税を含む歳入

(六) 十三年度一般會計歳入豫算内譯(千圓)

	本豫算	追加第一號	追加第二號	追加第三號	合計
基本稅收入	1,423,424	—	—	—	1,423,424
支那事變特別稅	—	* 268,408	—	—	268,408
臨時租稅措置法に依る減收	—	(-) * 3,715	—	—	(-) 3,715
臨時利得稅	78,837	—	—	—	78,837
臨時利得稅法による増	—	* 38,254	—	—	38,254
印紙收入	99,592	* 221	243	—	100,047
官業及官有財産收入	341,371	—	15,428	—	356,799
專賣局益金増	—	* 10,282	—	—	10,282
通信事業納付金	81,500	—	—	—	81,500
日銀納付金	15,066	—	—	—	15,066
特別會計より受入	3,543	—	—	—	3,543
滿洲國々防分擔金	19,500	—	—	—	19,500
特別會計より受入	6,700	—	—	—	6,700
其他	104,100	—	1,516	2,198	107,814
其普通歳入計	2,173,633	313,450	17,187	2,198	2,506,459
公債金	694,164	73,042	153,819	87,037	1,008,062
合計	2,867,797	386,492	171,006	89,226	3,514,521

(備考) * 印は臨時軍事費支辨の爲め新に課せられたもの

三十五億一千二百萬圓のうち、十億八百萬圓、割合にして約三割を赤字公債に仰がねばならぬこと第六表に見られる通りである。十二年度の赤字公債發行豫定額は、第七十三議會に於ける追加分まで入れて八億二千七百萬圓に止つてゐた。十三年度一般會計の赤字公債額は、これを更に一億八千萬圓凌駕することになる。このほか、右の赤字公債と稍々性質を異にするが、特別會計で發行せられる公債があること勿論で、その額は帝國鐵道特別會計分四千二百萬圓、通信事業特別會計千八百萬圓、朝鮮

總督府特別會計一億六百萬圓を數へる。此等を右の臨時軍事費、一般兩會計所屬の赤字公債額に加へるならば、今年度中に發行せられるべき公債は實に五十六億二千八百萬圓と云ふ老大な金額に達する。勿論この數字は、歳出豫算が豫定通り消費せられた場合であつて、第七十二議會で協賛を経た軍費のうち一月末までに消費し切れなかつた分が十億圓を超えてゐた事實から推すと、今回の追加額にも(七) 十三年度公債發行豫定額(千圓)

一 一般會計	1,008,062
帝國鐵道特別會計	4,000,000
通信事業特別會計	18,000,000
朝鮮總督特別會計	108,000,000
小計	1,234,062
臨時軍事費特別會計	4,453,492
合計	5,687,554

相當消費を繰延べられるものが出るであらう。他方歳入の側には、自然増収に基く増加が引續きあるものと豫想せられる。それだけ公債發行額が少くて済むわけだ。併し乍ら、一方にはまた前回の使ひ残しの軍事費で今後の公債發行に俟たねばならぬものが九億圓を算するし、自然増収も多く見積つて恐らく一億圓を殆ど出でないであらう。かう見て來ると、今年度中に發行を要する公債額は矢張り容易ならぬ金額になることだけは、疑ひのないところである。

三、三つの軍費消化策

そこで、かやうな赤字公債が果して支障なく發行出来るか何うかである。事變以前の實際に徴する

と、政府の赤字公債消化策の中心は、政府資金の撤布——預貯金の増加——公債買入れと云ふ循環にあつたと云つてよく、事實此の循環は大體に於てうまく進行してゐた。けれども當時の公債發行は一ヶ年七、八億圓程度に止つてゐたし、經濟界も大體に於て比較的順調な發展を續けてゐた。ところが今年度の公債發行額は、一舉に例年の七、八倍に殖えてをり、財界の位置も前節に見たやうに、本和産業の極度の萎縮から、軍需産業の躍進にも拘らず上昇傾向が殆どなくなりつゝある。加ふるにインフレ激化の懸念が愈々強まると云ふわけで、これまでのまゝでは資金蓄積にも相當の不安が伴ふ。

殆ど赤字公債一本で行く方針に政府當局が決意した以上、勿論かやうな事態に處する何等かの對策が準備されてゐなければならぬ筈であり、また事實準備せられた。第七十三議會を通過した「昭和十二年法律第八十四號中改正法律」はその一だと云つてよい。十二年法律八十四號は支那事變費の爲めに要する軍事費は「臨時軍事費特別會計」として、事變終了までこれを一會計年度とする（我國の會計年度は四月一日から翌年三月末日までの一ヶ年）旨を規定したものであるが、改正法律はこの第三条として、（一）臨時軍事費出納上必要ある場合には一時借入金をなし、又は融通證券を發行し得ること、（二）右の借入金及び融通證券は臨時軍事費特別會計の歳入を以て之を償還すべきこと、（三）國債の元金償還の爲め、その所屬會計に於て、年度首現在國債額の百分の十六以上を毎年度國債整理基金

特別會計に繰入れる義務を負ふが、右融通證券にはこれを適用せず、と云ふ三つの條項を附け加へたのである。

事變勃發以來、銀行預金に現はれた特殊な傾向は、全體の増勢が稍々鈍つたのみならず、定期預金のやうな長期的なものが漸次、當座預金の如き短期的なものに振り替へられたことであつた。それは事業會社の増資、拂込等が激増し、その一部が實際に使はれるまで銀行に預け入れられた等の事情にもよるが、また一つには物價高を見越して金より物への轉換運動が行はれやうとしたからに外ならない。長期資金を以てせねばならぬ金融機關の公債買入れは、こゝに一つの障礙に當面したわけであり従つてまた尨大な公債消化を困難ならしめることになつた。右の法律は、かゝる事態に對應して、償還期限の長い公債のみに依存することを避け、必要な場合には取り敢へず大藏省證券にも比すべき短期の國債を出しておき、折を見てこれを長期の公債に振り替へさせる道を拓いたものと見てよい。

公債消化と直接の關係はないが、同じく第七十三議會で政府はまた「軍の需要充足の爲の會計法の特例に關する法律」を提案し、原案通り通過を見た。政府が購入する資材には前金拂又は概算拂を許さず、たゞ會計法第二十一條の規定で、軍艦、兵器、彈藥若は外國より直接購入する機械、圖書の代價、官公署に對して支拂ふべき經費に限つて例外を認めてゐる。右の法律によつて、此の例外の範圍

は軍用の燃料又は鑛油、被服及びその原材料、糧秣又はその原材料等にまで擴大されるに至つた。金融上の障碍から、此の種軍需資材製造業者が原料費、設備費にこと缺乏、勢ひ供給力の制限せられるのを防がうとする意圖から生れ出たもので、軍事費消化の一対策に外ならない。がそれと同時に、金融機關に集つた資金は、極力長期乃至短期公債の買入れに向はしめる意味をも含めたものと見ることが出来、従つて頗る間接的ではあるが、また公債消化の一手段をなすものと云へるであらう。

以上の二つにも増して、遂に重要であり、また直接的であるのは前節で述べた通り國民の貯蓄奨励即ち國民所得の動員である。これが一面に於てインフレーション防止の基本的條件であることは、ことに繰返すまでもないが、他方に金融機關その他に集められた此の動員資金は、公債消化の最大の源泉でもあるわけだ。

四、増税はもう來ないか

併し乍ら、一旦與へた購買力をそのままそつくり預金なり小口公債なりに移させることは、強力な壓力によるのでなければ仲々實現し難い。それは既に前節で述べた通りである。また現在のまゝに進めば、公債利拂ひの爲めに更に公債を發行せねばならぬやうな危険性がある。今年度中の公債増加額

を五十億圓、その利率を三分六厘と見ても、明年度から新に加はる利拂額は約二億圓を數へる。つまり今春の増税額は殆どそれに喰はれるわけだ。

前輯でも一言しておいたが、賀屋藏相の第七十三議會での説明によると、今春の増税は、事變による所得の不均衡を是正すると同時に、銃後國民にも第一線將士との釣合上或程度の負擔を忍ばしむ意味から計畫されたのであると云ふ。増税が戦費調達の一手段であり、また消費節約の一助となることは云ふまでもないが、増税金額が二億圓に止められたのは

(八) 國税累年内譯比較(%)

六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度
直接税	二九・八	三三・三	四五・二	四七・七	四九・四	四九・四	四九・四
間接税	六・三	五・六	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三
其他	八・九	八・一	六・五	七・二	七・五	七・五	七・五
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

増税前 増税後

(備考) 直接税—所得税、地租、營業收益税、資本利子税、相続税、鑛業税、取引所營業税、臨時利得税、法人資本税、外貨債特別税、利益配當税、公社債子利税。間接税—酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、關稅、揮發油税、物品税、專賣局益金。其他—取引所關稅、噸税、有價證券移轉税、印紙收入、通行税、入場税、特別入場税。十三年増税後は平年度の數字。

は云ふまでもないが、増税金額が二億圓に止められたのはかやうな考慮に出でたものと解してよいだらう。そして結果に徴しても、大體その趣旨は貫かれてゐる。勿論税額が増すに従つて税源は多種多様たるを免れない。物品特別税、配當特別税、公社債利子特別税、通行税、入場税等の新設はその現はれに他ならず、日露戦役中に創設せられた毛織物消費税、石油消費税、通行税等とその軌を一にする。併し全體的に見れば、今迄のところ、先づ負擔公平の考慮は

或程度まで實現せられてゐると云つてよい。

例へば税種別増稅收入を、消費稅、間接稅及びその他の三つに大別してその百分比を出すと第八表に見られる通りで、十一年度に於ては間接稅が尙ほ全體の五四%六を占めて壓倒的に多く、直接稅は三七%三に過ぎなかつた。處が臨時増稅賦課後の十二年度には此の開きが著しく狭まり、北支事件稅増徴後は全く等しくなつた。更に今春の増稅を之に加へると、直接稅を超過することになる。尤も其他として集計せられた稅額は間接稅と見做してよく、とすればまだ直接稅は之に及ばぬ譯だ。まして稅收の絶對額は間接稅に於ても可なり増加してゐるのだから(十一年度と十三年度との比較に於て三〇%増)、大衆負擔も可なり高まつてをり、その負擔力に對する割合に於ては、相對的にも過重されたと云へるだらう。だが、全體としての負擔の均衡に意を用ひた事は察するに難くない。

併し乍ら、惡性インフレーションを防止することの必要から云へば、負擔の公平のみに固執することが許されるであらうか。貯蓄獎勵が單に軍事費撒布で所得の増加した階級のみに限らず、所得の却つて減少した階級にまで及ぼさねばならぬとせられてゐる今日、租稅に於てだけ獨り公平の原則が守り得られるとは考へられない。池田新藏相が、如何なる政策を取るかは、いまのところ不明と云ふほかないが、好むと好まざるとに關係なく、結局のところ更に大規模の増稅が避け難い運命にあると見てよいであらう。

第三節 貿易の大萎縮と其の對策

本年第一四半期の入超は僅かに六千六百萬圓に過ぎなかつた。昨年同期の五分の一、一昨年同期の三分の一である。一昨年暮から數回に互つて強化された爲替管理と、昨年九月の第七十二議會で制定された貿易統制立法「輸出入臨時措置法」の効果が現はれて來た譯で、爲替堅持の建前からすれば、一見して、これは大いに喜んでよい様に思はれるにも拘らず最近貿易悲觀論が盛んに唱へられてゐるのは何故だらうか。

云ふまでもなく、入超を減らすには輸出増進による場合と、輸入減少による場合とあるが、今回は明かに後者に屬する。一般的に言へばいづれの理由で入超減にならうとその限り差支えない譯だが、わが國の様に主要原料の殆ど全部を海外に抑ぎ、それを加工し製品として輸出を行ふ國では、輸入の減少は輸出の萎縮を導かざるを得ない。原料輸入の制限は國內に於ける原料價格を世界水準以上に高めるから、従つて製品の價格を高め、海外市場に於ける邦品の競争力を弱めるし、また原料輸入の減少により輸出に當てらるべき原料の不足をさえも生じ得る。斯くて輸出が萎縮すれば、更に貿易收支

尻を合せる爲にそれだけ輸入を抑制せねばならず、輸入減は重ねて輸出減を呼ぶと云ふ循環を描いて、貿易はどこ迄も萎縮する。そこで是が非でも輸出振興策がとられねばならぬ譯だ。然らばその對策は如何——この問題こそ戰時體制下の日本經濟が負はされた最も重要な問題である。だから官民ともこの打開策に種々腐心してゐるのだが、それについては後に譲ることとして先づ本年第一回半期の實績につきその様相を報告するとしよう。

一、第一四半期の貿易萎縮は甚しい

(A) 輸出入貿易ともに減退

第一四半期の我が帝國貿易(朝鮮、臺灣を含む)は輸入六億七千百萬圓、輸出六億六百萬圓、差引六千六百萬圓の輸入超過となり、前述した様に貿易收支尻は良化した。輸入は前年同期に比し二億八千六百萬圓、(三割六分)、輸出は一億二千九百萬圓、(一割七分五厘)のそれ〴〵激減を示した。輸入の減少率に較べれば輸出の減少率は低い。けれ共、これは昨年第一四半期の輸入が異常に多かつた爲だ。即ち一昨年末から爲替管理の強化を豫想した輸入取極が激増した結果、昨年第一四半期の輸入が

(一) 四半期別貿易比較(單位百萬圓)

年	期	輸出	輸入	入超
八	年第一四半期	三三三	三六六	一三三
九	年第一四半期	四七六	五五五	六九
十	年第一四半期	五三三	七四六	二一三
十	一年第一四半期	六〇六	八三三	二二七
十	二年第一四半期	七三三	一、〇七〇	三三三
同	第二四半期	八六六	一、一六六	三〇〇
同	第三四半期	八五九	九三三	二二四
同	第四四半期	八五六	七九九	二二二
十	三年第一四半期	六〇五	七七一	一一六

(備考) 朝鮮及樺太を含む。△印出超。

増加してゐた。そこへ今年第一四半期には輸入制限が強行された爲に右の様な輸入激減となつたのだ。だから輸出の減少率が輸入のそれよりも低いことは、少しも氣休めにはならない。寧ろ逆だ。此の様な調子で輸出貿易が萎縮して行くなれば、今年の輸出は、昨年比べて大激減は免かれ得ないであらう。とすれば、我が輸出産業に悪影響を與へることは勿論だし、更に此の輸出減が輸入抑制を伴はねばならぬこと前述した通りである。さればこそ、「國際收支の調整」を振りかざした賀屋前藏相さえも、當時次の様に言つたのである。『本年初以來の貿易の情勢を見るに、輸入抑制の効果はかなり擧つて、貿易上のバランスは極めて少き輸入超過を示してゐるが、一面輸出減退の傾向が窺はれるのは洵に遺憾だ、此際輸出の振興を圖ることは喫緊の要務である』(四月二十日、手形交換所聯合會に於ける演説)

(註) 輸出減に關しては各方面で種々な豫想が行はれてゐる。が、此の問題に就ては「東洋經濟新報」の今年五月七日號が参照するに足るであらう。

(B) 棉花・羊毛を初め原料品輸入は驚くべき減少

右に述べた様に今年第一四半期の輸入は激減を示したが、其の殆ど全部は、棉花及び羊毛の輸入の減少に基いてゐる。即ち内地貿易(樺太を含む)に於ける商品別輸入數字を示すと第二表の如くで、總輸入額に於て三億八千三百萬圓(對前年三八%)を減じてゐるが、此のうち棉花の減少は二億七千二百萬圓、羊毛の減少は一億百萬圓、合計三億八千三百萬圓だ。即ち棉花と羊毛の輸入減だけで總輸入減少額の九割七分餘を占める。國際收支調整の立場からすれば已むを得ない所でもあらうが、我が棉業及び羊毛工業にとつては大きな打撃であることは勿論だ。而して其の反面に於て軍需資材の輸入が増加してゐることは想像に難くない。即ち、事變以來其の輸入額を發表されなくなつた項目及び從來「其他」として示されてゐた項目を合計したものは、昨年第一四半期の三億二百萬圓から今年第一四半期には三億八千九百萬圓へと三千六百萬圓(一二%)を増加してゐる。從來の「其他」の項目が今年に入つて減少してゐると見られるから、此の點を考慮すれば軍需資材輸入の増加は、もつと高くなつてゐるであらう。

斯様に、棉花及び羊毛の輸入抑制と軍需資材の輸入増加が生じてゐる譯だが、以下品別に輸入増減の跡を見ると、先づ原料品では棉花が七千四百萬圓となつて昨年同期に比し七八%六、羊毛は一千五

(二) 昭和十三年第一四半期内地及樺太輸入價格及數量

品名	價格			數量			單位
	13年1-3月		對前年 増減	13年1-3月		對前年 増減	
	千円	%		千円	%		
食料品	69,274	-11,024	-13.7	-	-	-	百斤
小豆	272	-10,950	-97.6	282,866	-941,007	-76.9	百斤
砂糖	40,181	+3,148	+8.5	5,536,678	+434,295	+8.5	百斤
油	4,020	+659	+19.6	493,565	-121,790	-19.8	百斤
生油	257,998	-899,051	-60.7	-	-	-	百斤
生油	9,246	-8,784	-48.7	983,283	-1,303,267	-57.0	百斤
生油	16,087	-17,354	-51.9	242,825	-130,511	-35.0	百斤
生油	10,355	+5,968	+136.0	1,665,470	+813,771	+95.5	百斤
生油	5,852	+1,714	+41.4	2,858,998	+256,960	+9.9	百斤
生油	22,468	+8,026	+55.6	4,214,423	+1,184,724	+39.1	百斤
生油	73,809	-271,665	-78.6	1,495,072	-4,162,098	-73.6	百斤
生油	5,871	-5,871	-100.0	262,657	-290,815	-52.5	百斤
生油	14,747	-101,175	-87.3	126,647	-643,789	-83.6	百斤
生油	12,634	-847	-6.3	803,063	-292,163	-26.7	英噸
生油	5,981	-3,664	-38.0	-	-	-	英噸
生油	78,218	-4,147	-5.0	-	-	-	英噸
生油	178,567	+14,845	+9.1	-	-	-	英噸
生油	7,597	-1,573	-17.2	125,059	-42,850	-25.5	百斤
生油	794	-1,190	-60.0	186,656	-201,433	-51.9	百斤
生油	160	-467	-74.5	7,955	-17,769	-69.1	百斤
生油	339	-1,830	-84.4	65,466	-374,332	-84.1	百斤
生油	106	-4,645	-97.8	19,014	-947,656	-98.0	斤
生油	224	-150	-40.1	42,080	-84,633	-66.8	斤
生油	20,142	+1,966	+10.8	1,247,354	-114,266	-8.4	百斤
生油	149,205	+22,734	+18.0	-	-	-	百斤
生油	114,458	+15,138	+15.2	-	-	-	百斤
生油	607	-644	-51.5	47,180	82,650	63.7	百斤
生油	111,288	+17,691	+18.9	-	-	-	百斤
生油	1,673	-3,361	-67.2	-	-	-	百斤
生油	624,126	-332,917	-33.0	-	-	-	百斤

百萬圓となつて八七%三、を激減してゐる。數量では棉花七三%六、羊毛八三%六の減少だ。其他金額ではゴム(五一%九)、採油原料(四八%七)麻類(一〇〇%〇)木材(三八%〇)等軒並みに減少してゐる。反對に硫安(一三六%)、油糟(五五%六)、

燐鑛石(四一%四)等がそれ〴〵増加してをり、原油、重油、鑛等の軍需的原料は輸入が増加してゐる筈だが、結局食料品は金額に於て四億、割合に於て六割を昨年よりも減少した。

食料品も千百萬圓、一三%を減少してゐる。尤もこの中豆類の増加は滿洲國からの輸入で國際收支には關係ないものであるが、砂糖はジャバ糖高によるものだ。(數量では減少してゐる)。

これに反して原料用製品及び全製品はいづれも千四、五百萬圓の増加を示してゐる。然も、昨年發表を禁止された金屬、石油、諸機械等の増加が窺はれる。と云ふのは、原料用製品中に於て皮革、牛脂、曹達類、染料等、また全製品中綿織物、毛織物、印刷紙料等軒並みに減少してゐるにも拘はらず、兩者共全體として増加を示してゐるからだ。

(C) 輸出貿易の不振

前述した様に第一四半期に於ては、輸入の減少に比し輸出貿易の減少率は低い。前者が對前年三八%減を示してゐるに比較して、後者は一八%七の後退に止まるからだ。とは云つても實額にすれば一億三千百萬圓の減少であるから、この影響するところは大きい。再禁止以來飛躍的發展を辿つて來たわが輸出貿易は、正に十二年度を境として逆轉期に入つた譯で、本年第一四半期は丁度一昨年のおそれと同様な地位に置かれてゐる。

(三) 昭和十三年第一四半期内地輸出貿易價格及數量

品名	價格			數量			單位
	13年1-3月	對前年增減	同上率	13年1-3月	對前年增減	同上率	
	千円	千円	%				
食料品	57,164 +	5,225 +	10.1	-	-	-	百斤
水産物	3,459 -	2,309 -	40.0	153,398 -	65,650 -	30.0	百斤
小麦粉	13,316 +	10,090 +	312.8	1,074,163 +	767,042 +	249.7	"
糖	7,807 +	2,999 +	62.4	875,871 +	145,402 +	19.9	"
罐詰食料品	10,620 -	8,273 -	43.8	381,660 -	227,037 -	37.3	容器共百斤
原料品	18,118 -	12,625 -	41.1	-	-	-	英噸
炭	1,914 +	104 +	5.7	166,649 -	27,458 -	14.1	英噸
原料製品	134,771 -	45,109 -	25.1	-	-	-	百斤
植物油	1,467 -	3,776 -	72.0	58,296 -	130,940 -	69.2	百斤
魚油及獸油	1,737 -	3,318 -	65.6	100,178 -	214,361 -	68.2	"
生絲	75,242 -	12,465 -	14.2	98,485 +	988 -	1.0	"
織物	9,720 -	64 -	0.1	75,233 +	2,591 +	3.6	"
絹織物	4,799 -	2,403 -	33.4	50,780 -	22,499 -	30.7	"
綿織物	2,206 -	684 -	1.3	29,756 -	23,906 -	44.5	"
銅	237 -	1,661 -	87.5	2,862 -	35,932 -	92.6	"
眞鍮	1,467 -	735 -	33.4	4,058 -	2,426 -	37.4	千束
全製品	349,960 -	63,707 -	15.4	-	-	-	千方碼
絹織物	12,956 -	3,725 -	22.3	22,783 -	6,500 -	22.2	千方碼
綿織物	27,093 -	8,637 -	24.2	89,645 -	27,880 -	23.7	"
毛織物	118,409 -	11,222 -	8.7	576,959 -	56,233 -	8.9	"
メリヤス製品	9,185 -	1,337 -	12.7	5,863 -	1,463 -	20.0	"
帽子	9,340 -	2,290 -	19.7	3,640,294 -	1,040,949 -	22.2	百斤
身邊性飾用品	2,724 -	3,987 -	59.4	518,918 -	769,364 -	59.7	"
陶磁器	2,442 -	1,127 -	31.6	-	-	-	-
機械及同部品	7,968 -	2,425 -	23.3	-	-	-	-
器具	24,530 +	919 +	3.9	-	-	-	-
瓶	5,600 -	2,249 -	28.7	-	-	-	-
全計	569,763 -	131,325 -	18.7	-	-	-	-

然らばこの輸出減は果して如何なる部面に強く現れて來たであらうか。第三表に見る如く原料品の四一%一が最大で、原料用製品の二五%がこれにつき、全製品は一五%四の減少である。この軒並みの減少の中にあつて増加を示してゐるのは食料品部門で、對前年五百萬圓、一〇%一の増加である。

更にこれを各個別商品について見れば、銅の對前年八七%五、植物油の七二%、魚油

及獸油の六五%六、帽子の五九%四、罐頭詰食料品の四三%八、水産物の四〇%減等が特に著しい。最重要貿易品の纖維工業品類は、生絲の千二百萬圓(一四%二)綿織物の千百萬圓(八%七)を始めとし、人絹織物八百六十萬圓(二四%二)、絹織物三百七十萬圓(二二%三)等いづれも減少してゐる。其他メリヤス製品、帽子、陶磁器其他雜品類も亦悉く減少を示した。

(D) 對英依存弱まる國別貿易の形相

輸出入貿易とも右の如き著減を示したが、然らば洲別、國別貿易は如何なる形相を呈してゐるであらうか？ 輸出に於ては南米、大洋洲は、其他諸洲が減少を示してゐる中であつて獨り増加してゐるが、輸入に於ては軒並みに減少を示してゐること第四表に見る如くである。前述の通り本年の貿易萎縮が主として輸入抑制の結果として起つたからに外ならぬ。先づ輸入減の顯著なのは綿花、羊毛その他主要輸入品の購入先である英領印度、北米合衆國、濠太刺利、新西蘭、埃及等であつて、英領印度の一億三千二百萬圓(七六%九)を筆頭に北米合衆國八千七百萬圓(二二%一)、濠太刺利三千萬圓(六%四)、埃及二千九百萬圓(八%八)、新西蘭二千三百萬圓(九%〇)、等いづれも激減を示してゐる。中華民國からの輸入減も二千七百萬圓(四九%七)に及んでゐるが、これについては別に述べるまでもない。斯うした軒並み減少の中にあつて輸入増を示してゐるのが滿洲國(三八%五)、關東州(四

(四) 本年第一四半期内地國別貿易額比較(單位千圓)

	輸出			輸入		
	13年1-3月	對前年増減	同上割合	13年1-3月	對前年増減	同上割合
總計	569,763	-121,325	-18.7	624,126	-382,917	-33.0
亞細亞洲	333,321	-45,059	-11.9	257,830	-153,719	-37.4
滿洲國	68,417	+22,887	+50.3	103,940	+28,876	+33.5
關東州	99,477	+17,750	+21.7	14,354	+4,335	+43.3
中華民國	52,651	-784	-1.5	27,663	-27,344	-49.7
露亞細亞	851	-3,349	-79.7	207	-1,591	-88.5
香港	8,771	-11,638	-75.5	337	-964	-74.1
英領印度	84,110	-18,440	-30.0	39,533	-131,963	-76.9
セイロン	3,499	+189	+5.7	621	-682	-52.3
海峽殖民地	4,133	-12,988	-75.5	15,305	-5,355	-25.9
暹羅	6,735	+8,054	+62.9	907	+1,516	+62.6
蘭領印度	18,900	-27,332	-59.1	29,662	-5,871	-16.5
比律賓	10,434	-4,480	-30.0	8,341	-3,074	-26.9
歐羅巴洲	62,417	-14,099	-18.4	110,418	-478	-0.4
英吉利	30,688	-2,526	-7.6	24,517	-3,478	-12.4
佛蘭西	8,326	-3,853	-31.6	4,011	-1,246	-23.7
獨逸	7,153	-2,904	-28.9	49,881	+9,486	+23.5
北亞米利加洲	90,310	-72,032	-44.4	206,727	-84,906	-29.1
北米合衆國	86,816	-70,847	-45.6	183,480	-86,743	-22.1
加奈陀	3,481	-1,186	-25.4	23,245	+1,844	+8.6
中央亞米利加	7,291	-2,699	-27.0	2,656	-4,220	-61.4
墨西哥	1,726	-268	-13.4	1,778	-4,423	-71.3
南亞米利加洲	20,421	+5,448	+36.4	12,649	-28,583	-69.3
秘魯	1,552	+621	+66.7	1,014	+1,493	+59.6
智利	1,372	+233	+20.5	1,983	-658	-24.9
亞爾然丁	7,895	-1,847	-31.5	9,484	-9,729	-60.0
伯刺西爾	3,477	+1,244	+55.7	2,450	+944	+62.7
阿弗利加洲	32,564	-10,024	-23.5	14,162	-57,350	-80.2
埃及	4,266	-3,663	-46.2	9,390	-28,970	-86.8
ケニヤ・ウガンダ 及タンガニーカ	4,129	-2,043	-33.1	197	-2,880	-93.6
南阿弗利加聯邦	8,945	-603	-6.3	413	-	-
大洋洲	23,439	+7,341	+45.6	19,684	-53,661	-73.2
濠太刺利	16,491	+7,928	+25.8	16,210	-30,696	-65.4
新西蘭	3,566	-337	-8.6	2,239	-22,574	-91.0

(備考) 洲別貿易中には表示以外の諸國を含む。

三三%等の國際收支上問題ない國と、暹羅(六二%六)獨逸(二三%五)等の友好國、及び加奈陀(八%六)と求償協定締結國たる秘魯(五九%六)、伯刺西爾(六二%七)、である。

他方に於て輸出貿易は北米合衆國への七千百萬圓は(四五%六)減を筆頭に、蘭印の二千七百萬圓(五九%一)が目立つ。これについて英領印度(三〇%)、海峽植民地(七五%九)、香港(七五%五)等も一千百萬圓の減少を示してゐる。對支輸出が昨年同期に比し僅か一%五の減少に止まつたのは、食料品、復興材料の輸送が漸く旺盛となつたからである。

この結果わが對外貿易は滿支兩國への依存性を著るしく高めつゝある反面、英米兩國殊に英帝國に對する依存性を弱めつゝある。いま屬領及び保護領を含めた英帝國三十四地方と、屬領及び支配的經濟權益を有する中米諸國を含めた北米合衆國の對前年比較を行へば第五表に見る通りだ。

(五)對英米及同支配國總貿易

即ち、英帝國は輸出に於て昨年より二六%四、輸入に於

輸出	十三年		對全 年同	對前 年同
	増	減		
英國	一四、七二	一五、七〇	二六・九%	二七・五%
米國	一〇三、五元	一七、六六	四三・二%	二八・〇%
輸入	一四、八七五	一七、六、一五	六六・一%	三三・七%
英國	一五、七四〇	一八、六、四	三三・七%	三三・九%
米國	一四、八七五	一七、六、一五	六六・一%	三三・七%

も輸出は二七%五から二四%九へ、輸入は四一%五から二二%七へ減少してゐる。米國及び米國の勢力範圍では輸出四三%二、輸入三一%七を減少したが、總貿易に占むる比重では、輸出は昨年の二六%から一八%二減少してゐるが、輸入は二八%〇から三〇%九へと却つて重きを加へた。

二、輸出減退の諸原因

以上述べた様に、第一四半期の貿易は輸出入とも著しい減少を示したが、輸入減退の理由に就てはこれ以上説明の必要がない。此處に検討すべきは輸出減少の原因であるが、それは大體次の三つに歸せられるであらう。即ち、(一)國內物價高とコスト高、(二)世界景氣の轉落、(三)海外に於ける排日及び邦品ポイコットである。

第一の國內物價の昂騰及びその結果としてのコストの増嵩が、老大な政府支出の結果としてのインフレ促進及び輸入抑制に起因することは云ふまでもない。その結果邦品の割高となつて茲數年來のわが貿易促進の最大の原因である低賃銀、低コストの強みを喪失させた。而して昨年夏以來の海外物價の低落が、此の状態に拍車をかけ、一層邦品の競争力を弱めた。即ち東洋經濟新報の調査によれば本年三月の日英米三國の卸賣物價指數は(昭和十一年五月一〇〇)は、日本一三五・五、英國一〇六・二、米國九二・六を示し、わが邦は英國に較べれば約二割八分、米國に比較すれば實に四割六分餘の高位にあるのだ。昭和十一年五月を基準にとつたのは、此の當時の日英米の物價が大體平衡を得てゐたからである。その具態的な例證として、マニラ日本商業會議所より得た報告を次に擧げて置かう。

生地綿布九龍紋 昨年三月に於ては市價每反六比八十仙にして邦品のみ賣れたり。本年三月現在は同級米國品每反五比八十仙にて、邦品六比四十仙となり邦品の賣行皆無なり。

晒綿布二番級 昨年三月には市價每反八比見當にて邦品のみ賣れたのも、本年三月現在は邦品七比四十仙、米國品六比八十仙見當にて邦品の賣行殆ど無し。

罐詰食料品サルジン(函四打入) 昨年六月前後に於て邦品五比四十五仙、米品六比六十仙なりし爲め邦品遂に安く米品を壓倒したり。然るに本年三月に至り邦品七比五十仙米品七比見當となり、茲に彼我の位置は顛倒したり。

即ち、比律賓に於ては、邦品が米品より割高になると、その賣行は殆んど停頓して了つた。然も、代替品のない襯衣類、自轉車等の賣行は少しも減少しないと云ふ。

而も、同報告書は所謂華商の邦品ボイコット問題も單なる政治的乃至は感情的問題だけでは成功せず、この邦品高の温床あつてのみ成立し得る旨を傳へてゐる。即ち

「……現に當地に於る最大民衆的市場たるヤンコーマーケットに店を持つ華商は、從來日本品を取扱はざれば生計に窮すとして、ボイコットに關し常に頑強なる反對を表明せしも、最近に於ては曾て邦品に對し一指を染め得ざりし米國製捺染綿布を店頭飾つて得々たる有様なり。」

左の如くわが輸出不振の三原因中第三のボイコット問題は邦品の割高さを解消すれば、實質上解消すべき運命にあることは、右の報告より察知される。

とは云へこの邦品の割高が輸入抑制の結果のみに歸せられないことは云ふまでもない。而も、輸出

不振の原因を輸入抑制の結果のみに歸することも妥當でない。いまわが邦主要輸出品十四品目について、これを(一)國產原料によるもの(水産物、罐詰諸食料品、木材、生絲、絹織物、磁器、玩具)(二)輸入原料によるもの(綿織絲、綿織物、毛織物、メリヤス製品)(三)その中間のもの(人造絹絲、人絹織物、機械及同部分品)に分けて見れば第六表の如く、國產原料によるものゝ輸出減が第一で、輸入原料によるものゝ減少率は最も小さい。

(六)本邦主要輸出品の原料品別比較

原料品別	三年一月	三年三月	比較増減	同上率
國產原料によるもの	二二、五五 ^{千円}	一五、八三 ^{千円}	(一)二二、二四六	(一)二〇・四
輸入原料によるもの	一四六、六五四	一六、五七	(一)二四、九三	(一)九・二
中間のもの	五、四三	六、四三	(一)七、七三	(一)三・〇

加へ、世界景氣の轉落による輸出市場の不況とその結果としての購買力不足及び自國の不況打開策として歐米諸國の東南洋市場への輸出促進が行はれてゐるからだ。而も、日濠貿易關係に於ては日濠通商協定更改を直前に控えてゐるが、羊毛輸入抑制の結果求償協定の締結には著るしく不利な體制に立至つてゐるといふ事情も生じた譯である。

三、輸出促進の爲の諸對策

(A) 一般的物價の騰貴抑制

以上のような原因から我が輸出貿易は第一四半期に於て昨年比し二割近い縮減を餘儀なくされたが、この傾向を阻止し、輸出貿易を増進せしむる爲には、如何なる手段が選ばれるべきだらうか？

それには、何人にも明かなことは海外市場に於ける邦品の競争力を強めること以外に方法はない。海外諸國の不況が深化し、海外品との競争が激しくなればなる程、また海外市場の購買力が減ずれば減する程、邦品の輸出價格を引下げる必要がある譯だ。そして其の方法としては物價高の抑制が第一に考へられ、其の爲には先づ國內の物資需給の調整が必要だとして物資調整局が設けられ、また輸入臨時措置法第二條に基き各主要商品の需給調整協議會を設置せしめる爲に、五月廿五日「需給調整協議會令」を公布實施した。同令によつて眞先に設立されるのは綿業と羊毛であるが、やがてゴム、銅、鐵、非鐵金屬に就ても及ぶ筈だ。

斯様な對策も一應の効果を生じ得るだらうが、然し國內の物價高を生じてゐる一つの原因は輸入の抑制、輸入爲替の統制に在る。例へば錫百疋の輸入値段、(輸入原價を現在の爲替相場で換算したものが三百四十五圓であるのに、市中相場は一千百三十圓もしてゐると云ふ事實がこれを示してゐる(第七表参照)。輸入制限の緩和、爲替管理の緩和の要求が起る理由も此處にある。が、一方に七十三

(七) 輸入値段と市中相場の開き

品名	單位	輸入値段	市中相場
錫	百疋	三四五・〇	一、一三〇・〇
電氣銅	百疋	九五・〇	二四〇・〇
鉛	百疋	四〇・〇	八五・〇
アミンチ	一担	一、一五〇・〇	一、八五〇・〇
モニ毛	一担	一・六	二・〇
羊毛	一担	六〇・〇	七五・〇
マニラ麻	百斤	一四・五	三六・〇
松脂	百斤	一八・〇	三三・〇
大板	メジャ		
南洋材原木	海外市價の五割高		
線材	一疋	一七〇・〇	二四〇・〇
フライス	一個	二・七	四・五

(備考) 東京商工會議所調、三月廿九日東朝より×印は海外相場

億に及ぶ、老大な軍事費支出が起るのだから、爲替管理の緩和を行ふことは容易でない。況んや一志二片の爲替規準を進んで放棄することは出来難いだらう。其の前に先づ國內に於けるインフレーション阻止の手段が完全に講ぜられねばならないからである。新藏相池田氏によつて或は輸入制限が緩和されるのではないかと豫想も行はれてゐるが、今の所では唯々爲替の側からの輸出振興策としては保稅工場への輸入品及び戻稅をうけるものについて爲替許可が緩和され、且つ無稅品についても保稅工場を設置すると云ふ當局の意嚮が傳へられてゐる程度に止まる。

とすれば、海外に於ける邦品の競争力を強める方法としては巨額の輸出奨励金の交付あるのみだが、これも差當りは實現すまい。政府に於ては昭和十三年度豫算に於て「輸出貿易振興上臨機の措置に應ずる爲」二千萬圓の豫備金を増額してゐるが、假りにこれが全部輸出奨励金として交付されたとしても、此の程度の金額では何程の効果も擧げ得ないであらう。

(B) 『二重價格制』と輸出入リンク制

右の如く、邦品の海外競争力強化が容易でないところから、比較的實行可能な方法が考へ出されて來る譯だ。即ち、輸南向と國內向の二重價格制或は輸出入リンク制が考慮され、その一部は既に實行に移されてゐる。また商工省の外局として貿易局が擴充されたが、更に貿易行政機構の改革の必要や、爲替清算制度の採用、バーター制の擴大、求償制度の締結促進、對日感情の惡化防止等々の案が數多く諸方面から提唱されてゐる譯だ。

これらの對策立案の中樞をなしてゐるのは、貿易懇談會で、去る四月十四日商工省局と經濟團體聯盟、工業組合中央會、輸出組合中央會、商業組合中央會及び全日本貿易聯盟の民間五團體が合同し、貿易振興を議した結果、民間團體五者によつて結成されたのである。その結果、同懇談會では輸出入をリンクし輸出貨の振興を計るために求償制と輸出義務制度について具體策を検討することになつた。然し去る五月二十五日日本商工會議所より當局に建議された所を見ると、非難の多い個人求償制をとらず義務輸出制を包含した組合求償制によることとなる模様である。若し個人求償制による時は輸入業者が輸出業者に死命を制せられ、輸入爲替に對する爭奪戰の結果プレミアムは益々高度化し、輸出原價を高からしめる。従つて、この弊を除去するために東京商工會議所は貿易調整會社(假稱)案を樹立し且つ當社の運用機關として貿易改善協會の設立を企圖した。然し、輸出に必要な此の案では

個人的努力を喪出し、從來の貿易機構を破壊すること著るしいとの反對があり結局、次の如き日本商工會議所案が出來上つたのである。

△貿易振興に關する要綱

- 一、貿易中央機關は貿易の統制並に振興に關する應急的對策の審議及び實行を圖るを以て目的とすること
- 二、貿易中央機關は政府當局並に輸出、輸入、商業、工業各組合中央會日本商工會議所その他の經濟團體を以て組織すること
- 三、輸出の直接的統制並に振興については貿易組合特に商品別輸出組合をしてこれに當らしむること、但し求償國に對しては地域別輸出組合をしてこれに當らしむること
- 四、輸入統制に付ては貿易組合特に商品別輸入組合をして之に當らしむること
- 五、配給統制は商業組合、同業組合又は統制力ある團體をして之に當らしむること
- 六、輸入原料の生産者に對する配給並に輸出製品の生産統制は工業組合其の他統制力ある團體をして之に當らしむること
- 七、貿易中央機關は輸出組合、輸入組合、商業組合、工業組合及び其の他統制力ある團體を連繫して輸出入、生産、配給及び販賣の全般的統制を行はしむる事
- 八、輸出業者が輸出したるときは所屬輸出組合に届出で、組合は之等の輸出货量額を總括して貿易中央機關に提示し、貿易中央機關は之に基き輸入量額を輸入組合に割當て、輸入組合は更に之を適宜所屬組合員に配分すること。但し棉花、羊毛等別に統制あるものは之を除くこと
- 九、各組合の整備、整理及び強化を圖ること

即ち、輸出、輸入、商業及び工業組合中央會、商工會議所、その他の經濟團體を會員とした中央機關を設け、各單位組合中心の輸出入リンク制を採用しようとする案である。これによると綿花、羊毛、豚毛等の如く別個にリンク制を採用してゐるところは除外される。元來、求償制は原則として商品別に行ふのが合理的であるが、主要貿易品以外は餘りに煩雜に互るためどうしても斯うした制度による必要があるわけである。

x

x

x

さて、右の如く本年第一四半期貿易は所期の如き入超減を示しその反面輸出貿易振興の課題を提供したけれども、この傾向は五月中旬に至つても改まらなかつた。即ち、一月以來五月中旬までの入超は一億三千七百萬圓と前年同期より七割三分減を示し、輸入貿易は減少率に若干低下を見せて三四%四減となつたが、輸出貿易は一七%九と第一四半期より僅かではあるが減少率を高めてゐる、茲に於て益々輸出振興の必要が痛感されるわけであり、政府も民間業者も輸出振興の具體化案出に必死となつてゐるのも當然である。

第四節 戦時統制の強化と産業界

戦時統制は一日毎に強化されてゐると言つてよい。産業に對する統制も、前輯に報道した後、更に一層強化された。即ち第七十三議會を通過した諸法律が公布、施行され、また諸命令や規則が數多く制定された。以下吾々は、此の目まぐるしい産業統制の進行——強化の過程——を紹介し、次で統制下産業界の現状を述べることにしよう。

一、生産力擴充の強行

周知の様に我が産業統制の根本問題は「物」の不足を如何に補ふかに在るのだから、一方では軍需産業の生産力擴充が引續き強行されると共に、他方では物資需給調整の方策が強化されるのである。

(A) 軍需資材増産への努力

先づ生産力擴充の方面では去る第七十三議會を通過した「重要礦物増産法」、「日本産金振興株式會社法」、「石油資源開發法」、「工作機械製造事業法」及「航空機製造事業法」の五法律が公布されたが、これは凡て軍需資材の増産確保と云ふ一つの目標に集中されるのだ。その詳細は第八節に譲るが、「礦

物増産法」は今後五ヶ年にして鑛物の或る増産目標に達せんとし、工作機械も五年間に四倍、産金は五年間に三倍、石油は人造石油を含めて五、六年間に十倍といふやうな増産を目標としてゐる。

他方、また所得税法第十九條及營業收益税法第八條に基く重要物産の免稅規定により免稅される品目を改正して、五月二十日からこれを施行した。この重要物産免稅規定は勅令を以て指定した重要物産の製造業を営むものには命令の定むるところにより開業の年及其翌年より三年間その業務より生ずる所得（純益）に付き所得税（營業稅）を免除するもので、今回の改正によつて、免稅される重要物産は次の十八品目である。

錫、ニッケル、クロム、コバルト、アルミニウムの合金及びマグネシウムの合金、アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラック、グリコール、アセトン、ブタノール、アセチルセルローズ、人造ゴム、タンニンエキス、カゼイン、光學用ガラス、右の外従來製紙用パルプとして纖維パルプに對して免稅してをつたが、この用語に於ては人絹パルプが免稅されぬので、これを纖維素パルプと改め人絹パルプに對しても免稅の特典を與へることとなつた。

更に商工省では五月二十四日に探鑛獎勵金交付規則（昭和十年商工省令第二號）を改正し、獎勵金を交付すべき鑛種を追加し、重要鑛物増産法の發動とともに、新たに百萬圓の豫算を追加計上することとなつた。同規則の改正により、探鑛獎勵金を交付されるべきものは左の如くだ。

銅鑛、鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニッケル鑛又はコバルト鑛の探鑛を目的として坑道を掘鑿せんとする鑛業權者

そして、この改正の要點は（一）獎勵鑛種の増加（二）獎勵金額及交付基準の變更（三）獎勵金交付手續の簡易化（四）手續様式の整備の四點である。

(B) 國家總動員法に基く工場管理

軍需工場の國家管理が去る一月十七日から「軍需工業動員法」の實施により開始されたことは前輯に報告した通りであるが、今回「國家總動員法」の公布、施行に伴つて（四月一日公布、五月五日施行）「軍需工業動員法」が廢止され、従つてそれに基く「工場事業場管理令」も亦廢止された。そこで新たに、「國家總動員法」に基く「工場事業場管理令」が去る五月五日公布、施行された。斯くて「國家總動員法」の一部が發動された譯だが、然し實質的には從來と變りがない。たゞ「國家總動員法」なる重大な法律の一部が發動されたと云ふこと、及び今後必要に應じて此の法律に基く更に重大な命令が發せられ得ること、従つて、産業界への國家統制の壓力が加重し得ることを指摘するに止める。工場管理が、軍需工場の能率増進、従つて其の生産増加と急速化を計るものであるのは言ふ迄もない。

(C) 科學審議會設置の意味

尙ほ産業統制ではないが、「科學審議會」の設置に就て一言しておかう。これは、生産力擴充政策の線に沿つたものであるからだ。

科學審議會は去る四月十五日に設置されたもので、「内閣總理大臣の監督に屬しその諮問に應じて、不足資源の科學的補填に關する重要事項を調査審議」し、また「それらの事項に付き關係各大臣に建議することを得」る。會長は内閣總理大臣だ。同審議會の第一回總會は去る四月二十七日首相官邸に於て開かれたが、同日早くも四つの委員會が設けられ、鐵、非鐵金屬、燃料、化學品に關して研究する。此處で研究された結果は、次に述べる「物資調整局」を通じて工業化に移される筈である。

二、物資調整・物價對策の諸機關設置

右のやうに、軍需資材の増産に全力が注がれつゝあるが、然しそれだけでは當面の物資の不足、需給状態の不圓滑を除くことは出来ない。そこで、戦時目的に順應した物資需給の調整が目指されるのだが、それを指揮實行する諸機關が必要である。

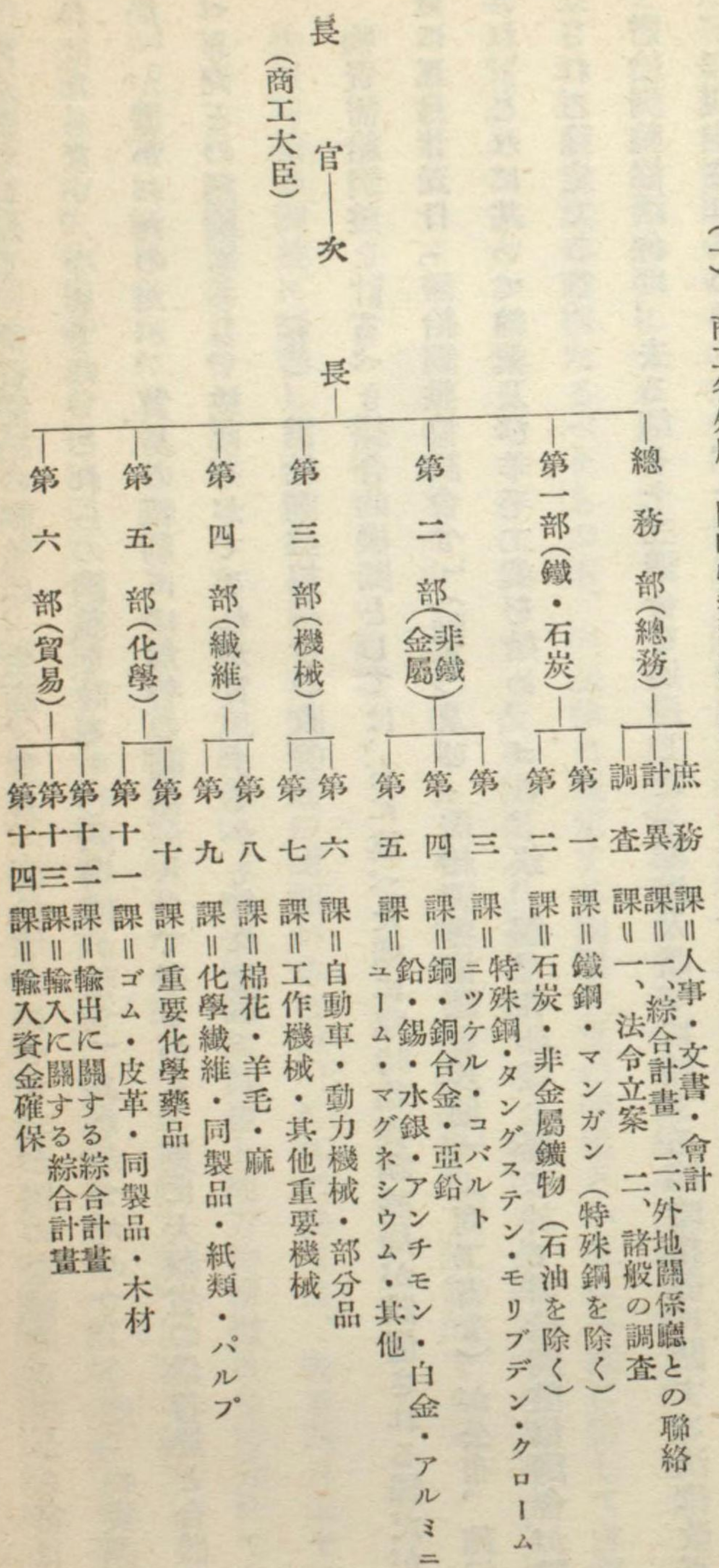
(A) 臨時物資調整局の設置

其の機關としては、先づ「臨時物資調整局」の設置がある。これは五月九日に商工省の外局として

設置されたもので、今次事變に際して重要物資の需給を調整することを目的とし、(一)不足資源の開發及増産、(二)輸入物資の調整、(三)物資配給の規正を計るべき綜合的機關を成すのである。

物資調整局の機構は左の如くだ。

(一) 商工省外局「臨時物資調整局」機構一覽表



言ふまでもなく、物資需給の調整は、生産、貿易、配給等々につき我が國の全體的立場から行はねばならない。今までは、これらの調整を計る中心的機構が整つてゐなかつたので、今回「物資調整局」が置かれたのだが、貿易の統制には爲替の關係が入つて來るから、更に大藏省の爲替局と合體すべきだとの議論もあり、或はやがてこれが實現するかも知れない。

(B) 需給調整協議會の設置

物資需給調整を計るべき綜合的機關としては、右に述べた様に臨時物資調整局が設置される譯だが、更に五月廿五日「需給調整協議會令」(勅令)及び「需給調整協議會規則」(商工省令)が公布、施行され、これに基いて綿業及び羊毛工業を始め、ゴム、銀、銅、各非鐵金屬に於て需給調整協議會が設立される豫定である。

需給調整協議會は、去る第七十三議會を通過した「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律改正法」に規定されてあるもので、此の改正法は、其の第二條の次に第二條の二をおき、第一項で需給調整協議會を任意に當業者の關係諸團體が作り得る事、第二項需給調整協議會を當業者が作らぬ場合は政府がその強制設立を命じ得る事、第四項で規約に定まつた資格者は強制的に同協議會に加盟せしめられる事を規定し、又第二條の二の次に第二條の三を置き萬一政府の意見と民間の意見が違ふ場合に

は、政府はその需給の調整に必要な決定を民間に命じ得る事、一度その需給調整協議會が決定した決議に對しては、政府はその會員たる資格を有するものに、その決定に従ふべき事を命じ得る事を規定したものである。

需給調整協議會のこの役割は、「貿易及關係産業調整法」の統制協議會によつても達成し得るかに見えるが、政府の説明によれば後者にあつては、當業者が専ら自治的に需給の調整を計るのであり、且つその統制協議の動機たるべきものも、同法律に規定する國際收支の調整とか或は外國に對して求償的に貿易をなすとかに限られるのに反して「改正輸出入品措置法」は、輸出入品關係のみならずその他の事由に依つても、需給の調整をなす事を得るし、その組織も餘程公權的、強制的である。

(C) 物價委員會の設置

物資需給の調整に關聯した問題として、物價對策の問題があるが、これに就ては、去る四月二十二日に商工省に物價委員會が設置された。物價委員會は、中央物價委員會と地方物價委員會に分れてゐるが、前者は既に數次に互つて開催され、「物價騰貴抑制のため採るべき具體方策」に就て研究してゐる。而して中央物價委員會には二つの特別委員會が設けられ、第一特別委員會は一般に共通する物價對策の調査審議を開始してゐるが、第二特別委員會では、各種の物資に對する物價對策樹立の爲、次

の事項を調査審議しつゝある。即ち、

- (1) 物價の現狀に鑑み特に對策を必要とする物品の選定
- (2) 差當り設置を必要とする物資別専門委員會の選定
- (3) 公定價格、基準價格等の決定並にその實施に關する方針
- (4) 物價の監視取締に關する方針
- (5) 地方物價委員會との聯絡方針

この第二特別委員會では(1)の今後問題として取扱ふ物品の選定及(2)の物資別専門委員會の設置につき大體決定し、物價委員會總會の正式承認を得れば、更に活潑なる活動を開始するであらう。

三、物資需給調整の方向

右の様に、物資の需給調整を計るべき諸機關乃至其の骨組は出來た。が、どう云ふ方向で需給を調整するかと言へば、要は不足物資の消費を減すより外に、差當りの方法がない。だから、先づ斯る物資の使用制限の強化が行はれるのだ。また物資が不足すれば、價格がどこ迄も騰貴し得るのだから、これが抑制策や物資の割當制が必要になる。これらの方策も亦、前輯に報告した以後、著しく強化されてゐる。

(A) 使用制限の強化

輸出入品等臨時措置法の第二條に基いて、毛製品、綿製品へのス・フ等の代用品混用、鐵鋼、銅及白

金の使用制限が行はれ、また産金法第十一條に基いて金の使用制限が行はれてゐることは前輯に述べた通りだ。處が、その後、この使用制限は更に強化されることになつた。即ち先づ、昨年制定された「揮發油及酒精混用法」が四月二十五日から施行され、五月一日からは銅使用制限規則が改正強化され、更に五月十五日からは鉄鐵鑄物の製造が制限されたのである。

揮發油及酒精混用法の施行 揮發油及酒精混用法は愈々去る四月二十五日から施行された。施行令は四月二十三日附官報を以て公布されたが、四月二十五日の商工省告示第百二十一號によつて、「揮發油の容量九十五に對しアルコールの容量五」を混入せねばならぬこととなり、これは來る七月一日から實施される筈である。

銅使用制限規則の改正 去る四月二十一日商工省に於て銅配給調整協議會を開催した結果、銅の供給が甚しく不足の爲に、從來の一定限度以上の建築物の屋根、庇、樋、化粧張、煙突又は排氣筒の銅使用を禁止しただけでは、到底、銅の需給調整を圖り得ないので、銅使用制限規則を改正、四月二十三日に公布し、五月一日から實施した。これによつて銅使用制限の範圍は擴大された。

- 一、建築物の枠、扉、窓格子、手摺、階段止又は日除金具として銅又は銅合金を使用するを原則として認めざることをする。

二、従来の銅使用制限規則に於ては、百疋未満の銅を庇及び之に附屬する槌に使用する場合は許可を要しなかつたが、今回この例外を廢止する。

三、飲食用器具、厨房用器具、家具什器、美術裝飾品、被服附屬金具、喫煙用器具、身廻用品、裝身具、文房具、建築用附屬金具、玩具、扇風機、ストーブ、シャンデリヤ、電氣スタンド、金庫、書類箱、冷蔵庫、看板、ネームプレート等一般家庭用金物、其の他に類する物又は其の部分品の製造に、銅又は銅合金を使用する場合には地方長官の許可を受けることを要することとし、地方長官は原則として之を許可しない。

銑鐵鑄物製造制限規則 同規則は四月二十五日商工省令第十九號及商工省告示第百二十號を以て公布され、五月十五日から施行された。言ふまでもなく、鐵鋼需給の調整に應じて、曩に施行された鐵鋼工作物築造許可規則と並んで、銑鐵鑄物の不急不用の大衆消費を禁止するものだ。省令及告示の内容は次の如くである。

【商工省令】

昭和十二年法律第九十二號第二條の規定により、銑鐵鑄物の製造制限に關する件左の通り定む

商工大臣の指定する物品又は其の部分品は、銑鐵を以て之を鑄造することを得ず。但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず。

【商工省告示】

銑鐵鑄物の製造制限に關する件により、左の通り物品を指定す

文鎮、鉛筆削、インク壺、ホチキス、貯金箱、火鉢、茶道用風呂釜、天水鉢、扇風機(工鑛業用のものを除く)

鏡臺、煙草セット、灰皿、花器、水盤、燈籠、火消壺、玩具、鉄柱掛、額縁、茶卓、菓子皿、置物、電氣スタンド、電燈支柱用腕木、門柱、扉、瓦、持送り、看板、風窓、窓枠分銅、椅子、金庫(手提金庫を含む) 帽子掛、掃除器、手摺、格子、陳列臺、街頭照明柱、電柱、欄干、柵、交通標識、街路樹保護板、溝蓋、紙屑箱

(B) 配給統制の前進

前輯或は前々輯に述べたやうに、輸出入品等臨時措置法の發動は使用の制限に止まらず、遂に配給統制に進んだ。即ち、ゴム、綿絲、銅等に配給統制が行はれ、石油の切符制度も亦去る五月一日から實施されたが、更にその後配給統制に向つてゐるものにつき報告しよう。

水銀の最高價格制 商工省の懲憑により業者間に次の如き最高販賣價を決定、四月一日より實施した。

(一)、問屋業者の最終販賣最高價格百斤に付四百四十五圓、延取引に付ては年六分以内を相當する金額を金利として之に加算することを得。(二)、仲繼業者の最終販賣最高價格一本(三十四疋半入)に付二百七十六圓三十四錢、小分賣一斤に付四圓九十八錢

と同時に、問屋、中間業者及水銀を主要原料とする製品(朱、水銀塗料等)の製造業者間に、それぞれ組合を結成することによつて、價格の決定とともに、配給統制をも行ふこととなつた。

曹達工組結成と原料鹽配給統制 五月十二日アンモニア法曹達工業組合が結成され、更に二十日には電解法曹達工業組合が結成され、こゝに兩者を統括する聯合會が成立することとなつた。その組合事業

の内容は(イ)販賣價格の統成(ロ)製品配給統制(ハ)原料鹽配給統制(ニ)營業に關する指導研究調査である。商工省の意向としても、原料鹽配給統制は一元的に行ひ、苛性曹達の最高價格はアンモニア法と電解法との二本建とする筈である。

鐵鋼配給統制 曩に、商工省では鐵鋼の配給統制を目論み、鐵鋼供給先を二分し、一は緊急の大口需要筋とし、各部門毎に協議會を結成、他は中小業者とし地方別に工業組合を結成せしむる爲に、原料鐵鋼からの第一次工程だけの配給を統制することを決定、四月七日附を以て、各地方廳に通牒を發した。更に去る五月十五日から大口需要筋に對しては、四月一日に遡つて切符制度を採用したが、小口需要者に對する切符制度の採用は技術的困難の爲、今の所實行されてをらない。

アラビヤゴムの統制協會設立 アラビヤゴムは曩に暴利取締令の適用を受けたが、なほ輸入制限の影響により國內價格は割高を示してをるので、商工省は關係業者をして統制協會を設立せしめ、輸入業者の販賣價格並に販賣業者の販賣價格につき自治的の最高標準價格制を採用せしめた。

(c) 綿絲公定價格制の實施

國內綿絲については昨年十一月から自治的なる協定價格制(最高標準價格の發表)が實行されてゐるが、五月二十日には「綿絲販賣價格取締規則」(商工省令第二四號)が公布され、同月二十二日から協定價格制に代つて法的なる「公定價格制」を實施されるに至つた。同規則は全文僅か四ヶ條ではあるが、わが國最初の公定價格制として注目に値するものだ。此の新たな規則に基く第一回の公定最高價格は去る五月十四日の綿業委員會決定の自治的の最高價格を採用したが(但し純綿絲の先物限月は三ヶ月延長され七ヶ月となつた)、これは一週間だけ適用され、五月二十八日には更新された。爾後は二週間毎に更新告示することとなつてをる。

この公定價格制採用に並行して、商工省では輸出向綿絲布の國內流用防止に努力してをるが、最近綿業關係三十餘團體が當局の方針に従つて「輸出向綿絲、綿布、綿製品内地流用防止監督委員會」を設立することとなつた。なほ、この輸出向商品の國內流用を阻止する方策としては、輸出入品のリンク制及保稅工場の擴充策など考へられてゐる。

四、産業界に現はれた事變の影響

以上述べた様に、産業統制は一日一日と強化されて行くが、斯る統制は今日までに我が産業界に如何なる影響を與へてゐるだらうか? 増産を強行される軍需資材の生産部門が活況を呈し、非軍需産業が、原料輸入の制限や製品の消費節約獎勵乃至強制によつて困難な状態に置かれるとは當然豫想さ

れる所だが、以下諸資料によつて此の實情を紹介しよう。

(A) 昨年下半年の産業利潤

産業にとつての最大の問題は利潤だが、事變及び統制の結果これはどう變化したかを、「東洋經濟新報」の調査に基いて見ると、主要三十五事業、百六十一會社の昨年下半年に於ける綜合成績は、總利益金五億百萬圓となつて、前期に比し二千四百萬圓（五%）の増加を示してゐる（本調査は昨年九月乃至今年二月に締切られた各社決算を集計したものだ）。昨年下半年の各社決算は、事變以來最初の決算だが、勿論此の期には事變の影響が現はれてゐる。

ところが、昨年下半年の綜合利益金は右の様に、前期に比し五%の増加を示した。此の限り、事變下に於ける産業利潤の状態は引續き良好と言へるが、然し乍ら利益金の状態は鈍化した。昨年上半年の利益金は其の前期に比し一二%の増加率を示してゐたのだから、事變以來の利潤は、増勢を續けてゐるとは言へ、其の伸力は餘程鈍つたのである。

而して其の主要原因は製品の値上り以上の原料高、益々増税による採算關係の悪化だ。即ち、總收入は昨年下半年に二十五億五千六百萬圓となり、前期に比し三億四千三百萬圓（一〇%五）を増加してゐるのに對し、總支出は二十億五千六百萬圓となつて、對前期二億二千萬圓（一二%〇）の増加で

(二) 三十五事業百六十一會社の綜合業績
(單位百萬圓)

勘定科目	11年上期	11年下期	12年上期	12年下期
入出金	1,940	2,052	2,313	2,556
損益	1,540	1,626	1,836	2,058
引分	400	426	477	501
社外株主	201	209	226	241
社内株主	190	198	213	229
收支差	79.4%	79.2%	79.4%	80.4%
對平均	18.4%	19.0%	20.8%	20.0%
對總	7.9%	8.2%	8.5%	8.2%
對資本	8.8%	8.9%	9.3%	9.2%
對保留	49.8%	50.9%	52.7%	51.9%

ある。

かゝる傾向は對拂込資本利益率の上に一層明確に現れてをる。即ち十二年下半期の利益率は二〇%で、前期に比し〇點八を低下し、使用總資本に對する利益金の割合は八%二となつて、前期に比し〇點三を低下した。言ふ迄もなく、昨年下半年中の新投下資本の収益力が低下したことを意味する。株主配當率は昨年下半年に於て九%二へと〇點一を低下し、社内保留率も幾分低下してをる。

然し以上は産業利潤を一般的に言つたことであつて、個々の事業部門に就て觀察すれば勿論それ〴〵差異があり、殊に軍需産業と平和産業とでは利潤の動向に可成り大きな違ひがある。

軍需景氣に於ける跛行性の現はれだが、それは先づ、利益金絶對額の動きの點に見られる。詳細は第三表の如くだが、金屬鑛業、石炭鑛業、石油鑛業、鐵鋼業、造船業、化學工業、皮革業、製麻業等の軍需關係産業に於ける昨年下半年の利益金は、前期に比しそれ〴〵著しい増加を示してゐる。就中鐵鋼

第三部 各經濟部面の分析と見透

(三) 事業別に見た利益金の變化 (百萬圓)

事業	昭和十二年下期	昭和十三年上期	昭和十三年下期
軍需關係事業	二・四	二・四	二・四
金屬鑛業(三社)	六・六	六・九	九・五
石油鑛業(六社)	六・八	九・八	一一・二
鐵鋼業(六社)	七・九	一一・三	一六・六
造船業(三社)	九・七	一一・三	一三・一
製作工業(主社)	一八・七	三三・八	三三・二
化學工業(主社)	一八・一	三三・六	三三・二
皮革工業(一社)	〇・六	〇・九	一・〇
製麻工業(一社)	一・二	一・三	一・五
織維工業			
紡績業(十社)	四〇・二	五三・二	五三・二
人絹業(三社)	一一・七	一三・〇	一四・一
製絲業(二社)	四・二	四・二	三・一
羊毛工業(五社)	七・九	九・六	八・九
公益事業及運輸			
電燈電力業(十社)	九・三	九・〇	九・一
瓦斯業(四社)	一三・一	一三・〇	一三・〇
鐵道業(古社)	二七・一	二七・七	二四・四
海運業(二社)	一九・二	二五・〇	二九・五
運輸業(四社)	三・〇	三・六	二・六
食料品工業及醸造業			
麥酒釀造業(二社)	九・四	九・七	八・六
製粉業(二社)	二・三	二・五	二・七
製糖業(五社)	三・一	三・一	三・四
製菓業(二社)	一・三	一・五	一・五
其他各種事業			
洋灰業(五社)	九・二	一〇・〇	一〇・〇
硝子業(二社)	四・〇	五・六	五・二
煉瓦業(二社)	〇・四	〇・四	〇・五
製紙業(一社)	二〇・六	二二・三	二四・八
護謄業(五社)	一・〇	二・〇	一・六
土地建物業(五社)	一・六	二・七	二・三
映畫業(二社)	一・六	二・四	〇・六
百貨店業(四社)	四・七	四・七	四・九
漁業(一社)	四・〇	四・〇	三・七
貿易業(二社)	九・五	一五・五	一三・一
倉庫業(三社)	〇・九	一・〇	一・三
印刷業(三社)	一・四	一・六	一・八
取引所(七社)	四・八	七・六	五・三

業の利益金の如きは前期に比し三〇%餘、前年同期に比し一一〇%餘と云ふ驚くべき増加率を示してゐる。尤も、軍需産業のうちでも、製作工業(機械工作が主)の如く、利益金が前期よりも僅か乍ら減じてゐるものがある。これは鐵鋼其他原料及材料費支出の増嵩に基くのだが、然し前年同期に較べると利益金は未だ遙かに多い。

これに反して羊毛工業、運輸業、貿易業、取引所等の平和事業に於ける利益金は著しく減少し、其他麥酒釀造業、土地建物業、漁業、護謄栽培業等も利益金が減じてゐる。紡績業及び人絹に於ては利益金は前期に比して尙ほ増加してはゐるが、然し其の増加率は餘程弱まつた。平均拂込資本金に對する利益金の割合に於ても、同様のこと言はれる。尤も軍需産業のうちでも、前述の製作工業や、金屬工業の如く拂込資本金に對する利益金の割合が低下してゐるものもあるが、然し、それらは生産の急激な擴張による、資本負擔の増加が著しく大きい爲だ。

(B) 非軍需産業の生産萎縮

軍需産業と非軍需産業との跛行状態を一層明瞭に示すものは、それらの生産活動の状況である。例へば商工省の生産數量指數を昨年二月と今年二月に就て各事業別に比較すると、今年二月に於て綿絲は三七%九、綿織物は一一%二のそれら激減を示した。原棉不足に基くこと言ふまでもない。毛

(四) 商工省生産數量指數 (昭和六、七、八三ヶ年) 月當平均 1100ヶ年

製造工業	昭和七年		昭和七年		比較増減率 (%)	過燐酸石灰	晒粉	苛性ソーダ	人造絹絲	洋紙	小麥粉	精製糖	瓦斯	瓦	鑛業平均	總平均
	二月	七月	二月	七月												
綿糸	140.1	87.0	(-)	37.9		150.3	160.9	(+)	4.3							
生絲	77.7	77.2	(-)	2.1		177.7	237.4	(+)	27.3							
紡績絹絲	80.3	73.1	(-)	9.0		230.2	255.6	(+)	16.1							
毛織物	219.9	86.6	(-)	20.8		396.2	573.6	(+)	44.8							
絹織物	236.6	180.0	(-)	23.2		457.7	773.1	(+)	18.3							
人造絹織物	101.4	86.3	(-)	14.9		153.3	363.1	(-)	10.6							
毛織物	345.5	199.8	(-)	41.9		109.3	109.1	(+)	33.6							
セメント	57.7	54.8	(-)	5.0		199.2	200.1	(+)	0.5							
板硝子	157.7	96.3	(-)	38.9		157.7	177.6	(+)	7.4							
硫酸	136.6	178.0	(+)	29.5		147.7	134.4	(+)	7.4							
石灰窒素	185.5	206.7	(+)	11.4		157.6	144.6	(+)	7.4							
(備考)	201.8	196.4	(-)	2.7		149.8	162.8	(+)	8.4							

商工省「重要生産月報」による。製造工業中銑鐵、普通鋼及壓延鋼材、機械器具の個別指數は、昨年七月以來發表せず。また「鑛業」に屬する個別指數、即ち金、銀、銅、硫黃、石油(原油)、石炭は昨年八月以來全部發表せず。

絲は二〇%八、毛織物は五%〇、人絹絲は一八%三の減少で、人絹織物の如きは四四%九の激減だ。が同時にステープル・ファイバーの生産は激増してをり、これは本年第一四半期に於て六千九百萬封度となつて前年同期の二千七百萬封度に比し二倍半以上に増加した。従つて同じく平和産業、或は同じ織

維工業と言つても、「國策」の線に沿つた産業の生産活動は旺盛であるし、またステープル・ファイバーの混用を早くから準備してゐた會社は、然らざるものよりも其の點有利だと云ふ譯で、平和産業内に於ても跛行的現象が生じてゐる。他方商工省の生産指數では銑鐵、鋼材及び機械器具に關する數字を事變以來發表しなくなつたが、これは事變後著しく増加してゐるものと推測されるし、鑛業の指數は、昨年二月と今年二月の比較に於て八%四の増加を示してゐる。

(c) 軍需産業への事業資金の集中

次に、事業資金需要の側面を見ると、事變發生後、資金調整法は迅速に發動されたが、昨年中は過渡的な措置として緩慢な調整に終つた。然るに、本年に入つてから益々本格化し、その戦時體制の色採をより一層明かにして來た。

先づ、去る五月三日當局發表の本年第一四半期の実績を見ると、該期間に認、許可された事業設備資金は六億四千五百萬圓で、前期の十三億圓に比すれば約半減してをる。この六億四千五百萬圓は、金融機關の貸付及他官廳よりの協議と資金調整法第四條による認、許可の三者を合計したものだ。が、いま法第四條による認、許可の部分だけを見ると第五表に示されるやうに、時局産業への集中が明瞭に判る。即ち、認、許可の合計三億六千五百萬圓の七七%は軍需産業たる甲類で、一五%が乙類、丙類は僅

最後に、新しく當面した政府の勞働對策即ち勞働力の保護・培養策を取り上げ、併せて七月一日から事業を開始する國營職業紹介所に觸れることとする。

一、賃銀上昇と物價騰貴の歩調

(A) 生計費昂騰時代來る

吾々は先づ、最近に於ける勞働賃銀の上昇が依然たる物價高をよく償ひ得たかどうか、そして勞働者の生活は一體どうなつたか、と云ふ點を見よう。

昨年は今頃は、勞働者側から盛に賃銀値上げ運動が行はれ、而もそれが企業家側によつて多くの場合容認せられた。中には企業家側から率先して、賃銀引上げを斷行するものさへ相當あつた程である(本年報第廿八輯、一七八頁参照)。無論これは直接的には一昨年暮から昨年春にかけて、例の驚くべき物價奔騰があつたからだが、それにしても表面確かに明るい感じを與へたことは事實であつた。然るに事變發生以來、その前に未曾有の激増を記録した勞働爭議が急激に減少してしまつた。が、此のことは、賃銀値上げの必要が無くなつたことを意味するのでは勿論ない。事變に際して賃上げ運動が遠慮されてゐること、及び賃上げ要求があつても、爭議に至らずして解決されてゐることによるのである。而

して勞働者の側から見て賃上げを要求する様な事態が事變以來一層強まつてゐるとは周知の通りだ。即ち軍需インフレーションの進行によつて物價騰貴が一層顯著となつたのみならず、物價騰貴の性質が、過去の卸賣物價高時代から小賣物價高時代へと變化しつゝあるのだ。つまり、國民生活上不可缺の日用品物價の騰貴—生計費昂騰時代と云ふ新事態を招來するに至つて居ることは第一表を見ても判る。これによれば、事變發生の昨年七月を一〇〇として、卸賣物價は本年四月に一〇九・〇と九%の騰貴に止まるが、小賣物價は一四・六となつて、同じ期間に約一五%の騰貴となつてゐる。小賣物價の騰勢につれて生計費も可成り顯著な昂騰を辿り、四月には一〇八・〇となつて昨年七月に比し八%の騰貴である。從來この生計費指數が、年間僅々四%たらずの微騰に過ぎなかつたのに比すれば、正に驚くべき昂騰と言つてよす。

(一) 生計費と物價との比較

内閣統計局 全國勞働者 生計費指數	日銀東京小 賣物價指數	本社東京卸 賣物價指數
十二年七月	100.0	100.0
八月	100.6	99.2
九月	101.7	100.0
十月	101.8	101.4
十一月	101.8	104.5
十二月	103.0	104.7
十三年一月	104.4	107.1
二月	105.8	110.4
三月	106.8	111.8
四月	108.0	114.6

(備考) 右指數の原基準は、生計費は十二年七月、小賣物價は大正三年七月、卸賣は大正二年一月

(B) 生活水準は維持されてゐるか

然らば一方、勞働賃銀はどうなつたか。いま日銀發

表の賃銀指數をとつて見ると第二表の如く、定額賃銀にあつては昨年一月に騰勢に轉じてから、六月までは大勢微騰を續け、七月から十一月まで保合状態であつたが、十二月以降再び昂騰に轉じてゐる。

(二)日銀調勞働賃銀指數
(大正十五年1100)

年	平均	定額賃銀	實收賃銀
十年	平均	八三・三	八二・九
十一年	平均	八〇・七	八〇・八
十二年	平均	八二・四	八二・八
同 年	七月	八三・〇	八三・三
	八月	八三・〇	八三・〇
	九月	八三・〇	八三・〇
	十月	八三・〇	八三・〇
	十一月	八三・〇	八三・〇
	十二月	八三・〇	八三・〇
十三年	一月	八三・八	八三・九
	二月	八四・〇	八四・〇

(備考) *印は暫定指數。

かくて本年二月は暫定指數ではあるが、八四・〇と過去四年來の高位置を示現した。この定額賃銀は昭和七年以來最近まで、殆ど例外なしに低下を辿つたものだけに、右の上昇振りは充分注目されてよい。次ぎに實收賃銀だが、これは定額賃銀よりも遙に騰勢は顯著である。即ち昭和八年以來上昇の一途を辿り、昨年に入つてから特にその上進度は高められ去る十二月の如きは一〇二・九と、實に基準年度たる大正十五年の位置を上廻つてゐる。

(三)實質賃銀指數の推移

年	月	定額賃銀を 生計費で除 したものを 100.0	實收賃銀を 生計費で除 したものを 100.0
十二年	七月	100.0	100.0
	八月	九八・四	九八・一
	九月	九八・三	九八・一
	十月	九八・二	九八・一
	十一月	九八・二	九八・一
	十二月	九七・四	九七・八
十三年	一月	九六・六	九六・一
	二月	九四・九	九四・四

(c) 強まり行く賃銀の跋行

尤も、以上は男工も女工も、更に熟練勞働者も不熟練勞働者も、或は又軍需工業も平和産業も、一切ひつくるめての総合的觀察であることに留意せねばならぬ。従つて現實には、吾々が日常新聞紙其の他を通じて知る如く、軍需工場の殺人的繁忙さや、そこに働く熟練工の中には一日七、八圓から十圓に上る高給を得るものがあつて、所謂勞働貴族的生活を送つてゐる例も一部には確かに存するだらう。しかし他面、紡績業、織物業、製絲業、窯業等の平和的色彩の濃厚な中小工業では、事變の影響で相當深刻な打撃を被つてゐる。それは主として不急産業の抑制、輸入制限強化のためであるが、大阪商工會議所が這般調査したところによると、『軍需工業以外の一般産業の原料輸入は著しく減少し、こ

の結果原料高のため中小商工業方面への配給は圓滑を缺き、各業者は何れも困窮状態に陥つてゐる。……かくて原料入手難のため、このまゝ進めば自滅の外ない……(東朝二月十九日)と云つてゐる。更に又對支貿易杜絶による影響のヨリ一層深刻なることは、既に前輯及前々輯で述べた如くである。かゝるわけで、時局のために却て工場閉鎖、事業縮少、操業短縮、休止の止むなき事態に見舞はれつあるものも相當廣範圍にある模様だ。そしてその爲めに、この部面で働く労働者にして、軍需産業に容易に轉換し得ざる者は、(例へば西陣の友禪工が直ちに炭鑛労働者に轉業すると云ふ様なことは出来ないから)或はそのまゝ失業者として投げだされるか、さもなければ賃銀切下げ乃至就業不定等の措置によつて、所謂半失業者として放置されてゐるものと思ふ。

軍需工業と平和産業のかゝる跛行状態は、軍需工業が現在不熟練乃至新傭労働者を多數吸収しつゝあるため、直接賃銀統計には瞭つきり現れないが、それでも業別の状態を觀察すれば、どうにか此間の事情は読みとれる。即ち第四表に示す様に金屬品製造業、船舶製造業、人造肥料業等の軍需部門賃銀指數の最近の位置は、從前のそれに比し可成り高く、他面紡績、織物業等の平和部門の賃銀の位置は、此のところ大體停頓状態に陥つてゐる。業別指數の全體的位位置にしたところが、後者は總じて六〇臺の低い位置にあるが、前者は八〇臺から一〇〇臺に及ぶ高い位置を示してゐる。以上によつて

(四) 事業別賃銀指數 (日銀調、大正十五年1100)

	金屬品製造業	機械製造業	船舶製造業	製藥業	人造肥料業	紡績業	織物業	製絲業	
昭和十一年平均	九三・二	九三・二	九三・二	七九・七	七九・七	六五・五	六五・五	六三・三	賃銀上昇の原動力が、主として時局の波に乗る軍需産業部面に存することが判らう。このことは假令労働時間の延長と云ふ事實があるにせよ、軍需産業に従事する労働者(殊に熟練工)の生活が比較的
同 十一年平均	九五・三	九一・〇	九一・〇	七六・六	七六・六	六八・八	六八・八	六五・五	
同 十二年平均	九七・七	九一・一	九一・一	七九・二	七九・二	六九・四	六九・四	六六・六	
同 六年六月	一〇〇・四	九二・六	九二・六	八三・三	八三・三	七〇・六	七〇・六	六三・七	
同 年七月	九九・一	九二・九	九二・九	八二・六	八二・六	七〇・九	七〇・九	六三・三	
同 年八月	九八・八	九二・六	九二・六	八二・〇	八二・〇	七〇・四	七〇・四	六三・七	
同 年九月	九八・二	九二・六	九二・六	八二・〇	八二・〇	七〇・四	七〇・四	六三・七	
同 年十月	九八・二	九二・六	九二・六	八二・〇	八二・〇	七〇・四	七〇・四	六三・七	
同 年十一月	一〇〇・六	九四・〇	九四・〇	八三・二	八三・二	七〇・三	七〇・三	六三・三	
同 年十二月	一〇三・五	九六・二	九六・二	八六・一	八六・一	七〇・八	七〇・八	六三・八	
同 十三年一月	一〇二・〇	九六・二	九六・二	八六・一	八六・一	七〇・四	七〇・四	七二・四	
同 十二年一月	九七・一	九六・二	九六・二	七九・四	七九・四	六九・二	六九・二	七二・二	

樂であることを物語ると共に、半面押寄せる高物價によつて平和産業労働者就中、中小工場労働者が生活難に當面しつゝあることを立證するものである。而もかゝる跛行的現象は、刻下の軍需生産擴充の強行される限り、益々その傾向を強めて行くと見ねばなるまい。

二、労働運動の大旋廻

次に目を轉じて、長期戦下に於ける労働陣營の鮮かな旋廻振りを見ると、事變以來、勞資一體、産業報國が到るところで強調され出したことは周知の通りだが、戦ひが長期戦の段階に入るに及んでこの傾向は益々熾烈になつて來た。既成労働陣營にあつても、事變の擴大と共に一部の左翼的労働組合を除く大多數の労働團體は、舉つて政府の舉國一致方針に順應し、國民精神總動員に合體協力、或ひは出征兵士の遺家族救援、國防獻金等の銃後奉仕に乘出すと共に、他方生産力擴充の線に沿ひつゝ所謂産業平和の確保を目指して進んだ。例へば全日本労働總同盟の如きは、昨年すでにわが労働運動史上劃期的な爭議絶滅方針を決議して、吾々の目を瞠らしめたが、最近に於ては去る二月の建國祭に組合員を派して奉祝に参加せしめ、或は又關係企業家と合同して隨處に銃後産業協力大會を開催するなど、從來夢想だにしなかつた一大方向轉換をとげてゐる。

以下労働陣營別に事變後の旋廻ぶりを窺ふこととするが、その前に順序として先づ労働陣營自體がとゞ數年來如何なる變化をとげて來たかを見て置からう。

(A) 残された二つの指導的労働組合

一體、わが労働陣營が質的に、變化し始めたのは、實に昭和六年滿洲事變後からのことである。即ち當時の社會情勢の變化から、労働組合戦線は著しく右翼化し、在來の階級闘争主義的色彩は薄らい

で來た。日本主義及び國家社會主義を標榜する労働組合が擡頭したのも此の頃である。かくて從來の共產主義、社會民主主義及び其の中間をゆく所謂左右中間三派の對立情勢は一變して、日本主義、國家社會主義系組合、三反主義(反資本主義、反共產主義、反ファッショ)を土臺とする日本労働組合會議系組合、合法左翼系組合の三派併立の態勢となつた。其後も時勢の流れと共に、共產主義的左翼組合は殆ど全く淘汰され、他方一時可成り勢力を得てゐた國家社會主義系組合も段々影が薄くなつて、其の結果、三反主義を主唱する日本労働組合會議系組合と、日本主義を叫ぶ愛國労働組合全國懇話會系組合、合法左翼と謂はれる左翼系労働組合の三つが、最近迄に於ける指導的な組合勢力として存在することになつた。ところが昨年十二月二十二日、合法左翼系の代表的役割を演じてゐた日本労働組合全國評議會が、その支持する政治團體日本無産黨と共に當局から結社を禁止されるに至つたので、結局今日の指導的労働團體としては、日本労働組合會議と愛國労働組合全國懇話會の二つが残ることゝなつた。それらの勢力分野は左の如くだ。

◇日本労働組合會議 昭和七年九月結成、組織組合 全日本労働總同盟、日本海員組合、海員協會、日本製鐵従業員組合、日本港灣従業員組合、官業労働總同盟、日本労働聯盟、東京瓦斯工組合、東電従業員組合、日本製陶労働組合同盟、支持政黨 社會大衆黨。

◇愛國労働組合全國懇話會 昭和十年四月結成、組織團體 日本産業労働俱樂部、日本労働組合總聯合、愛國

労働農民同志會、愛國従業員組合聯盟、新日本海員組合等。支持政黨は日本革新黨。

◇合法左翼 (結社禁止) 日本労働組合全國評議會、全日本出版労働協會等。支持政黨は日本無産黨(結社禁止)。

(B) 日本主義組合の積極性

然らば、禁止された合法左翼を除く現存組合の態度・方針が事變以來如何に變化したかを次に見よう。先づ日本主義を旗して立つ愛國労働組合全國懇話會系に就て述べると、日本労働組合總聯合では事變勃發直後の七月十二日、「北支事變の重大性に鑑み、我日本労働組合總聯合は勤勞報國の精神を體し、以て國是の強行に遺漏ならしむることを期す」との聲明書を逸早く發表、その態度を闡明ならしむると共に、七月廿二日更に執行委員會を開催して、出征者の激勵、出征兵士遺家族の慰問、救済方法を協議し、又支那事變對策委員會を組織して、政府に協力するの方針をとつた。

また同系統の日本産業労働俱樂部にあつては、やはり七月十三日事變の原因は、抗日支那の招いた必然の結果であるとの見解を堅持し、徹底的膺懲の態度を以て次の如き決議を行つた。

- 一、國防思想普及の爲、更に一層國防獻金運動の強化
- 一、共產主義並に社會民主主義等の反戰的蠢動の撲滅
- 一、工場自衛團の強化と工場防備の實踐

更に愛國労働農民同志會は、今次事變は第二次世界大戰を豫知せしめるものとなし、即時國內改造

を斷行せよと叫び、偽裝學國一致の打破、經濟機構の編成替等を強調した。

かくの如く、愛國労働組合全國懇話會系の各組合は、極めて積極的に政府の方針を支持する態度をとり、組合運動は主として國防獻金、愛國公債の應募、皇軍將士に對する感謝、激勵、戰勝祈願、遺家族の救援に重點を置いた。そして國民精神總動員中央聯盟が結成されるや、眞先にこれに加盟し、又他方國民思想の統一を唱道、共產主義、社會民主主義等の反國體思想の撲滅を目指す餘り、ひと頃社會大衆黨、日本海員組合の解散運動をすら表面化するに至つたほどである。

(C) 『三協運動』の示唆するもの

一方、三反主義を基調とし、労働組合主義を標榜する日本労働組合會議派だが、この中心勢力は云ふまでもなく全日本労働總同盟である。厚生省労働局の發表によると、昨年五月末現在に於ける我が國の労働組合總數は九〇二、労働組合員數は四十一萬四千人となつてゐるが、この組織労働者の過半數は、日本労働組合會議の構成メンバーで占められる。従つてその中心勢力たる全日本労働總同盟は同時にわが労働組合陣營の代表勢力とも看做してよいが、それ故に又この動向には注目すべき重要性がある。

全日本労働總同盟は、事變直後に於ては別に積極的態度を示さなかつたが、事變の漸次擴大するに

つれ、産業協力量針の徹底化及び銃後對策に力を致すと共に、計畫中であつた組合の組織運動やメーデーに替つた組合運動會などを自發的に取止めてしまつた。そして昨年八月一日には、除隊後の職場の保證、出征家族の扶助、共濟組合の活動對策等を決定して、各所屬組合にその旨指令し、更に十月の組合年次大會に於ては、(一)産業協力量針(二)國難突破(三)勞働報公(四)學國一致の四スローガンを掲げると共に、『今次事變は遠く支那の抗日赤化に由來し、我國の起てる東亞安定の爲止むなきに出づ、國民忠誠以て國に殉じ、……勞働階級また時局の擔當者たる矜度を持し、……以上の如き信念に基き、遠く時艱の前途を見極めつゝ刻下の急務に應ずべき、大乗的なる勞働運動の基準を次の如く宣明する』(勞働時報十四卷、十二號)とて、同盟罷業絶滅を含む左の記録的宣言をなした。

- 一、我等は今次事變中の勞資紛争を、舉げて平和と道義の手段に訴へて解決し、進んで全産業に亘り同盟罷業の絶滅を期す
- 一、我等は銃後生産力の増進と産業平和を確保する爲に、官民協同による非常時産業協力量針の即時設置を期す

以上の様にして、總同盟は勞資一體、銃後産業協力量針の具體化、徹底化に努めたのであるが、其の後企業家側も漸次これに賛成し、去る二月十一日の銃後産業協力量針大會及び三月十二日の同大會勞働組合

委員慰勞會の兩會合を経て、漸く茲に資本家、經營擔當者、勞働者の三位一體による新機關『三協俱樂部』が生れるに至つた。

この三協俱樂部では、四月十四日第一回幹事會を開催(一)勞資協力量針委員會の開設による勞働紛議の防止並に解決(二)講演會其の他の會合の開催、文書印刷物等の頒布(三)愛國貯金運動の普及徹底(四)特に事變下に於ける勞働紛議の絶滅、産業平和確保のための活動等の事業目的を決定し、早速實踐に乘出すこととなつた。

右の事業目的によつて察せらるる如く、この三協運動の狙ひ處は、前述した年次大會宣言のヨリ一層の具體化乃至實踐化にあるのであるが、このことは一面、事變後大旋廻をとげた總同盟の質的變化の程度を物語ると共に、總同盟を中心勢力とする日勞組合會議系陣營、更に廣くは我が勞働運動の手に或る種の示唆を與へるものである。

なほ所謂合法左翼陣營について一言すれば、日本勞働組合全國評議會は、事變後從來の左翼的運動方針に再検討を加へ、昨年九月下旬綱領改正の方針まで決定した模様であるが、例の舊臘の人民戰線派檢舉の後をうけて、同月廿二日當局から解散を命ぜられてしまつた。又日本交通勞働總聯盟は十一月五日、その中心勢力たる東京交通勞働組合は十月十日、夫々中央委員會及び組合大會に於て、從來

の階級闘争主義を清算して、産業協力主義へ轉向を決定した。かくて左翼運動が、我が労働戦線より全く影を没するに至つたことは、これ又今次事變下に於て特筆さるべきことであらう。

三、労働対策の新局面

最後に、長期戦態勢が第二段階に入つてから、やゝ顯著に新局面を展開し始めた政府の労働対策を瞥見しよう。

(A) 労働力保護・育成の新日程

五月廿五日の東朝紙は、『今夏から學生に集團勤勞』なる見出しの下に、同月廿四日開催の全國高等専門學校長會議に於ける文相の演説を掲げた。これは、『時代の要求として唱道せられるに至つた集團的勤勞運動は、國民の自覺運動、教化乃至教育活動としての意義を包藏するもので、戦時下の教育もこの實際的根柢の上に初めて生かされ、學校教育の刷新もこの途を通して行ひ得ると信ずる。これを本省の方針として、今夏から各學校に於て実施をはかる』と云ふ注目すべき發言であつたが、更に當局は、この集團作業の實施要項として大要次の様なものを發表した。

要旨

集團勤勞作業は實踐的精神教育の具體的實施として、學生生徒をして勤勞作業の體驗を通じて團體的訓練

を積みしめ、依つて心身を鍛錬し國民的性格を練成するを以て趣旨とすること

實施の方法 差當り本年度夏期に於ては、左記により之が實施を計ること

一、實施期間は夏期休暇の始期又は終期に於て、概ね五日の程度を目標とし、實際の事情に應じ、學校に於て適宜之を定むること

一、勤勞作業の實施については、(イ)成るべく生徒を洽く参加せしめることを建前とし、適宜班を分ちて實行すること、(ロ)作業の種目は、校庭、農場、農園、演習林等の手入、應召軍人遺家族に對する稻刈、草取、用排水の手傳、都市防空設備、軍用品に關する簡易なる作業、開墾植樹、畦畔の整理、構築、灌漑工事、其の他農業作業

右の通り、その内容はナチス獨逸の労働奉仕團制度に似た新しい企てであるが、これが同時に昨今喧しく叫ばれ出した我が全般的労働力培養策と關聯を持つものと考へてよいだらう。

元々、かゝる企ては事變前に於て熟練工養成問題が擡頭した頃既に一度び起つてゐる。即ち大規模な生産力擴充策が國策として採用された昨十二年春、當時の伍堂商相は、熟練工養成策だけではどうしても恒久的な労働力補給は出來ずとして、國民強制労働制度を提唱したのである。その意圖するところは、失業者竝に農山漁村の婦女子に新就業の途を拓き、學生、有閑婦女子の餘剩労働力を半強制的に動員すると云ふのであつて、労働の對象としては、獨逸が土木事業方面に重點を置いたに反し、之を技術及び工業部面に向けんとした様であつた。無論これは當時軍部方面の賛成を博したものであ

つたが、其の後間もない政變で、林内閣が倒れ、此の問題は立消へとなつた。そして單に熟練工養成問題のみが現内閣によつて採上げられ、其の結果這般の國立機械工養成所設置となつたのだ。かゝる経緯に現れてをる如く、長期戦遂行のためには、今後は益々單に熟練工補給のみではやつて行けなくなり、問題は勞働力そのものゝ保護・育成が必須條件となつて來た。こゝに最近に於ける勞働對策の一つの新局面を見ることが出來よう。

(B) 災害防止策と商店法の誕生

勞働力の保護・育成が痛感される事例は、現に幾つもある。が最もこれを端的に且つ綜合的に示す指標は、最近に於ける工場災害率の増加である。例へば警視廳管内に於ける事變後の災害調査を見ると次頁第五表の如く、一昨年中の死傷者總數は八千七百餘人であつたが、昨年は四千餘人、四七%を増加して、一萬二千八百人となり、それが事變の發生した七月以降とり分け増加してゐるのが目に付く。筆者は前輯及び前々輯に於て、勞働者の自覺・緊張のため事變後勞働爭議の減少と共に、工場災害率も亦漸減してゐると報告したが、これは事變直後の昨年八、九月に於ける資料によつて見たゝめである。然るに勞働災害數は、十月以來激増を示し來つて、結局七月—十二月の對前年同期増加率は五〇%と著しい増勢を現してをる。勿論この因つて來る理由は、勞働時間の飛躍的延長と未熟練乃至新傭勞働

(五) 警視廳管内の職工死傷調(件)

年	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	七月—十二月計	一—六月計	年計
十一年	七六	八七	八五	七六	六七	六五	四、六〇	四、〇二	八、七〇
十二年	一一三	一七九	一〇〇	一七〇	一三三	一〇九	七、〇四	五、七九	一三、七三
増加	四五	九二	一五	九四	六六	四四	二、四四	一、七三	五、〇三
増率(%)	四	四	三	三	三	三	五	四	四

者の激増にあるのだが、かうした情勢は其の後一層強められてゐる筈だから、災害増の傾向も依然改められてゐないと思ふ。

右の情勢に對處すべく政府が採つた政策は、凡そ以下の通りだ。先づ昨年十月、厚生省社會局は地方廳をして、管下各工場に「軍需品工場に對する指導方針」を發せしめ、(一)勞働時間に關する事

項、(二)災害防止に關する事項、(三)保健衛生に關する事項の三項目を掲げて、之が實行を勸奨した。勞働時間にあつては、一日十二時間以内、特別の場合に限り十四時間までとし、十二時間を超へるときは設備の増設、交替制の採用を行はせる。災害防止策としては、不熟練工の指導、新增設改造の場合に於ける機械装置の改善をなさしめ、又保健衛生策のためには、休養制の確立、榮養食の攝取、健康診断の實施を擧げてゐる。之等の方策は強制力を持たない所謂勸奨政策であつたが、其の後に於ける依然たる災害増に鑑み、去る四月十六日、厚生省は更に一步を進めて、工場危害豫防及び衛生規則を改正、七月一日より施行することゝなつた。改正の要點は次の通りだ。

一、安全管理者

- (イ) 常時五十人以上の職工を使用する工場の工業主は、原則として安全管理者を選任すること。
- (ロ) 安全管理者は工業主の指揮を承け、工場に於ける危害防止及衛生に關する一切の事項を管理す。

二、工場醫

- (イ) 常時五百人以上の職工を使用する工場の工業主は、原則として工場醫を選任すること。
- (ロ) 工場醫は工業主及安全管理者の指揮を承け、毎月少くとも一回工場を巡視し衛生上有害の虞ある場合は、應急處置又は適當なる豫防の處置を爲すこと。
- (ハ) 工場醫は毎年少くとも一回、職工の健康診斷を爲すこと。

三、安全委員

- (イ) 常時十人以上の職工を使用する工場の工業主は、安全委員を選任すること。
- (ロ) 安全委員は工業主、安全管理者及工場醫の指揮を承け、毎日工場を巡視し、危害豫防及衛生上必要ある場合は應急處置又は適當なる豫防の處置を爲すこと。

四、安全委員會

安全委員會の設置は任意とし、工業主が之を設けたるときは地方長官に届出ること。

工場労働者については右の如くだが、最近國民體位の低下による國力の減退が憂へられ、特に壯丁の保健衛生が重んぜられる様になつた結果、商業労働者にも一つの保護政策がとられた。第七十三議會を通過した商店法がこれである。この法律の中心的内容は、商店員保護のために、その勞務時間に一定の制限を加へたものだ。従來、工礦業労働者には、曲りなりにも保護立法が存在し、商業従業員

にはなかつたが、今回この法律が出来たことは、勞働保護の觀點から劃期的前進と云へる。

(C) 國民登録制にまで進むか？

かやうにして、政府は勞働力の保護・培養に努める傍ら、目前に迫り來る軍需産業の老大な勞働力補給に應ぜねばならなかつた。

企畫院調査官美濃口時次郎氏の研究によると、大戰の經驗では、戰場兵員一人を維持するために獨逸では工業労働者二・三一人、鑛山労働者〇・二四人、合計二・五五人、佛蘭西では二・八八人を要したと云ふことである(中央公論十三年六月號)。現在我が國に之等がどの程度の割合になるかは詳かにし得ないが、大戰當時に比し戦争のより機械化したとは、今日既に一般の常識である。従つて對支戰が今後更に長引くものとすれば、さなきだに勞力不足に見舞はれてゐる現下の勞働市場は、愈々益々緊迫化して來る。尤も此の場合、前に述べた如く平和産業から吐出される餘剩勞働力のあることは考へられる。しかし之も軍需産業への所要勞働力に比すれば、その量も小さく、且つ直ちに軍需工業労働者として適應することも困難であらう。結局今の情勢で押進めば、全般的に勞力飢饉は深まるものと見られる。

そこで、この窮境打開のために、政府は去る第七十三議會に於て、從來の市町村營の全國職業紹介

所を國營に移し、七月一日から左記新内容を以て事業を開始することゝなつた。

- 一、第一線の職業紹介所を全國の要所に配置し、紹介網に漏れなからしめ、これに相當数の職員を配屬する
- 一、業務の一部を市區町村長をして行はしめ、この區域毎に聯絡委員を設置して全體の統制を圖る
- 一、地方行政の現制度に即する爲に、地方長官にこの運営の統轄を行はしめる
- 一、中央地方に各々職業紹介委員會を設けて、民間の要望を常に打診する

勿論、この新機關は以上の軍需勞務を補給・統制するばかりではなく、歸還兵、傷痍軍人の職業斡旋に努め、更に遠く復員時に於ける就職戰線の混亂防止を目指してゐるのである。

だが、惟ふに今日の公營職業紹介機關の程度では、緊迫せる現下の勞働市場の全面的調整は不可能であらう。必然、この規模を今後擴大強化し、そしてわが勞働力需給量の大半をその手に收める必要があるが、それと同時に大戰當時英國の採用した如き國民登録制の實施にまで進む必要が生ずるかも知れない。

第六節 農産物販賣機構の統制目標

戦局の見透しがつかない今日、日本農業の將來に關して輕々に論斷することは許されないが、近頃農業經營竝に組織の戦後に於ける對策に付いて、各種の議論が醸されてゐる。先づ其の中で有力な主張と看做されてゐるのは、農業の資本家的經營の問題である。つまり、これを生産部面から見ると、ば、共同作業を促進し、出來得る限り作業の機械化を圖らんとするものだ。同時に配給機構も、在來の組織を整理改廢し、集荷から出荷、販賣に至る一貫作業を行ひ、強力な統制を加ふべしと云ふのである。この主張の根柢には次に擧げるやうな幾多の事情が錯綜してゐる。

(一)元來、集約的な農業經營に於ては單位面積から最も多量の收穫物を得るために、勞働力を始め各種の生産手段を集中的に投下する必要があるが、事變に依る人馬の應召徵發や、農業勞働力の軍需工業への吸引、その他、肥料、農具等の不足は生産上の一切の條件に支障を與へた。殊に水稻の植付や、多角的農業經營に於て、其の蒙る打撃は甚しい。

昨年十月から組織された「勤勞奉仕班」は部落を單位とする在來の組織即ち農事實行組合等を基